

財団法人
国際民商事法センター

I C C L C

特 集

- 第一部 (財)国際民商事法センター
平成15年度事業報告・平成16年度事業計画
- 第二部 国際民商事法シンポジウム
“アジア諸国における
知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題”

第19号

2004年7月

目 次

第19号 2004年7月

<第一部 第十七回理事会・第十五回評議員会>

ご 挨拶	会長 宮原賢次	1
第十七回理事会議事録		3
第十五回評議員会議事録		27
平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録		32
監査報告書		51
平成16年度事業計画及び収支予算		52

<第二部 国際民商事法シンポジウム>

"アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題"

(1) 巻頭及びプログラム

(財)国際民商事法センター事務局長 金子浩之	66
------------------------	----

(2) 主催者挨拶

法務総合研究所国際協力部長 田内正宏	71
(財)国際民商事法センター理事長 岡村泰孝	73
日本貿易振興機構大阪本部長 武 宜正	75

(3) 海外パネリスト基調講演

インドネシア クリストフ・アントン弁護士	76
フィリピン アロンソ・アンチェッタ弁護士	85
タイ ヴィチャイ・アリヤヌンタカ弁護士	100

中国、マレーシア、シンガポールについては本号では省略させていただいております。

(4) 資料 加盟国条約	109
知的財産権エンフォースメントまとめ一覧表	115

<第一部>

第十七回理事会

第十五回評議員会

第17回理事会・第15回評議員会

宮原会長挨拶



本日は当財団の第17回理事会及び第15回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

当財団は設立以来4期8年を経過しましたが、所期の目的に従い法制度整備支援を中心として事業を発展させ、おかげさまで各事業とも順調に軌道に乗ってきております。

これら事業の推進にあたりましては、法務省や国際協力機構をはじめとする政府関係機関並びに当財団役員、会員他関係者の皆様の絶大なご指導とご尽力のもとに成果を上げることが出来ているものであり、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

我が国とアジア及びその周辺諸国との経済関係は益々緊密化するとともに、相互依存の度合いも高まり、将来的にはアジアにおける共同市場経済圏が段階的に構築されて行くものと予測されます。

市場経済化を共通の土俵としてアジア各国が相互に発展するためには、各国が自国の法制度やその運用システムの整備を推進し、法の支配の確立に努め、ひいてはこれが国際的な投資や取引の環境の安定化をもたらすものでありますが、私はこれまでの法整備支援の活動を通じ、この流れの中で日本の果たす役割の大きさと重要性について認識を新たにしております。

この点、日本政府としても ODA 全体の予算は削減の方向にありますが、国際協力機構の法整備支援に対する事業資金は年々増加していただいております。関係国に対するこのような形での支援の意義と重要性が一段と評価されている証と考えております。

また、法務総合研究所の国際協力部におかれましても、人員、予算両面で充実が計られ、我が国の法整備支援事業の中核機関として、本格的な活動が推進されておりますことは、誠に心強いものと感じております。

私ども財団も民間の立場から一層積極的に諸事業に取り組む所存でありますが、後ほどご審議いただきます平成15年度事業報告、収支決算及び平成16年度事業計画、収支予算について、私の立場から1～2触れたいと思います。

昨今の経済情勢のもと、財団の法人会員は残念ながら減少しており、会費収入が前年度実績を下まわりましたが、諸経費について節減や効率的運用に努め、収支の健全性は維持しております。今年度は会員の増加について一層努力する所存ですが、何分にも厳しい経済環境がもうしばらくは続くものと思われ、予算上は平成15年度実績とほぼ近い収入額に止めておりますことご理解いただきたいと思っております。

一方事業支出については、国際協力機構から委託を受けて推進してきましカンボジア、ベトナムに対する法整備支援事業が民法や民事訴訟法の草案、改正案の作成により一段落となりましたが、今後もそれらの関連法律や運用システムの整備及び法曹養成機関に対する支援強化等に重点を置き両国に対する支援体制は継続すると共に、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、中国等に対する法制度整備支援が一層拡大、充実されるものとお聞きしており、ODA をベースとします法整備支援事業について、当財団として民間の立場から一層の協力を惜しまない所存であります。

また、ODA 関係以外の事業であります日中民商事法セミナー、日韓パートナーシップ研修等についても、内容を一層充実させ継続するとともに、研究事業については国際企業結合をメインテーマとする国際会社法の分野について平成16年～17年の2ヶ年計画で新たに取り組むこととしております。

これらの事業を地道に積み重ねることにより相手国の法制度整備に貢献するとともに、これらの活動を通じて構築される人脈は中長期的に我が国との国際取引関係にプラスとなるものと確信しており、当財団事業の円滑な発展のため関係者各位の一層のご理解とご支援をお願いする次第です。

さて、当財団が第5期9年目に入るにあたり、本日は役員、特別顧問及び学術評議員の改選を審議いただきます。私としましては任期満了となります理事、評議員、監事、特別顧問及び学術評議員の方全員に再任をお願いしましたが、一部の方々を除き再任又は交代によるお引き受けを予め承諾いただいております。

再任、交代並びに新たに就任について内諾をいただいております当財団第5期2年間の役員、特別顧問及び学術評議員の候補は議案資料記載のとおりですので、宜しくご検討をお願いします。

最後になりましたが、今回退任される役員・学術評議員の方々にはこれまでのご支援ご協力に対し心から感謝の意を表したいと思っております。

それでは、本日の議事についてご検討いただき審議のほど宜しくお願い申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第十七回理事会議事録

- 1 開催日時 平成16年5月24日(月)15時00分～16時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事37人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 10人
代理人出席 26人
(他の理事を代理人とする者 21人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 5人)
書面による表決 1人

4 付議事項

- 第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件
第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件
第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件
第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第6号議案 平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第7号議案 平成16年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長官原賢次から挨拶があった。

- (1)第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2)第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件は、原案通り全員一致をもって互選した。
- (3)第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (4)第4号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (5)第5号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (6)第6号議案 平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、中川英彦両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成15年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第十五回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(7)第7号議案 平成16年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第十五回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成16年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 小杉 丈夫
- 2 鶴田 六郎

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成16年5月24日

議長

岡村 春孝



議事録署名人

小杉 丈夫



議事録署名人

鶴田 六郎



財団法人国際民商事法センター第17回理事会出席者

理事会社

(7月11日順、敬称略)

会社名	理事			代理人出席者	
	役職	氏名	出席・欠席	役職	氏名
旭化成㈱	常任相談役	弓倉 礼一	本人出席		
アサヒビール㈱	相談役	瀬戸 雄三	議長宛委任状		
石川島播磨重工業㈱	相談役	稲葉 興作	議長宛委任状		
大阪瓦斯㈱	相談役	領木新一郎		東京支社副支社長	阿部 和良
関西電力㈱	相談役	宮崎 勇	議長宛委任状		
KDDI㈱	常務理事	館野 修	議長宛委任状		
㈱小松製作所	相談役	片田 哲也		法務部のリーガルアドバイザー	新城 修
新日本製鐵㈱	会長	千速 晃	議長宛委任状		
住友金属工業㈱	名誉会長	新宮 康男	議長宛委任状		
住友商事㈱	会長	宮原 賢次	本人出席		
住友電気工業㈱	相談役	川上 哲郎	議長宛委任状		
東京海上火災保険㈱	相談役	樋口 公啓		コンプライアンス業務部法務課長	吉澤 卓哉
東京電力㈱	顧問	那須 翔	議長宛委任状		
㈱東京三菱銀行	相談役	高垣 佑	議長宛委任状		
㈱東芝	会長	西室 泰三		法務第二担当グループ長	金田 房雄
東レ㈱	会長	前田勝之助	欠席		
トヨタ自動車㈱	社長	張 富士夫		法務部グループ長	藤井 孝司
日本電気㈱	会長	佐々木 元	議長宛委任状		
日本電信電話㈱	相談役	宮津純一郎	議長宛委任状		
日本郵船㈱	名誉会長	根本 二郎	書面表決		
㈱日立製作所	特命顧問	熊谷 一雄	議長宛委任状		
松下電器産業㈱	名誉会長	松下 正治	議長宛委任状		
㈱みずほコーポレート銀行	常務執行役員	黒田 則正	議長宛委任状		
三井物産㈱	顧問	江尻宏一郎	議長宛委任状		
三菱重工業㈱	相談役	増田 信行	議長宛委任状		
三菱商事㈱	相談役	楨原 稔	議長宛委任状		

個人理事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	岡村 泰孝	本人出席
㈱博報堂相談役	磯邊 律男	本人出席
弁護士	稲田 克巳	議長宛委任状
(財)民事法務協会会長	加藤 晴明	本人出席
弁護士	小杉 丈夫	本人出席
法務省法務総合研究所長	鶴田 六郎	本人出席
弁護士	原田 直郎	議長宛委任状
駿河台大学法科大学院研究科長・教授	日野 正晴	本人出席
㈱電通顧問顧問	福川 伸次	議長宛委任状
(財)台湾協会理事長	梁井 新一	本人出席
弁護士	渡邊 悟朗	議長宛委任状
事務局長	金子 浩之	本人出席

監事

現 職	氏 名	出席・欠席
弁護士	木村 榮作	出席
住商リース㈱顧問	中川 英彦	出席

特別顧問

現 職	氏 名	出席・欠席
住友商事㈱名誉顧問	伊藤 正	出席
トヨタ自動車㈱名誉会長	豊田章一郎	欠席
弁護士	三ヶ月 章	出席

財団法人国際民商事法センター第十七回理事会資料

平成16年5月24日(月)

午後3時より

於:法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案	任期満了に伴う理事及び監事推薦の件	[資料1]
第2号議案	会長、理事長及び事務局長互選の件	[資料2]
第3号議案	任期満了に伴う特別顧問推薦の件	[資料3]
第4号議案	任期満了に伴う評議員推薦の件	[資料4]
第5号議案	任期満了に伴う学術評議員推薦の件	[資料5]
第6号議案	平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件	[資料6] 32頁
第7号議案	平成16年度事業計画及び収支予算の件	[資料7] 52頁

注:「第6号議案平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成16年4月19日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

理事会：第1号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件

[資料1]

(1)理事候補

新任/再任	氏名	現職
再任	磯邊 律男	株式会社博報堂相談役
再任	稲田 克巳	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	稲葉 興作	石川島播磨重工業株式会社相談役
新任(交代)	宇佐美 皓司	日本郵船株式会社専務取締役
再任	江尻 宏一郎	三井物産株式会社顧問
再任	岡村 泰孝	弁護士(第一東京弁護士会所属)
新任(交代)	小野 正人	みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員
再任	加藤 晴明	財団法人民事法務協会会長
再任	川上 哲郎	住友電気工業株式会社相談役
新任(交代)	川口 憲一	KDDI株式会社理事ネットワークソリューション国際営業本部長
再任	熊谷 一雄	株式会社日立製作所特命顧問
再任	小杉 丈夫	弁護士(東京弁護士会所属)
再任	佐々木 元	日本電気株式会社会長
新任(交代)	佐々木 幹夫	三菱商事株式会社会長
新任(交代)	下妻 博	住友金属工業株式会社社長
再任	瀬戸 雄三	アサヒビール株式会社相談役
再任	高垣 佑	株式会社東京三菱銀行相談役
再任	千速 晃	新日本製鐵株式会社会長
再任	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社社長
再任	鶴田 六郎	法務総合研究所長
再任	那須 翔	東京電力株式会社顧問
新任(交代)	西岡 喬	三菱重工業株式会社会長
再任	西室 泰三	株式会社東芝会長
新任(交代)	萩原 敏孝	株式会社小松製作所会長
再任	原田 直郎	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	樋口 公啓	東京海上火災保険株式会社相談役
再任	日野 正晴	弁護士(第一東京弁護士会所属)

再任	福川 伸次	株式会社電通顧問
再任	松下 正治	松下電器産業株式会社名誉会長
再任	宮崎 勇	関西電力株式会社相談役
再任	宮津 純一郎	日本電信電話株式会社相談役
再任	宮原 賢次	住友商事株式会社社長
再任	梁井 新一	財団法人台湾協会理事長
再任	弓倉 礼一	旭化成株式会社常任相談役
再任	領木 新一郎	大阪瓦斯株式会社相談役
再任	渡邊 悟朗	弁護士(神戸弁護士会所属)
再任	金子 浩之	住友商事株式会社参事

(2)監事候補

新任/再任	氏 名	現 職
再任	木村 榮作	弁護士(第一東京弁護士会所属)
新任(交代)	川原 卓郎	住友商事株式会社理事法務部長

注:新任候補(8名)の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ウ サ ミ 宇 佐 美	(名) コ ウ ジ 皓 司
生年月日	昭和20年4月27日	
本籍(都道府県)	東京都	
最終学歴	昭和43年3月	慶応義塾大学経済学部卒業
主な職歴	昭和43年4月 平成9年6月 平成10年6月 平成11年5月 平成11年6月 平成12年6月 平成14年4月 平成14年6月 平成16年4月	日本郵船株式会社入社 同社不専統轄グループ長兼アジア・北アジア材ライファーグループ長 同社人事グループ調査役 同社人事グループ調査役兼経営企画グループ調査役 同社人事グループ長兼経営企画グループ調査役 同社取締役就任、人事グループ長兼務 同社人事グループ長の兼務を解かれる 同社常務取締役就任 同社代表取締役専務取締役経営委員就任
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) オ ノ 小 野	(名) マ サ ト 正 人
生年月日	昭和25年11月4日	
本籍(都道府県)	岡山県	
最終学歴	昭和49年3月	慶應義塾大学商学部卒業
主な職歴	昭和49年4月 昭和63年2月 平成10年5月 平成12年5月 平成12年7月 平成14年4月 平成14年12月 平成16年4月	株式会社第一勧業銀行入行 同社 ロスアンゼルス支店 同社 銀座通支店長 同社 企業金融企画室長 同社 企業金融企画室長兼法人業務第二部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員業務推進部長 同社 執行役員業務管理部長 同社 常務執行役員営業担当役員
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) カワグチ 川 口	(名) ケンイチ 憲 一
生年月日	昭和22年5月3日	
本籍(都道府県)	東京都	
最終学歴	昭和46年6月	東京大学工学部電子工学科卒業
主な職歴	昭和46年7月 平成4年7月 平成8年7月 平成10年6月 平成10年7月 平成11年6月 平成12年6月 平成12年10月 平成13年6月 平成14年6月 平成14年8月 平成15年4月 平成15年7月 平成16年4月	国際電信電話株式会社入社 同社交換部ソフトウェアセンター長 同社ネットワーク本部ネットワーク計画部長 同社取締役営業ソリューション部長 国際電信電話㈱、日本高速通信㈱の合併により、 KDD㈱発足 同社取締役営業本部ソリューション部長 同社執行役員 営業統括本部マルチメディア事業本部ソリューションビジネス推進部長 同社執行役員 営業統括本部ソリューションビジネス推進部長 第二電電㈱、KDD㈱、日本移動通信㈱の合併により、 ㈱ディーディーアイ [現KDDI㈱] 発足 同社理事 ネットワーク営業本部ソリューション推進部長 同社ネットワーク営業本部ソリューション統括部長兼ソリューション企画部長 同社ソリューション事業本部ソリューション技術本部副本部長 兼運用本部設立準備室 同社ソリューション事業本部ソリューション技術本部副本部長 同社技術統括本部副本部長兼施設建設部長 同社建設本部副本部長兼施設建設部長 同社ネットワークソリューション国際営業本部長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) サ サ キ 佐 々 木	(名) ミ キ オ 幹 夫
生 年 月 日	昭和12年10月8日	
本籍(都道府県)	神奈川県	
最 終 学 歴	昭和35年3月	早稲田大学理工学部卒業
主 な 職 歴	昭和35年4月 昭和41年3月 昭和41年11月 昭和54年9月 昭和60年2月 平成元年7月 平成3年3月 平成4年6月 平成5年4月 平成6年6月 平成8年4月 平成10年4月 平成16年4月	三菱商事株式会社入社(機械第一部) 独国三菱商事会社(デュッセルドルフ) ロンドン支店(～昭和46年11月) イラン三菱商事会社社長(～昭和56年6月) 重機部長 参与、プラント・船舶本部長 米国三菱商事会社副社長(ニューヨーク) 取締役就任 米国三菱商事会社社長(～平成7年6月) 常務取締役 職能総括担当役員 取締役社長 取締役会長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) シ モ ツ マ 下 妻	(名) ヒロシ 博
生年月日	昭和12年1月13日	
本籍(都道府県)	北海道	
最終学歴	昭和35年3月	東京大学文学部社会学科卒業
主な職歴	昭和35年4月 昭和58年4月 昭和63年6月 平成元年6月 平成2年6月 平成4年6月 平成6年6月 平成8年6月 平成12年6月	住友金属工業株式会社入社 薄板部長 薄板第一部長 取締役経営企画部長委嘱 経営企画部長解嘱、支配人委嘱 常務取締役 専務取締役 取締役副社長 取締役社長
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ニ シ オ カ 西 岡	(名) タカシ 喬
生年月日	昭和11年5月3日	
本籍(都道府県)	東京都	
最終学歴	昭和34年3月	東京大学工学部卒業
主な職歴	昭和34年4月 平成元年7月 平成3年6月 平成4年6月 平成5年4月 平成7年4月 平成7年6月 平成10年6月 平成11年6月 平成12年6月 平成15年6月 平成15年6月	新三菱重工業株式会社入社 三菱重工業株式会社航空機・特車事業本部 名古屋航空宇宙システム製作所副所長 同社航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所所長 同社取締役、 航空機・特車事業本部名古屋航空宇宙システム製作所所長 同社取締役、名古屋航空宇宙システム製作所所長 同社取締役、航空機・特車事業本部副事業本部長 同社常務取締役、航空機・特車事業本部長 同社取締役副社長、航空機・特車事業本部長 同社取締役社長 同社取締役社長、三菱自動車工業株式会社取締役兼務 三菱重工業株式会社取締役会長、 三菱自動車工業株式会社取締役兼務 三菱重工業株式会社取締役会長、 三菱自動車工業株式会社取締役兼務 三菱商事株式会社取締役兼務
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ハギワラ 萩 原	(名) トシタカ 敏 孝
生年月日	昭和15年6月15日	
本籍(都道府県)	東京都	
最終学歴	昭和42年3月	早稲田大学 大学院法学研究科修了
主な職歴	昭和44年12月 平成2年6月 平成7年6月 平成9年6月 平成11年6月 平成15年6月	株式会社小松製作所入社 取締役 常務取締役 専務取締役 代表取締役副社長 代表取締役会長就任
賞 罰	な し	

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) カワハラ 川 原	(名) タクロウ 卓 郎
生年月日	昭和26年7月10日	
本籍(都道府県)	兵庫県	
最終学歴	昭和50年3月	京都大学法学部卒業
主な職歴	昭和50年4月 平成元年8月 平成11年4月 平成15年4月	住友商事株式会社入社法務部 米国住友商事会社ニューヨーク本社管理部 法務部長 理事就任
賞 罰	な し	

理事会：第2号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件

[資料2]

新任/再任		氏 名
再任	会長候補	宮 原 賢 次
再任	理事長候補	岡 村 泰 孝
再任	事務局長候補	金 子 浩 之

理事会：第3号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

[資料3]

特別顧問候補 新任/再任	氏 名	現 職
再任	豊田 章一郎	トヨタ自動車株式会社名誉会長
再任	三ヶ月 章	弁護士(第一東京弁護士会所属)

評議員候補

新任/再任	氏名	現職
再任	青山 善充	明治大学法科大学院教授
再任	秋草 直之	富士通株式会社社長
再任	五十嵐義治	法務総合研究所総務企画部長
再任	石川 正	弁護士(大阪弁護士会所属)
新任(交代)	市野 紀生	東京瓦斯株式会社社長
再任	伊藤 助成	日本生命保険相互会社会長
再任	植村 裕之	三井住友海上火災保険株式会社社長
再任	氏家 純一	野村ホールディングス株式会社社長
再任	小野 昌延	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	兼子 勲	株式会社日本航空システム会長
再任	河内 悠紀	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	河本 一郎	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	北岡 隆	三菱電機株式会社相談役
再任	清田 瞭	大和証券エスエムピー株式会社社長
再任	熊谷 信昭	兵庫県立大学学長
再任	桑野 幸徳	三洋電機株式会社社長
再任	香西 昭夫	住友化学工業株式会社社長
新任(交代)	佐治 信忠	サントリー株式会社社長兼社長
再任	鈴木 邦雄	株式会社商船三井社長
再任	田内 正宏	法務総合研究所国際協力部長
再任	竹下 守夫	駿河台大学学長
新任(交代)	田崎 雅元	川崎重工業株式会社社長
再任	辻 亨	丸紅株式会社社長
新任	土肥 孝治	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	長島 安治	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	中野 貞一郎	大阪大学名誉教授
再任	西 迪雄	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社社長

再任	野田 愛子	弁護士(第一東京弁護士会所属)
再任	本江 威憲	公証人(銀座公証役場所属)
再任	前田 宏	弁護士(第二東京弁護士会所属)
再任	真崎 晃郎	ソニー株式会社執行役専務
再任	本林 徹	弁護士(東京弁護士会所属)
再任	森川 敏雄	株式会社三井住友銀行特別顧問
再任	森脇 昭夫	財団法人地球環境戦略研究機関理事長
再任	山本 兵藏	大成建設株式会社相談役

注:新任候補(4名)の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) イ チ ノ 市 野	(名) ノ リ オ 紀 生
生年月日	昭和16年1月1日	
本籍(都道府県)	広島県	
最終学歴	昭和39年3月	早稲田大学法学部卒業
主な職歴	昭和39年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年6月	東京ガス株式会社入社 同社 取締役 同社 常務取締役 同社 専務取締役 同社 代表取締役兼副社長執行役員 同社 代表取締役社長兼社長執行役員
賞 罰		

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) サ ジ 佐 治	(名) ノ ブ タ タ 信 忠
生年月日	昭和20年11月25日	
本籍(都道府県)	兵庫県	
最終学歴	昭和38年3月	慶應義塾大学経済学部卒業
主な職歴	昭和57年6月 昭和59年6月 昭和62年6月 平成元年3月 平成2年3月 平成13年3月 平成14年3月	サントリー株式会社取締役就任 同社 常務取締役 同社 専務取締役 同社 取締役副社長 同社 代表取締役副社長 同社 代表取締役社長 同社 代表取締役会長兼務
賞 罰		

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) タザキ 田 崎	(名) マサモト 雅 元
生年月日	昭和10年9月6日	
本籍(都道府県)	宮崎県	
最終学歴	昭和33年3月	九州大学工学部卒業
主な職歴	昭和33年4月 昭和56年8月 昭和61年9月 昭和62年5月 昭和63年1月 昭和63年4月 平成元年7月 平成元年12月 平成4年6月 平成8年6月 平成9年6月 平成12年4月 平成12年6月	川崎航空機工業株式会社(現川崎重工業㈱)入社 Kawasaki Motors Corp., U.S.A. 取締役社長 同社 取締役会長 川崎重工業㈱CP事業本部企画室副室長兼企画部長 同社 理事CP事業本部企画室副室長兼管理部長 同社 CP事業本部付 同社 海外営業総括本部副本部長兼CP事業本部付 Kawasaki Heavy Industries(U.S.A.) Inc. 取締役社長 川崎重工業㈱取締役就任 CP事業本部副本部長 同社 常務取締役就任 CP事業本部副本部長 同社 専務取締役就任 汎用機事業本部長 同社 企画、ガスタービン・機械事業本部 ならびに汎用機事業本部統括 同社 取締役社長就任
賞 罰		

学術評議員候補

新任/再任	氏名	現職
再任	池田 辰夫	大阪大学大学院法学研究科教授
再任	生駒 啓	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	奥島 孝康	早稲田大学学事顧問法学部教授
再任	梶谷 玄	最高裁判所判事
再任	柏木 昇	中央大学法科大学院教授
再任	川島 慶雄	千里金蘭大学学長
再任	川又 良也	大阪国際大学教授
再任	北川 善太郎	名城大学教授
再任	小島 武司	中央大学教授
再任	佐々木 雄太	愛知県立大学学長
再任	志村 治美	立命館大学名誉教授
再任	曾野 和明	北海道大学名誉教授
再任	中村 雅臣	公証人(上六公証役場所属)
再任	野村 好弘	明治学院大学教授
再任	原 清	弁護士(大阪弁護士会所属)
再任	星野 英一	東京大学名誉教授
再任	前田 庸	学習院大学名誉教授
再任	柳田 幸男	弁護士(東京弁護士会所属)
新任(交代)	矢吹 公敏	弁護士(東京弁護士会所属)
再任	湯浅 道男	愛知学院大学大学院法科学研究科長

注：新任候補(1名)の略歴書添付

略 歴 書

フリガナ 氏 名	(氏) ヤ ブ キ 矢 吹	(名) キ ミ ト シ 公 敏
生年月日	昭和31年8月22日	
本籍(都道府県)	東京都	
最終学歴	昭和57年3月	東京大学法学部卒業
主な職歴	昭和59年4月 昭和62年 平成3年～5年 平成8年 平成9年 平成12年	司法修習生 弁護士登録(東京弁護士会) 長島・大野法律事務所 Covington & Burling法律事務所ワシントンD.C. 及びブラッセルオフィス 矢吹法律事務所 矢吹・丸島法律事務所 矢吹法律事務所
賞 罰		

財団法人国際民商事法センター第十五回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成16年5月24日(月)15時00分～16時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員 36人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 5人
代理人出席 30人
(他の評議員を代理人とする者 29人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者 1人)
書面による表決 1人
- 4 付議事項
第1号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第2号議案 平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第3号議案 平成16年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰孝から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長宮原賢次から挨拶があった。

- (1)第1号議案 会長による理事及び監事委嘱の件は、原案通り委嘱することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2)第2号議案 平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (3)第3号議案 平成16年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。


最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。


- 1 五十嵐義治
- 2 本江 威意

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明らかにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成16年5月24日

議長 前田 宏 

議事録署名人 本江 威意 

議事録署名人 五十嵐 義治 

財団法人国際民商事法センター第15回評議員会出席者

評議員会社

(7月14日順、敬称略)

会社名	評 議 員			代 理 人 出 席 者	
	役 職	氏 名	出席・欠席	役 職	氏 名
旭硝子(株)	相談役	瀬谷 博道	議長宛委任状		
伊藤忠商事(株)	社 長	丹羽宇一郎	議長宛委任状		
(株)大林組	社 長	向笠 慎二	議長宛委任状		
オリックス(株)	会 長	宮内 義彦	議長宛委任状		
サントリー(株)	相談役	鳥井信一郎	議長宛委任状		
三洋電機(株)	社 長	桑野 幸徳	議長宛委任状		
(株)商船三井	社 長	鈴木 邦雄		総務部法務・保険グループマネージャー	小川 優
住友化学工業(株)	会 長	香西 昭夫	議長宛委任状		
ソニー(株)	執行役専務	真崎 晃郎	議長宛委任状		
大成建設(株)	相談役	山本 兵蔵	議長宛委任状		
大和証券エヌエムシー(株)	社 長	清田 瞭	議長宛委任状		
東京瓦斯(株)	副会長	上原 英治	議長宛委任状		
(株)日本航空システム	会 長	兼子 勲	議長宛委任状		
日本生命保険(相)	会 長	伊藤 助成	議長宛委任状		
野村ホールディングス(株)	会 長	氏家 純一	議長宛委任状		
富士通(株)	会 長	秋草 直之	議長宛委任状		
丸紅(株)	会 長	辻 亨	議長宛委任状		
三井住友海上火災保険(株)	社 長	植村 裕之	議長宛委任状		
(株)三井住友銀行	特別顧問	森川 敏雄	議長宛委任状		
三菱電機(株)	相談役	北岡 隆	議長宛委任状		

個人評議員

現 職	氏 名	出席・欠席
明治大学法科大学院教授	齊山 善充	議長宛委任状
法務総合研究所総務企画部長	五十嵐義治	本人出席
弁護士	石川 正	議長宛委任状
弁護士	小野 昌延	書面表決
弁護士	河内 悠紀	議長宛委任状
弁護士	河本 一郎	議長宛委任状
兵庫県立大学学長	熊谷 信昭	議長宛委任状
法務総合研究所国際協力部長	田内 正宏	本人出席
駿河台大学学長	竹下 守夫	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
弁護士	中野貞一郎	議長宛委任状
弁護士	西 迪雄	本人出席
弁護士	野田 愛子	欠 席
公証人	本江 威憲	本人出席
弁護士	前田 宏	本人出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
(財)地球環境戦略研究機関理事長	森脇 昭夫	議長宛委任状

財団法人国際民商事法センター第十五回評議員会資料

平成16年5月24日(月)

午後3時より

於：法曹会館 高砂の間(2階)

付議事項

第1号議案	会長による理事及び監事委嘱承認の件	[資料1]
第2号議案	平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件	[資料2] 32 頁
第3号議案	平成16年度事業計画及び収支予算の件	[資料3] 52 頁

注1:第2号及び第3号議案は、寄附行為第26条第6項にもとづき、理事長から評議員会への諮問に応じ、評議員会として必要な事項を審議し助言を行うものです。

注2:「第2号議案平成15年度事業報告、収支決算及び財産目録の件」については、平成16年4月19日に監事による監査が完了し、適正である旨報告を受けております。

(第1号議案は理事会[資料1]と同じにつき添付省略)

平成15年度事業報告書

(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

1 役員会の開催

(1)第十五回理事会

第十五回理事会を以下の通り開催した。

日時：平成15年5月21日 16:00～17:20

場所：法曹会館 高砂の間

出席者：理事37名

(本人出席7名、代理人出席27名、書面による表決権行使者3名)

理事長岡村泰孝が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ全員一致をもって承認可決した。

議案：第一号議案 理事推薦の件

第二号議案 会長互選の件

第三号議案 特別顧問推薦の件

第四号議案 評議員推薦の件

第五号議案 学術評議員推薦の件

第六号議案 平成14年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第七号議案 平成15年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 稲田 克己

財団法人民事法務協会会長 加藤 晴明

(2)第十四回評議員会

第十四回評議員会を以下の通り開催した。

日時：平成15年5月21日 16:00～17:20

場所：法曹会館 高砂の間

出席者：評議員35名

(本人出席6名、代理人出席24名、書面による表決権行使者5名)

理事長岡村泰孝から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について全員一致をもって承認可決し、第二号及び第三号の議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

- 議案：第一号議案 理事委嘱承認の件
第二号議案 平成14年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成15年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

法務総合研究所総務企画部長 藤田 昇三
公証人 本江 威憲

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成15年5月21日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3)第十六回理事会(書面による議決)

平成15年10月21日、理事長岡村泰孝は第十六回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、11月18日、各議案とも過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議案：第一号議案 評議員推薦の件

候補者 真崎 晃郎 ソニー株式会社執行役員専務・兼グループ・ジェネラル counsel
候補者 五十嵐義治 法務総合研究所総務企画部長

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 小杉 丈夫
法務総合研究所長 鶴田 六郎

2 法整備支援受託事業

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

第22回ベトナム研修

期 間： 平成16年2月5日～3月4日(4週間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及び法務総合研究所(東京)

研修内容：ベトナムの法曹養成機関の強化支援のため、法曹養成関係者の研修を実施。

- ①我が国の法曹養成、特に最高裁判所司法研修所における司法修習生の教育方法、カリキュラム及び教材等について研修した。これまでのベトナムにおける法曹教育の弱点は、実践的、実務的教育が軽視されてきたこと及び裁判官、検察官、弁護士がそれぞれの職務に特化した個別的教育を受け、統一的な法曹教育が行われなかったことにあった。そこで、ベトナムと同じ大陸法系国であり、かつ統一的な法曹教育を実施し成果を挙げてきた最高裁判所司法研修所の教育方法、カリキュラム、教材を紹介

するなどして、我が国の法曹教育についての知識を習得し、ベトナムにおける今後の法曹教育の在り方を検討するに際しての参考に供することとした。

- ②更に、本研修では司法研修所において実施されている要件事実教育を、合理的な思考方法を身に付けさせるのに好適な教育手法の一つとして研修員に紹介し、ベトナムの法曹養成機関における今後の教育手法の開発及び教科書、カリキュラム等の作成に役立てることとした。また最高裁判所、司法研修所を見学した。

研修員：10名

グエン・タイン・ビン	司法省司法官職養成学校研修部長
チャン・クオク・フー	司法省監察部長
ディン・スアン・ナム	最高人民検察院検察大学校副校長
グエン・ヴァン・ユン	最高人民裁判所裁判官養成学校副校長
レ・トゥ・ハー	司法省司法官職養成学校研修部副部長
グエン・バン・ボン	司法省法律専門官
グエン・ゴック・カイン	最高人民検察院検察理論研究所専門官
ブー・ティ・フオン	司法省人事部法律専門官
ブー・ティ・ホア	司法省司法官職養成学校法律相談所副所長
グエン・ミン・ハン	司法省司法官職養成学校講師

(2)ベトナム法制度整備

国際協力機構とベトナム司法省のベトナム法整備支援新3ヶ年契約（フェーズ3）は平成15年7月調印されスタートの運びとなった。

フェーズ3の主要内容

①民法を中心とした民商事法分野立法の支援

- イ 民法改正最終法案
- ロ 知的財産権関連法規
- ハ 民事訴訟法、倒産法
- ニ その他民法関連法令（不動産登記法、国家賠償法、判決執行法案）

上記イについては従来の民法改正共同研究会（委員長 森嶋昭夫地球環境戦略研究機関理事長、委員8人）を継続、上記ハについては民訴法共同研究会（委員長 吉村徳重九州大学名誉教授、委員3人）が設けられた。

ロ、ニを含め長期派遣専門家及び短期専門家派遣による、現地セミナーやワークショップが実施される。

②法曹強化のための支援

- イ 既存法曹養成機関の研修プログラム、教材等の改善
- ロ 判決様式の標準化、判例情報の整備
- ハ ハノイ大学法学部の日本法教育

上記イについて法曹養成機関支援ワーキンググループ（委員長 下田文男司法研修所教官、委員4人）及びロについて判決標準化、判例整備プロジェクトワーキンググループ（委員長 井関正裕弁護士、委員3人）が設けられた。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3)カンボジア民法・民事訴訟法起草支援研修(カンボジア研修)

カンボジア法制度整備研修

期 間： 平成15年4月1日～4月11日

本研修は3月24日から実施されたが、4月分は平成15年度事業として、国際協力機構から別契約として受託した。

場 所： 国際協力機構東京国際センター

研修内容： カンボジア民法・民訴法草案・条文案についての解説及び立法手続について講義を受け、法案説明資料作成について演習。

研 修 員：	スイ ヌー	司法省次官
	イ ダン	司法省次官補
	モン モニチャリヤー	最高裁判所判事
	ヒー ソピアー	カンダル州裁判所所長
	ユー ブンレン	控訴裁判所判事
	チャン ソテアヴィ	司法省民事局長
	スン バニャヴット	司法省検察局長
	バエン ビッサリー	司法省判事

上記の他、当年度にカンボジア研修2回が計画されていたが、カンボジア側の事情により見送りとなった。

(4)カンボジア法制度整備

カンボジア法制度整備支援プロジェクトは、前年度をもって民法及び民事訴訟法草案をカンボジア司法省に引渡し、フェーズ1の目的を達成した。当年度はカンボジア側要請にもとづき法案引き渡し後も国会審議に向けて必要なフォローアップ作業、フェーズ2支援方針形成のための協議、並びにフェーズ2に向けた国内準備作業が主な活動となったが、当財団は国際協力機構からの委託契約にもとづき、民法及び民事訴訟法両作業部会の運営や現地長期派遣専門家との連絡調整等事務局業務を行った。

当年度は民法作業部会を9回、民事訴訟法作業部会を8回とカンボジア法制度整備フェーズ2対処方針会議を1回開催した。（フェーズ2による新3ヶ年契約のスタートは平成16年4月以降となる。）

(5) ラオス法制度整備

ラオス法整備支援研修は国際協力機構から名古屋大学及び法務総合研究所が直接受託を受けて実施されており、当年度は第8回（研修員16名、平成15年11月10日～11月21日）及び第9回（研修員6名及び法総研招致による特別参加研修員4名の10名、平成16年1月13日～1月30日）が行われた。

当財団はこの研修には直接関与せず、研修員と財団関係者の交流の場を設ける程度の協力で止まっていたが、当年度からラオス法整備支援に関連する国内会議の事務局業務を国際協力機構から業務委託を受けることとなった。（支援にかかわる翻訳、資料作成、テープ起しの他、会議参加者の諸費用支払等）

(6) 国際民商事法研修

平成15年度の研修は、カンボジア、ラオス、ベトナムの3ヶ国からの計9名に、日本人研修員6名が加わり、合計15名により以下の通り実施された。

なお、本研修には法務総合研究所が招致したモンゴルからの研修員2名が特別参加した。

2003年度国際民商事法研修

期 間： 平成16年2月16日～3月26日（6週間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及び法務総合研究所(東京)

研修内容： 「知的財産権に関する法制度の比較研究」を主要課題とし、

- ①参加各国における知的財産権保護に関する国際協調への取組
- ②知的財産権の権利保護、行使及び紛争処理等に関する各国の手続きの比較研究

をサブテーマとした。

ASEANの中でもカンボジア、ラオス及びベトナムの3カ国は知的財産権に関する法制度が未整備であり、これらの国が今後知的財産権に関する法制度を整備するに当たっては、知的財産権法制に関する国際条約及び地域協定等による国際協力の枠組みを踏まえた上、他国の法制度及び取組を参考にすることが必要かつ効率的である。そこで、本研修においては、我が国、シンガポール・タイ等の先進ASEAN諸国及びWIPO・WTO等の国際機関の知的財産権に関する諸制度の概要を紹介しつつ、各国における運用の実情とその問題点及び政策立案上考慮すべき事項を比較分析することにより、知的財産権保護に関する法令の立案や審査を担当する者、制度の構築や運用に当たる者等が、参照すべき国際法に関する知識を身につけ、国際基準に合致した有効かつ効率的な知的財産権保護の法制度を構築し運用する能力を向上させるべく研修を実施した。また、大阪地裁知的財産部、大阪産業振興機構、特許庁、企業などを見学し、3月3日金沢シンポジウム、3月12日国際民商事法シンポジウムにも参加した。

研修員：(カンボジア)

トゥク ムチ ティアリー 商業省知的財産権課課長補佐
ソク ソコン 商業省法務部事務官
コーク ボレン 司法省法律専門官

(ラオス)

センドアンチャン バノムバイ ヴィエンチャン県手芸品・工業課工業管理室長
メア カット ソムラット 商業省経済貿易研究所法務課員
スワンナサオ ブタサク 計画協力委員会国内外投資促進管理局法律専門官

(ベトナム)

グエン バン バイ 国家工業所有権庁法律専門官
ダン チュン ハー 司法省国際法局法律専門官
ファン ドウク ケ 貿易商競争管理局事務官

(特別参加モンゴル)

デルゲルツォー ドルチェスレン 法務内務省知的財産室法執行課長
アルタンゲレン アヌナラン 法務内務省国際課事務官

(日本)

徳田俊之 新日本製鐵(株)知的財産部知的財産法規グループ
中島和彦 松下電器産業(株) IPR ホール・セッション・ニ
知財開発センター海外特許グループ・チームリーダー
渡邊裕子 松下電器産業(株) IPR ホール・セッション・ニ
知財開発センター海外特許グループ 知財技師
大瀧寿美 大阪地方裁判所裁判官
前田恒彦 大阪地方検察庁検事
土屋 毅 法務省民事局付

(7)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

第2回ウズベキスタン法整備支援研修内容

期 間：平成15年10月27日～11月21日

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、法務総合研究所(東京)、名古屋大学

研修員：ハンマダ・アムル・バハドゥル・アハメド・ガナ 最高裁判所判事
ブド・ウラ・ザキル・カホダ・ダウ 最高裁判所判事
シャイ・エフ・ア・サヨラ・アリフガナ 最高経済裁判所判事
ナリ・エフ・イム・イシエドガ 最高経済裁判所上席法律顧問
トワタミシフ・ウムル・イスマトガ 最高検察庁経済訴訟監督部長
ババ・コフ・アハメド・イム・カホダ 州検察庁次席検事
シム・エフ・イシエドガ 司法省法政策教育管理部長
アハメド・バハドゥル・アハメド・ガナ 司法省法律制定部長
タケノ・法科大学公法・国家管理法講座講師
カホダ 地方土地登録局不動産・土地登録部長

本研修は、経済取引を促進する法制度を一貫テーマとして5年間の計画(ただし、3年後に見直す)で実施する国別特設研修の第2回目に当たり、同国の法律家の間で土地制度の不備が問題として強く意識されていることに鑑み「担保制度及び不動産登記制度」をテーマとして実施した。研修プログラムとしては、日本の司法制度に関する講義、ウズベキスタンの司法制度についての研修員発表を行い、又同国から多数の留学生を受け入れている名古屋大学にて同国法制度に関する討論会を実施した。

(8) 日本・インドネシア司法制度比較研究会(インドネシア研修)

平成15年度第1回(裁判制度、弁護士制度 他全般)

期 間：平成15年6月9日～7月4日(4週間)

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、法務総合研究所国際連合研修協力部(東京)

研修員：リフヤル カバー	最高裁判所判事
ハイラニ アブドゥル ワニ	最高裁判所判事
イ グスティ アグン スマナタ	最高裁民事部副長官付調査官
プリム ハルヤディ	最高裁調査官
リリック プリスバウォ アディ	チビノン地方裁判所判事
ロームルヤティ ラクスミ インドリヤ	最高検察庁検事
ハルトノ ネヴァ サリ スダンティ	最高検察庁長官特別補助官付検事
アグス プディジャルト	高等検察庁情報課課長
ウィボウォ ダナン スルヨ	検察教育研修センター海外教育研修課事務官
スピアンタ マンダラ	法務人権省法運営局国際商事紛争解決調査官
フィキイ ナナ カニア	法務人権省法制局局付
マーフディヤ	法務人権省法制局局付
テュティ トリハステュティ	法務人権省司法制度改革局企画センター事務官
バルトセドノ ウィガティ	弁護士
ヤジッド タヒール ムサ ルットフィ	弁護士
フタガルン マイケル	弁護士
アリフ クリスティオノ	国家開発計画庁法務人権局法執行・法務副局長

インドネシアの法制度は、法令のみを見れば、外見的には一応の形を整えているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、司法関係者の汚職や判例公開の不十分さ、上位法規と下位法規との矛盾等が指摘されている。このような状況を踏まえ、現在、同国においては、民事・刑事の実体法及び手続法の改正、司法の独立を確立するための司法法制度改革に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しているところ、日本の法制度に関心を抱き、我が国に対して法整備支援を要請してきている。

同国関係者は、上記諸改革を実現するため、特に、日本の和解・調停制度、裁判外紛争処理(ADR)、上訴制度、事件管理、汚職対策などに強い関心を示していることから、今回はこれらに関するインドネシアの状況を把握するとともに、日本の法制度及びその運用の

紹介や比較法的検討を行うこととし、セミナーを実施した。

平成15年度第2回(ADR)

期 間：平成15年10月21日～10月31日

場 所：法務総合研究所国際協力部(大阪)、法務総合研究所(東京)

研修員：アブドゥル ラフマン サレー	最高裁判所判事
H. アブドゥルラフマン	最高裁判所判事
ティティ ヌルマラ シアギアン	最高裁判所判事
マス アフマド サントサ	インドネシア紛争解決研究所上席研究員

本比較研究セミナーにおいては裁判外紛争処理制度(ADR)、特に裁判所が提供する ADR である調停・和解制度を中心に、日本の制度及びその運用の紹介や比較法的検討を行うこととして実施した。

(9) その他諸国研修等

当財団が直接業務委託を受けていないが、国際協力機構の研修として、実施される事業についても当財団は必要に応じ支援し、当該国研修員との交流の機会を設けることとしていたが、当年度は該当なし。

(10) 法整備支援戦略研究会

国際協力機構を主体とする ODA 法整備支援の目的、対象国、内容・方法、効果等を総合的に検討し、日本独自の立場で中長期的戦略を作成するため、平成14年8月から法整備支援戦略会議が発足し当財団はこの事務局業務を行うこととなった。

(メンバーは法務総合研究所、最高裁、外務省、JICA、ベトナム/カンボジア支援部会名古屋大学等から8名)

但し、当年度は JICA 機構改革もあって、本会議の開催は見送りとなった。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第5回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度・商業登記制度及びこれに関連する不動産執行制度をめぐる実務上の諸問題

日本セッション 平成15年6月10日～6月18日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、6/17(火)総括発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション 平成15年10月21日～10月24日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、韓国後10/28(火)帰国報告会を実施。

韓国セッションにおいて、韓国大法院から、大阪法務局の小池信行局長が研修講師として招かれ、韓国側からの希望により、「不動産登記におけるオンライン申請方式の概要」をテーマに、教育院で講義がなされた。韓国大法院が日本人を研修講師として招いた初めてのケースとのことであり、画期的なことであった。

(2) 中国民法典制定への協力

中国社会科学院法学研究所は中国民法典編纂に関係する一組織として、日本の民法典を研究参考にしたい意向があり、日本の民法学者に協力を求めている。

従来から社会科学院と親交のある森脇昭夫名古屋大学名誉教授を中心とする民法学者有志（日中比較民法研究会メンバー4～5人）が、共同研究という形でこれに参画し、平成15年10月第1回のシンポジウムが北京で開催された。当財団は日本側メンバーの参加費用について支援を行った。

(3) その他諸国関係

国際協力機構のODA案件とは別に新たに発生する法整備支援事業に初期段階から対応するため予算措置を講じていたが当年度は該当案件がなかった。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

当年度は第8回日中民商事法セミナーを中国から講師を招聘し、東京、大阪において開催した。

第8回日中民商事法セミナー（東京）

日 時：平成15年11月13日 13:00～17:30

場 所：JETRO BSCホール

日本側主催：当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構（JETRO）

司会・コーディネーター：当財団理事・弁護士小杉丈夫

講 演（1）国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況と
これに関連する法制度整備・改革の動向

國務院国家発展・改革委員会法規司司長 任 瓚

日本側コメント

コメンテーター 小杉丈夫 松尾綜合法律事務所弁護士・
当財団理事

講 演（2）知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況
國務院商務部条約法律司貿易處處長 趙 宏

日本側コメント

コメンテーター 熊倉禎男 中村合同特許法律事務所弁護士・
弁理士

蕨内正樹 JETRO 企画部事業推進主幹

（中国担当）

服部正明 本田技研工業(株)知的財産部企画室
主幹

最後に中華人民共和国駐日大使館許同茂公使参事官にご挨拶をいただき、三ヶ月章当財団特別顧問にセミナーの総括スピーチをお願いした。

第8回日中民商事法セミナー(大阪)

日 時：平成15年11月14日 13:10～17:30

場 所：大阪中之島合同庁舎法務総合研究所国際会議室

講 演：講演(1)国家発展・改革委員会が推進するマクロ社会・経済政策の状況と

これに関する法制度整備・改革の動向についての日本側コメント

コメンテーター 李 衛東 神戸大学教授

講演(2)知的財産権保護に関する法制と管理体制：WTO加盟後の具体的状況についての日本側コメント

コメンテーター 川瀬幹夫 三協国際特許事務所弁理士

松井 衡 大江橋法律事務所弁護士

中村恭世 松下電器産業(株) IPR オペレーション

カンパニー・商標・意匠センター戦略

グループマネージャー

最後にアジア・太平洋法制知的財産権研究会座長の江口順一大阪大学名誉教授に総括スピーチをお願いした。

(3)国際民商事法講演会

「日韓知的財産権訴訟」講演会を開催

(東京)平成15年11月27日(木)13:00～17:20 法曹会館 高砂の間

(大阪)平成15年11月28日(金)13:00～17:20 大阪中之島合同庁舎 国際会議室

主 催： 法務総合研究所、当財団

後 援： 法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局、日本弁護士連合会、
日本弁理士会

講 演： 「韓国における知的財産権訴訟の現状と課題」

韓国特許法院 首席部長判事 趙 龍鎭

「日本の知的財産権訴訟の現状と課題」

東京地方裁判所部総括判事 飯村 敏明

大阪地方裁判所第21民事部総括判事 小松 一雄

(4)アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

平成14年度から2年間にわたり調査研究事業として知的財産権研究会を開催してきたが、この研究会のまとめとして中国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイの六ヶ国の専門家を招へいし、研究会のメンバーとでシンポジウムを開催した。参加者総数は140名近くになり、質疑応答も活発に行われ盛会であった。なお、このシンポジウムには2003年度国際民商事法研修の3ヶ国からの研修員及び日本国内研修員もオブザーバー参加した。

日 時 平成16年3月12日 9:45～17:00

場 所 法務総合研究所国際会議室(大阪)

テーマ アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題

主 催 法務総合研究所、当財団、日本貿易振興機構

後 援 法務省民事局、日弁連、日本弁理士会、日本知的財産協会、(社)発明協会、
(社)日本国際知的財産保護協会、(社)関経連、大商、日本商標協会、
関西アジア民商事法研究会

(海外からのパネリスト)

中国	魏 啓学 弁護士・弁理士
インドネシア	クリストフ・アントン教授
マレーシア	カレン エイブラハム弁護士
フィリピン	アロンソ・アンチェタ弁護士
シンガポール	ムルギアナ・ハク弁護士
タイ	ヴィチャイ・アリヤヌタカ裁判官

(日本側パネリスト)

小野 昌延	小野法律事務所 弁護士
江口 順一	帝塚山大学大学院法政策研究科長・教授 大阪大学名誉教授 日本工業所有権法学会理事長
川瀬 幹夫	三協国際特許事務所 弁理士
小原 正敏	きつかわ法律事務所 弁護士
三山 竣司	三山竣司法律事務所 弁護士・弁理士
平野 恵稔	弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士・弁理士
宮脇 正晴	立命館大学法学部助教授

(5) 他団体との共催事業

法整備支援連絡会への協力、石川国際民商事法センター主催による金沢シンポジウムへの後援、参加等。

5 調査研究事業

(1)アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共催で、平成14年4月に知的財産権保護法制をテーマとして研究会を立ち上げ、2年後の平成16年3月、前述の国際シンポジウムを開催した。また平成16年度に本研究及びシンポジウムの総まとめとして成果物出版を行う予定。

名称 アジア・太平洋法制知的財産権研究会
主催 法務総合研究所国際協力部、当財団
後援 JETRO
期間 平成14年4月～平成16年3月(2年プロジェクト)
研究対象国 中国、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、フィリピン
顧問 小野昌延 弁護士
座長 江口順一 大阪大学名誉教授

研究員 辰巳直彦 関西大学教授
茶園成樹 大阪大学助教授
川瀬幹夫 弁護士
小野正敏 弁護士
三山峻司 弁護士・弁理士
平野恵穂 弁護士・弁理士
田中秀幸 大阪地裁判事補
大槻正通 JETRO 大阪本部国際交流センター課長

平成15年度における研究会開催	場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室
第10回 平成15年5月24日	アンケート回答の国別検討結果報告、国別分析
第11回 平成15年7月11日	共通調査事項の検討、調査日程の確認、国別分析
第12回 平成15年8月30日	調査結果報告書の統一書式の検討、国別分析
第13回 平成15年10月3日	国別報告書の検討、全体分析案の検討
第14回 平成15年11月29日	最終成果物の検討、シンポジウムプログラム案
第15回 平成16年1月30日	全体分析案の検討、シンポジウム検討
第16回 平成16年3月11日	シンポジウム事前準備、打合せ
第17回 平成16年3月26日	最終成果物出版について

(2)海外現地調査

中国について JICA の ODA ベースによる企業関連法整備支援プロジェクトが次年度以降のプロジェクトとして検討されており、当財団としても従来との関係先である国家発展改革委員会（法規司）、商務部（条約法律司）等の意向を調査し、プロジェクト立上げに協力するため当財団事務局及び法務総合研究所国際協力部から出張した。

(3)資料収集配布等

前述のアジア・太平洋諸国知的財産権研究会及びシンポジウムの成果出版物については発行が平成16年度になるため、次期予算にて改めて計上し、財団会員に配布する。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

第17号 平成15年7月発行

平成14年度事業報告、平成15年度事業計画

講演録：国際民商事法シンポジウム in 金沢

第18号 平成16年1月発行

第8回日中民商事法セミナー特集

(2)「ICCLC NEWS LETTER」発行

第19号 平成16年1月発行

第5回日韓パートナーシップ研修

韓国知的財産権法制調査及び日韓知的財産権訴訟講演会実施報告

第20号 平成16年2月発行

中国民法典編纂に向けての日中共同研究会シンポジウム報告

(3)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

収支計算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100,000	13,427	86,573
2会費収入	36,000,000	36,900,000	-900,000
3法整備支援受託事業収入	65,950,000	56,814,344	9,135,656
4雑収入	0	166,619	-166,619
当期収入合計(A)	102,050,000	93,894,390	8,155,610
前期繰越収支差額	27,706,000	27,706,104	-104
収入合計(B)	129,756,000	121,600,494	8,155,506
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	69,140,000	57,063,097	12,076,903
その他法整備支援事業費	3,900,000	2,592,402	1,307,598
シンポジウム等運営事業費	11,500,000	9,226,609	2,273,391
調査研究事業費	10,500,000	4,504,523	5,995,477
広報事業費	2,800,000	2,112,689	687,311
事業費計	97,840,000	75,499,320	22,340,680
2管理費			
会議費	1,000,000	798,323	201,677
事務管理費	4,900,000	4,927,760	-27,760
賃借料	6,100,000	6,009,696	90,304
人件費	5,000,000	4,799,903	200,097
管理費計	17,000,000	16,535,682	464,318
3固定資産関係費	500,000	519,750	-19,750
4予備費	1,000,000	0	1,000,000
当期支出合計(C)	116,340,000	92,554,752	23,785,248
当期収支差額(A)-(C)	△14,290,000	1,339,638	-15,629,638
次期繰越収支差額(B)-(C)	13,416,000	29,045,742	-15,629,742

正味財産増減計算書

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	
I 増加原因の部		
1基本財産運用収入		13,427
2会費収入		36,900,000
3法整備支援受託事業収入		56,814,344
4雑収入		
受取利息	9,119	
雑収入	157,500	
		166,619
合 計		93,894,390
II 減少原因の部		
1事業費		
法整備支援受託事業費	57,063,097	
その他法整備支援事業費	2,592,402	
シンポジウム等運営事業費	9,226,609	
調査研究事業費	4,504,523	
広報事業費	2,112,689	
		75,499,320
2管理費		
会議費	798,323	
事務管理費	4,927,760	
賃借料	6,009,696	
人件費	4,799,903	
		16,535,682
3減価償却額		
建物付属設備減価償却額	84,668	
器具備品減価償却額	535,631	
		620,299
4固定資産除却額		252,260
合 計		92,907,561
当期正味財産増加額		986,829
前期繰越正味財産額		83,653,210
期末正味財産合計額		84,640,039

注: 税法基準に基づき、定率法にて減価償却を実施しております。

但し、平成15年度から新たに取得した100千円超200千円以下の償却資産については、固定資産の減価償却の特例(税法)により、3ヶ年間の定額償却としております。

貸借対照表
平成16年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
(1)現金	224,274	
(2)銀行預金	12,793,924	
(3)有価証券	20,181,795	
(5)仮払金	715,556	
流動資産合計		33,915,549
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	42,500,000	
投資有価証券	7,500,000	
基本財産合計	50,000,000	
その他の固定資産		
(1)建物付属設備	944,005	
減価償却累計額	△432,410	
(2)器具備品	3,723,906	
減価償却累計額	△2,429,596	
(3)電話加入権	301,392	
(4)差入保証金	3,487,000	
その他の固定資産合計	5,594,297	
固定資産合計		55,594,297
資産合計		89,509,846
II 負債の部		
1 流動負債		
預り金	139,083	
未払金	4,730,724	
流動負債合計		4,869,807
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		4,869,807
III 正味財産の部		
正味財産		84,640,039
(うち基本金)		(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)		(986,829)
負債及び正味財産合計		89,509,846

財 産 目 録

平成16年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	224,274		
普通預金 東京三菱銀行 虎ノ門支店	11,634,517		
みずほ銀行 丸の内中央支店	128,363		
三井住友銀行 日比谷通支店	86,059		
みずほ銀行 新橋支店	84,596		
三井住友銀行 東京公務部	70,998		
UFJ銀行 東京営業部	87,596		
住友信託銀行 東京営業部	701,795		
有価証券中国ファンド大和証券	167,694		
有価証券MMF大和証券	20,012,686		
有価証券FFF大和証券	1,415		
仮払金 国際民商事法研修仮払金等	715,556		
流動資産合計		33,915,549	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金 東京三菱銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
みずほ銀行 丸の内中央支店	10,000,000		
三井住友銀行 日比谷通支店	7,500,000		
UFJ銀行 東京営業部	7,500,000		
住友信託銀行 東京営業部	7,500,000		
有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△432,410		
器具備品	3,723,906		
減価償却累計額	△2,429,596		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	5,594,297		
固定資産合計		55,594,297	
資産合計			89,509,846
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	139,083		
未払金 人件費・委託費等	4,730,724		
流動負債合計		4,869,807	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			4,869,807
正味財産			84,640,039

収支計算書内訳(参考)

予算:平成15年度予算 決算:平成15年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(予算)50,000×0.2%(定期預金)=100 (決算)50,000×0.03%(定期預金)=13		
2会費収入 (年会費1口200千円)	予 算		決 算
	理事・評議員会社	20,000(46社、100口)	21,000(47社、102口)
	一般会社	16,000(75社、80口)	18,100(71社、82.5口)
	計	36,000(121社、180口)	36,900(124社、184.5口)
3法整備支援受託事業収入	予 算		決 算
	ベトナム研修	3,800	1,995
	ベトナム法制度整備	7,170	9,894
	カンボジア研修	8,800	2,164
	カンボジア法制度整備	39,650	33,923
	ラオス法制度整備	0	20
	国際民商事法研修	2,500	3,976
	ウズベキスタン研修	1,800	1,913
	インドネシア研修	1,500	2,893
	その他諸国研修	0	36
	法整備支援戦略研究会	730	0
	計	65,950	56,814
4雑収入	予 算		決 算
	普通財産運用収入	0	9
	前期末計上収入	0	158
		0	167
II 支出の部			
1事業費 法整備支援受託事業費	予 算		決 算
	ベトナム研修	3,400	1,567
	ベトナム法制度整備	8,330	12,414
	カンボジア研修	8,800	2,344
	カンボジア法制度整備	38,580	32,325
	ラオス法制度整備	0	85
	国際民商事法研修	4,700	4,971
	ウズベキスタン研修	1,800	1,178
	インドネシア研修	2,000	2,179
	その他諸国研修	500	0
	法整備支援戦略研究会	1,030	0
	計	69,140	57,063
その他法整備支援事業費	日韓パートナーシップ研修	1,400	1,325
	中国民法典制定への協力	2,000	1,267
	その他諸国関係	500	0
	計	3,900	2,592
シンポジウム等運営事業費	日中民商事法セミナー	7,000	4,482
	国際民商事法講演会	2,000	2,142
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	1,500	1,899
	他団体との共催事業	1,000	703
	計	11,500	9,226
調査研究事業費	アジア太平洋諸国法制度調査研究	7,200	4,178
	海外現地調査	2,000	327
	資料収集配布等	1,500	0
	計	10,700	4,505
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行	1,400	835
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,000	1,177
	郵送費	400	101
	計	2,800	2,113

	予 算	決 算	
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	700	450
	その他会議、会合費	300	348
	計	1,000	798
事務管理費	旅費交通費	1,500	1,759
	通信運搬費	850	681
	備品消耗品費	800	442
	水道光熱費	230	191
	OA機器リース料	450	473
	租税公課	100	627
	その他諸経費	970	755
	計	4,900	4,928
事務所賃借料	家賃	4,500	4,507
	共益費	1,600	1,503
	計	6,100	6,010
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000	4,800
		5,000	4,800
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	500	520
	計	500	520

監 査 報 告 書

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝 殿

平成16年4月19日

財団法人国際民商事法センター

監事 木村 榮作



同 中川 英彦



私たちは、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第8期会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 理事より財産の状況について報告を聴取し、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務状況について報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

平成16年度事業計画書

(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成8年度11百万円から年々増加し、最近数年間の推移は下記のとおりとなっている。平成15年度はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等、一般研修の縮小等により受託総額は前年度を下回り、平成16年度もほぼ同規模の事業となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入/費用の推移(平成15年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成12年度	45,433	53,832	
平成13年度	65,060	71,622	
平成14年度	82,968	83,446	
平成15年度	56,814	57,063	
平成16年度(予算)	69,600	73,400	

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

国際協力機構とベトナム司法省との法整備支援契約フェーズ2(3年5ヶ月)の終了後、平成15年7月には新たな3ヶ年契約(フェーズ3)がスタートした。

日本での研修は、既に22回実施され、来日した研修員は総勢220人を超している。本研修は司法省の他に最高人民裁判所、最高人民検察庁を含め、年4回の規模に拡大したが、日本法制度の一般研修は平成14年度で一区切りとし、フェーズ3では民法改正研究、法曹養成教官研究(トレーナーズトレーニング)などに目的を絞った研修に特化し、より具体的な成果を上げることを目標としている。

平成16年度ベトナム研修スケジュール(各研修とも研修員10人前後、期間4週間)

- 第23回研修 平成16年7月(大阪)
判決標準化及び判例整備スタッフ研修
- 第24回研修 平成16年8月(東京)
民法改正共同研究スタッフ研修
- 第25回研修 平成16年11月(大阪)
法曹養成教官研修

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けていただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)ベトナム法制度整備

平成15年7月にスタートしたベトナムとの新3ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ3)では、前記本邦研修の他下記事業が継続又は新たに追加されている。

(イ)民法を中心とした民商事分野立法の整備支援

- ①民法改正最終法案
- ②知的財産権関連法規
- ③民事訴訟法、倒産法
- ④その他民法関連法令(不動産登記法、国家賠償法、判決執行法等)

上記①のため従来からの民法改正共同研究会(東京、委員8人)及び③のため昨年度からスタートした民訴法共同研究会(大阪、委員4人)が継続する。②、④については当面現地派遣長期専門家及び日本からの短期講師派遣による現地セミナーにより対応される。

(ロ)法曹強化のための支援

- ①現存研修機関の研修プログラム、教材の改善
 - ②判決様式の標準化、判例情報の整備
 - ③ハノイ大学法学部日本法教育への支援
- 上記①のため法曹養成機関支援 Working Group(東京、委員5人)及び判決標準化、判例整備プロジェクト Working Group(大阪、委員3～4人)が設置される。

当財団は当年度も引き続き民法改正共同研究会の他、新規事業のため設置される部会、Working Group の事務局業務を担当する。

本事務局の円滑な運営のため財団職員の他に大学講師、大学生を各1名を起用しているが、今後必要に応じ協力者を増員することとする。

(3)カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

カンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、草案の引き渡しにより一段落したが、法案の国会での成立及び関係諸制度の構築に向けて立法関係者や法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側が支援協力を行う。カンボジア政府新内閣の成立遅れにより、国際協力機構とカンボジア司法省との新3ヶ年法整備支援契約フェーズ2のスタートは約半年遅れ平成16年4月からとなる。

平成16年度カンボジア研修スケジュール(各研修とも研修員10人前後、期間2～4週間)

- | | |
|-----------|-------------|
| 平成16年度第1回 | 8～9月頃(東京) |
| | 民法・民訴法関連研修 |
| 平成16年度第2回 | 1～2月頃(大阪) |
| | 法曹養成教官研修 |
| 場 所: | 法務総合研究所(東京) |

(4)カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは4年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに完了したが、カンボジア側は(イ)両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、(ロ)民法・民訴法関連法制度(施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法)構築支援、(ハ)司法官(裁判官・検事)養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ2)が平成16年4月からスタートする。

このため、従来からの民法作業部会(委員14名)、民事訴訟法作業部会(委員13名)はほぼ同じ規模で継続いただき、また新たに法曹養成作業部会が設けられる予定である。

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運營業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者5～6名を起用して取り進める。

また、当財団は当財団事務所会議室、事務機器の使用便宜、各委員への謝金や交通費、諸会議費等に補助支援を行っている。

(5)ラオス法整備支援

ラオス法整備支援研修(年2回本邦研修)は当初から名古屋大学及び法務総合研究所が国際協力機構から直接受託し、当財団はサイドからの協力に止まっていたが、前年度からこの研修に係る関係者会議並びに日本からの専門家派遣による現地 Working Shop の支援活動について本邦での事務局業務を受託することとなった。

当面は研修や現地WSに関連する会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務が主体となる見込み。

(6)国際民商事法研修(地域研修)

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6～7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)6名も加わり、5～6週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力をを行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

平成16年度国際民商事法研修(地域研修)

対象地域：インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等から各国3名、日本人6名合計18名参加

期間：平成17年1～2月 約5～6週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市を見学訪問する他、研修期間中に大阪で開催されるアジア太平洋諸国法制度シンポジウム(後述)にも研修カリキュラムの一環として参加する。

(7)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継受により発展してきた日本による協力を求めてきたので、国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から本邦研修を開始した。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第3回ウズベキスタン研修

平成16年10月(大阪、4週間)

司法省、経済裁判所、検察庁等から研修員8人

(8)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要がある、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートした。(実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。)

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第3回インドネシア研修

平成16年6～7月(大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人

(9)中国経済法(企業関連法)整備支援

国際協力機構は中国に対する ODA 支援の見直しの中で、法制度整備支援事業を新たに検討しており、当年度に実施の段階となる見込み。

対象は外資関連法、公司法(会社法)、国有資産管理法等日本の企業の活動と密接な分野が中心となる。

中国での日本の専門家によるセミナー、共同研究等、本邦では中国からの調査ミッション受け入れ、特定テーマについての研修(研修員10人、年2回)等が計画されている。

実施機関 中国側 國務院商務部・法制弁公室

日本側 国際協力機構、法務総合研究所、経済産業省、日中企業法制研究会
当財団は、本事業の本邦での事務局業務を国際協力機構から受託する予定。

(10)その他諸国研修等

国際協力機構の ODA 枠による法整備支援研修対象国は、アジア及びその周辺地域について今後とも増加すると思われ、当財団としても初期段階から可能な範囲で支援協力することとしたい。(国際協力機構との関係事業として予備的に予算を計上し一括管理する。)

(11)法整備支援戦略研究会

当年度実施予定なし。

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構の ODA 関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修、アジア開発銀行の国際研修プログラムへの参加協力(但し、本件当年度は実施予定なし)、更には当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1) 日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成11年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。

第6回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記、商業登記及びこれに関連する不動産執行についての実務上の諸問題

韓国セッション 平成16年6月14日～6月24日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に法院公務員教育院(ソウル)において研修。

日本セッション 平成16年10月19日～10月28日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

(2) 中国民法典制定への協力

中国は民法典編纂に向けて、最終的な検討段階にあり、中国社会科学院法学研究所は日本の民法学者の協力を求めている。

日本の民法学者有志(日中比較民法研究会メンバー4～5人)が、共同研究という形で参加するもので、平成15年度第1回シンポジウムが北京で開催された。当財団は当年度も日本側の協力活動に対し、参加費用等について一部支援を行う。

(3) その他諸国関係

国際協力機構の ODA 案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家発展・改革委員会を中国側の窓口として商務部や中国社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第9回日中民商事法セミナーを北京で開催する。

第9回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成16年9月 北京

テーマ：日本の高度成長からバブル崩壊に至る過程での法規制の状況(仮題)

主催 日本：当財団、法務総合研究所、JETRO

中国：国務院国家発展・改革委員会

日本側講師 テーマに関する専門家講師2～3人派遣

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展・改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)をテーマとして実施した。

当年度は関係諸機関の協力も得て機会を広げ、年2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国法制度ミニシンポジウム

平成16年度～17年度の2ヶ年にわたり新たなテーマのもとに研究事業を立ち上げることにしており、この研究の中間段階でミニシンポジウムを開催する予定。

時期：平成17年3月

場所：大阪中之島合同庁舎国際会議室

主催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後援：JETRO

対象国：第1年度 中国、タイ、シンガポール、インドネシア(予定)

テーマ：国際的企業結合をめぐる法制度の研究(仮題)

(4)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家にお願ひし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期 ADR、第3期知的財産権を実施してきたが、平成16年度～17年度の2ヶ年にわたり国際会社法に関する新たな研究事業（仮題：国際的企業結合をめぐる法制度の研究）を立ち上げる。

国際会社法調査研究会(仮称)

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

期 間：平成16年度～17年度 2年間

対象国：第1年度、中国、タイ、シンガポール、インドネシア（予定）

研究会：顧問 河本一郎弁護士(当財団評議員)

座 長 龍田 節弁護士(京都大学名誉教授)

研究員 5～6名

協 力 JETRO 1名

当年度は定期的研究会開催の他、対象国アンケート、海外専門家との情報交換等を実施する予定。

(2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。当年度は、ウズベキスタン他1～2ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成16年6月発行

平成14年度事業報告、平成15年度事業計画を掲載

平成16年12月発行

第9回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)“ICCLC NEWS LETTER”発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの up-to-date 化ホームページに追加又は新規情報掲載により内容の充実を計る。

収支予算書

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター
(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100	100	0
2会費収入	36,000	36,000	0
3法整備支援受託事業収入	69,600	65,950	3,650
当期収入合計(A)	105,700	102,050	3,650
前期繰越収支差額	29,046	27,706	1,340
収入合計(B)	134,746	129,756	4,990
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	73,400	69,140	4,260
その他法整備支援事業費	3,500	3,900	△400
シンポジウム等運営事業費	11,700	11,500	200
調査研究事業費	5,600	10,500	△4,900
広報事業費	2,800	2,800	0
事業費計	97,000	97,840	△840
2管理費			
会議費	1,000	1,000	0
事務管理費	5,900	4,900	1,000
賃借料	6,100	6,100	0
人件費	5,000	5,000	0
管理費計	18,000	17,000	1,000
3固定資産関係費	600	500	100
4予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計(C)	116,600	116,340	260
当期収支差額(A)-(C)	△10,900	△14,290	3,390
次期繰越収支差額(B)-(C)	18,146	13,416	4,730

収支予算書内訳(参考)

H16:平成16年度予算 H15:平成15年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1基本財産運用収入	(H15)50,000×0.2%(定期預金)=100 (H16)50,000×0.2%(定期預金)=100		
2会費収入 (年会費1口200千円)		H16	H15
	理事・評議員会社	20,000(46社、100口)	20,000(46社、100口)
	一般会社	16,000(75社、80口)	16,000(75社、80口)
	計	36,000(121社、180口)	36,000(121社、180口)
3法整備支援受託事業収入		H16	H15
	ベトナム研修	6,000	3,800
	ベトナム法制度整備	13,400	7,170
	カンボジア研修	6,200	8,800
	カンボジア法制度整備	27,000	39,650
	ラオス法制度整備	1,900	0
	国際民商事法研修	4,600	2,500
	ウズベキスタン研修	2,000	1,800
	インドネシア研修	2,900	1,500
	中国企業関連法制度整備	5,600	0
	その他諸国研修	0	0
	法整備支援戦略研究会	0	730
	計	69,600	65,950
II 支出の部			
1事業費		H16	H15
法整備支援受託事業費			
	ベトナム研修	6,000	3,400
	ベトナム法制度整備	15,200	8,330
	カンボジア研修	6,200	8,800
	カンボジア法制度整備	27,500	38,580
	ラオス法制度整備	2,300	0
	国際民商事法研修	5,200	4,700
	ウズベキスタン研修	2,000	1,800
	インドネシア研修	2,900	2,000
	中国企業関連法制度整備	5,600	0
	その他諸国研修	500	500
	法整備支援戦略研究会	0	1,030
	計	73,400	69,140
その他法整備支援事業費			
	日韓パートナーシップ研修	1,500	1,400
	中国民法典制定への協力	1,500	2,000
	その他諸国関係	500	500
	計	3,500	3,900
シンポジウム等運営事業費			
	日中民商事法セミナー	6,700	7,000
	国際民商事法講演会	2,000	2,000
	アジア太平洋諸国法制度シンポジウム	2,000	1,500
	他団体との共催事業	1,000	1,000
	計	11,700	11,500
調査研究事業費			
	アジア太平洋諸国法制度調査研究	3,000	7,000
	海外現地調査	1,000	2,000
	資料収集配布等	1,600	1,500
	計	5,600	10,500
広報事業費			
	機関誌、NEWS LETTER発行	1,300	1,400
	ホームページ経常費用/メンテナンス/パンフレット更新	1,100	1,000
	郵送費	400	400
	計	2,800	2,800

	H16	H15	
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会	700	700
	その他会議、会合費	300	300
	計	1,000	1,000
事務管理費	旅費交通費	2,000	1,500
	通信運搬費	800	850
	備品消耗品費	700	800
	水道光熱費	230	230
	OA機器リース料	470	450
	租税公課	700	100
	その他諸経費	1,000	970
計	5,900	4,900	
事務所賃借料	家賃	4,500	4,500
	共益費	1,600	1,600
	計	6,100	6,100
人件費(業務委託料)	事務職一人及び大阪事務所協力員一人	5,000	5,000
		5,000	5,000
3固定資産関係費	間仕切、内装、パソコン等	600	500
	計	600	500

000	000	000	000
001	001	001	001
002	002	002	002
003	003	003	003
004	004	004	004
005	005	005	005
006	006	006	006
007	007	007	007
008	008	008	008
009	009	009	009
010	010	010	010
011	011	011	011
012	012	012	012
013	013	013	013
014	014	014	014
015	015	015	015
016	016	016	016
017	017	017	017
018	018	018	018
019	019	019	019
020	020	020	020
021	021	021	021
022	022	022	022
023	023	023	023
024	024	024	024
025	025	025	025
026	026	026	026
027	027	027	027
028	028	028	028
029	029	029	029
030	030	030	030
031	031	031	031
032	032	032	032
033	033	033	033
034	034	034	034
035	035	035	035
036	036	036	036
037	037	037	037
038	038	038	038
039	039	039	039
040	040	040	040
041	041	041	041
042	042	042	042
043	043	043	043
044	044	044	044
045	045	045	045
046	046	046	046
047	047	047	047
048	048	048	048
049	049	049	049
050	050	050	050
051	051	051	051
052	052	052	052
053	053	053	053
054	054	054	054
055	055	055	055
056	056	056	056
057	057	057	057
058	058	058	058
059	059	059	059
060	060	060	060
061	061	061	061
062	062	062	062
063	063	063	063
064	064	064	064
065	065	065	065
066	066	066	066
067	067	067	067
068	068	068	068
069	069	069	069
070	070	070	070
071	071	071	071
072	072	072	072
073	073	073	073
074	074	074	074
075	075	075	075
076	076	076	076
077	077	077	077
078	078	078	078
079	079	079	079
080	080	080	080
081	081	081	081
082	082	082	082
083	083	083	083
084	084	084	084
085	085	085	085
086	086	086	086
087	087	087	087
088	088	088	088
089	089	089	089
090	090	090	090
091	091	091	091
092	092	092	092
093	093	093	093
094	094	094	094
095	095	095	095
096	096	096	096
097	097	097	097
098	098	098	098
099	099	099	099

〈第二部〉

国際民商事法シンポジウム

"アジア諸国における知的財産権の行使
(エンフォースメント)の現状と課題"



大阪中之島合同庁舎 国際会議室

特集 国際民商事法シンポジウム

財団法人国際民商事法センター
事務局長 金子 浩之

＜アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)の現状と課題＞

当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構の三者共催により平成16年3月12日大阪中之島合同庁舎国際会議室において開催しましたシンポジウムの概要を特集し、掲載しております。

当財団は法務総合研究所との共催により、平成14年度～15年度の2ヶ年にわたる研究事業として、関西の学会・実務界の知財専門家によるアジア太平洋知的財産権法制研究会(座長江口順一 大阪大学名誉教授、顧問小野昌延弁護士)を立ち上げ知財法制と知的財産権の行使(エンフォースメント)について研究を行っていただきました。対象国6ヶ国(中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)について各国専門家に詳細なアンケートを実施するとともに、研究会委員が分担し現地に出向き実態調査も行い、極めて内容の深い研究成果を上げていただいております。

本シンポジウムは対象国のアンケートを担当いただいた専門家による基調講演、日本側研究委員とのパネル討論及び会場参加者からの質疑で構成しており、この詳細について全貌記録は別途法務総合研究所のご尽力により(株)商事法務から出版されますが、本号では関係資料と基調講演の一部を掲載しておりますのでご参照願います。

国際民商事法シンポジウム

International Symposium on Civil and Commercial Law

～アジア諸国における知的財産権の行使（エンフォースメント）の現状と課題～
*Enforcement of Intellectual Property Rights in Asian Countries:
Now and in the Future*

日 時： 2004年3月12日（金） 9:45～17:00

会 場： 大阪中之島合同庁舎 2階 国際会議室
〒553-0003

大阪市福島区福島一丁目1番60号

TEL 06-4796-2153, 2154 (代) 内線 2507, 2513

FAX 06-4796-2157

主 催 法務省法務総合研究所
財団法人国際民商事法センター
日本貿易振興機構

後 援 法務省民事局
日本弁護士連合会
社団法人日本国際知的財産保護協会
日本知的財産協会
日本弁理士会
社団法人発明協会
日本商標協会
社団法人関西経済連合会
大阪商工会議所
関西アジア民商事法研究会

プログラム

9:45 ~ 10:00 主催者あいさつ
田内正宏 法務総合研究所国際協力部長
岡村泰孝 (財)国際民商事法センター理事長
武 宣正 日本貿易振興機構 大阪本部長

国別報告 (ABC 順)

10:00 ~ 10:20	中国	魏 啓学 ^{キ ケイガク} 弁護士
10:20 ~ 10:40	インドネシア	クリストフ・アントン教授
10:40 ~ 11:00	マレーシア	カレン・エイブラハム弁護士
11:00 ~ 11:20	フィリピン	アロンソ・アンチェッタ弁護士
11:20 ~ 11:40	シンガポール	ムルギアナ・ハク弁護士
11:40 ~ 12:00	タイ	ヴィチャイ・アリヤヌタカ裁判官

12:00 ~ 13:15 昼食

13:15 ~ 13:30 問題整理
茶園成樹大阪大学教授

13:30 ~ 15:00 パネルディスカッション
江口順一教授 (進行役),
茶園成樹教授, 川瀬幹夫弁護士, 小原正敏弁護士, 三山峻
司弁護士, 平野恵稔弁護士, 宮脇正晴助教授

15:00 ~ 15:15 休憩

15:15 ~ 16:45 パネルディスカッション

16:45 ~ 17:00 総括
小野昌延 弁護士 / 法学博士
日本商標協会常務理事 (元会長)
日本工業所有権法学会常任理事
元特許庁工業所有権審議会委員

17:00 閉会

17:45 ~ 19:15 パーティー

報告項目

1. 各国知的財産権のエンフォースメントの特色
－各国の民事手続・行政手続・刑事手続における知的財産権のエンフォースメントの特色－
 2. 話題となった知的財産権のエンフォースメントの事例
 3. 知的財産権のエンフォースメントにおける問題点とその解決策
-
-

パネリスト紹介（順不同）

中国



ギ ケイガク
魏 啓学 (Wei Chixue) 弁護士 (律師)

特許・商標弁理士 (専利商標代理人), 仲裁員
金杜法律事務所 所長

1969年8月～2001年12月 中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) に勤務
1979年から, 商標法, 特許法, 技術契約法, 著作権法, ソフトウェア
保護条例, 技術導入契約管理条例, 弁理士条例などの法令の立法
及び改正作業に参加

インドネシア担当



クリストフ・アントン教授

ウロンゴング大学 (オーストラリア) 法学部アジア太平洋
地域社会変革研究センター

1983年 ミュンヘン, ボン, マインツ大学で法文学士号取得

1995年 アムステルダム大学博士課程修了 (Ph.D. in Law)

博士論文「インドネシアの知的財産法」

著作: 「インドネシア」(クリストファー・ヒース編「アジア知的財産
法 (2003年)」所収)

マレーシア



カレン・エイブラハム弁護士

マラヤ高等裁判所弁護士

南オーストラリア最高裁判所弁護士

シャーンデラモア法律事務所パートナー弁護士

アデレード大学法学部卒

国際知的財産保護協会マレーシア支部代表

国際商標協会ADR委員会委員

マレーシア知的財産協会執行委員会委員

アジア弁理士協会マレーシア支部著作権サブコミッティー

マレーシア弁理士協会知的財産委員会

マレーシアライセンス協会, アジア法律家協会 (ローエイシア),

マレーシア発明デザイン学会, アセアン知的財産協会所属

フィリピン



アロンソ・アンチェッタ 弁護士

クアシャ・アンチェッタ・ペナ・アンド・ノラスコ法律事務所

シニア・パートナー弁護士，弁理士

ゾベラ・アンド・アンチェッタ商標特許事務所所長

1953年 マニラ大学卒業，1957年 法学士

2000-2001年 フィリピン弁護士会会長

2000-2001年 フィリピン・ライセンス協会 (LESI)会長

1991-1994・1997-2000年 アジア弁理士協会副会長

2000-2003年・2003年- アジア弁理士協会上級副会長

シンガポール



ムルギアナ・ハク 弁護士

ハク・セルヴァム法律事務所パートナー弁護士

シンガポール法律家協会知財コミッティー議長

INTA (国際商標協会) ASEANサブコミッティー議長

FICPI (国際弁理士協会) 教育研修委員 (シンガポール)

EC商標協会反偽造品委員会委員

タイ



ヴィチャイ・アリヤヌンタカ副所長 (裁判官)

中央知的財産・国際貿易裁判所

1974年 チュラロンコン大学法学士

1982年 ウェールズ大学法学士

1983年 ロンドン大学法学修士

チュラロンコン大学，タマサート大学，ラームカムヘン大学法科大学

院及びタイ弁護士会での比較法，知的財産権法，国際商事仲裁及び不法行為の講師

日本

えぐち じゅんいち

江口 順一 教授

帝塚山大学大学院法政策研究科長

大阪大学名誉教授

日本工業所有権法学会理事長

ちやえん しげき

茶園 成樹 教授

大阪大学大学院法学研究科

かわせ みきお

川瀬 幹夫 弁理士

三協国際特許事務所 シニアパートナー 弁理士

おはら まさとし

小原 正敏 弁護士

きつかわ法律事務所

みやま しゅんじ

三山 峻司 弁護士・弁理士

三山峻司法律事務所

ひらの しげとし

平野 恵稔 弁護士・弁理士

弁護士法人 大江橋法律事務所

みやわき まさはる

宮脇 正晴 助教授

立命館大学法学部

国際民商事法シンポジウム

主催者挨拶

法務総合研究所国際協力部 田内 正宏

本日は、第4回国際民商事法シンポジウムに多数の方々の御出席を賜わり、誠にありがとうございます。

また、このシンポジウムの開催に御尽力くださいました財団法人国際民商事法センター、日本貿易振興機構及びアジア太平洋知的財産権法制研究会の皆様並びに御後援をいただきました関係機関・団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

当法務総合研究所では、1994年（平成6年）から民商事法分野についての国際協力を開始し、国際協力機構、財団法人国際民商事法センターを始めとして、学会や法曹界等各界の御協力を得ながら、インドシナ諸国、中央アジア諸国などの市場経済体制への移行国や市場経済の進展を目指す国々を対象に、立法支援や法曹教育を支援するなどの活動を行ってまいりました。

現在も、2003年度国際民商事法研修を実施しており、カンボジア、ラオス、ベトナム及びモンゴルの4か国から招へいた11名の研修員が、日本の研修員とともに、本日のシンポジウムに参加しております。

このような法整備支援活動のみならず、当国際協力部におきましては、シニア・アセアン諸国等アジアの中でも比較的経済発展を遂げた国々の法制度の調査研究を行っており、経済界からの御関心も高いことから、本日のようにシンポジウムを開催したり、その成果を出版するなどして公表に努めるとともに、その成果を他国への法整備支援にも活用しております。

さて、本日のテーマであります知的財産権の行使（エンフォースメント）については、御承知のとおり、1995年のWTO設立以来、アジア諸国の知的財産権に関する法制度の整備は着実に進んでいます。

しかし、実際には、知的財産権の保護を実現するエンフォースメントの面が不十分であるため、結果として権利が実現されないことがあり、今後の課題として、特許審査の迅速化、専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充、証拠収集手続の拡充、裁判外紛争処理の充実、損害賠償制度や暫定的措置の充実強化等が求められ、模倣品・海賊版等への対策では、知的財産権侵害に対する国境措置の改善等が求められるなど、知的財産権のエンフォースメントの面における対策の強化が求められています。

そこで、各国における民事・刑事の裁判所等の司法機関、仲裁センター等のADR機関、警察・税関・特許庁等の行政機関等、知的財産権のエンフォースメントを行う様々な機関の制度と手続き、機能と活動の状況等を比較検討し、これらの機関の専門性と紛争処理の迅速性の向上、手続規定の整備による権利者の保護等、これらの機関の機能の充実・強化を図る方策等を検討するため、当部では2002年4月、財団法人国際民商事法センターとの共

催により、関西の学会・実務界をリードする知的財産権の専門家の方々によるアジア太平洋知的財産権法制研究会を立ち上げました。

この研究会は、斯界の先駆者である日本商標協会元会長の小野昌延弁護士に顧問をお願いし、第一人者である日本工業所有権法学会理事長の江口順一教授に座長をお願いしております。

この研究会では、近隣アジア諸国の知的財産権法制と知的財産権のエンフォースメントについて研究しており、今後、アジアに目を向ける機会の多い関西の学会・実務界・ビジネスマンの方々にとっても有益な最新のアジア知的財産権情報を提供したいと考えております。

その研究活動の一環として、適正な知的財産権法制の発展に資することを目的にアジアの国々から知的財産権法制を担う専門家の方々を招へいし、我が国の専門家を交えて、各国の知的財産権のエンフォースメントの現状及び課題等について比較法的に議論していただくため、本日、シンポジウムを開催するに至った次第です。

このシンポジウムが、アジアの知的財産権のエンフォースメントの分野における新たな発見と発展の場となり、実り多いものとなることを心より期待しております。

最後に、このシンポジウムの開催に御尽力いただいた研究会の皆様、そして、海外からおいでいただいたパネリストの皆様に改めて深くお礼を申し上げ、私のあいさつといたします。



国際協力部 田内正宏部長

国際民商事法シンポジウム
主催者挨拶

(財)国際民商事法センター理事長 岡村 泰孝

本日の国際民商事法シンポジウムの開催に当たり、主催者の一人としまして一言ごあいさつを申し上げます。

最初に、このシンポジウムの参加のため、遠路来日いただきました6カ国のパネリストの皆様にご心から歓迎の意を表すとともに、このシンポジウムの開催に向けて長期間にわたり調査研究をお願いしました日本のパネリストの皆様、並びに周到な準備に尽力いただきました法務総合研究所、日本貿易振興機構他、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

私ども財団法人国際民商事法センターは、法務省、JICA、ジェトロ等と密接な協力関係のもとにアジア諸国の法制度整備を支援するとともに、民商事法で各国と相互理解を深め、円滑な国際取引関係と友好関係の確立を目的として活動を行っております。

その活動の一環として、1997年度からアジア太平洋諸国の法制度の調査研究事業を開始し、これまで倒産法、担保法、ADRについて研究を実施し、その成果を踏まえ総まとめとしてのシンポジウムを開催してきております。

今回のテーマである知的財産権については、先ほど田内国際協力部長からもお話のあったとおり、大阪大学江口名誉教授を座長とし、本日ご出席の日本側パネリストの先生方及び法務省や裁判所からもメンバーに入っただき、これまで2年間にわたり調査研究を続けてきているものです。

また、本日6カ国からおいでいただきましたパネリストの方々にも、このADR研究会の各国現地調査及び詳細なアンケート調査に対し大変なご協力をいただきました。

本日のシンポジウムは、日本及び6カ国のこれら専門家の方々の絶大なご協力を背景として開催に至ったことを会場の皆様にお伝えし、これら専門家の方々のご努力に対し、改めて敬意を表したいと思います。

私どもは、本日のシンポジウムの内容と2年間にわたる知的財産権研究の成果を追って出版物や機関誌などに取りまとめ、広く一般に活用いただけるようにする予定であります。

また、お手元にお配りしております出席者一覧表にありますとおり、本日は、去る2月16日から6週間にわたり実施されております国際民商事法研修に参加しているベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴルの4カ国からの研修員の皆様にも研修の一環として出席いただいております。本日のシンポジウムがこれらの国々の法制度整備に向けて役立つものとなるよう期待しております。

アジア経済は市場経済に移行、参入した国々のダイナミックな活動が加わり、拡大、発展の時期を迎えておりますが、各国が法制度の整備を通じ国際的に安定した取引環境を形成することがますます重要になってきております。

私ども財団は、アジア各国の法制度整備支援について研究事業やシンポジウム等、具体的なプロジェクトを今後とも中長期的な見地で継続して行く所存であり、関係機関の方々とより一層緊密な協力関係を築きたいと考えております。

本日は、ここに多数の方々に参加いただきましたことに厚く感謝するとともに、今後とも当財団の事業にいて皆様の一層のご理解とご支援をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。



(財)国際民商事法センター 岡村泰孝理事長

国際民商事法シンポジウム

主催者挨拶

日本貿易振興機構大阪本部長 武 宜正

中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイからお越しになられたパネリストの皆様、ようこそおいでいただきました。本シンポジウムを共催いたします日本貿易振興機構(ジェトロ)を代表いたしまして心からの歓迎の言葉を申し上げます。また、コーディネーター、日本側のパネリストをお引き受けいただいた方々をはじめ、ご参集の皆様には、本シンポジウムにご参加いただき、誠にありがとうございます。

今回のシンポジウムのテーマは、日本において関心のきわめて高い分野であり、ご出席の海外からのパネリストの皆様方から各国の最新の情報をお聞きできるものと思います。また、各国の知的財産権の適用、運用の現状を比較できるという絶好の機会と存じます。情報交換、意見交換を通じて、本シンポジウムが実り多いものとなることを期待しております。

ジェトロは、日本企業の主要進出先であるアジア各国に、個々の進出企業の法務、労務、税務、会計に関する諸問題についての問い合わせに対応すべく海外投資アドバイザーを配置しております。タイ、フィリピン、シンガポールにはビジネス・サポート・センターを設置、また中国の上海には進出企業支援センターを設置し、当該国に進出する日系企業のサポートを行っております。

知的財産権につきましても、国内外で体制の強化に務めております。国内におきましては、昨年10月に東京本部内に知的財産課を新設いたしました。海外におきましては、企業からの相談が急増しております中国の北京、上海、香港に知的財産権専任の担当者を置くとともに、特許法律事務所等と連携し、知的財産権に関する調査、進出日系企業に対する個別相談、情報交換、セミナー等の開催、現地政府との意見交換等を実施しております。

本日のシンポジウムを通じて、アジア各国における知的財産保護の現状と運用について、より一層私どものご理解が深まることを期待いたしております。

終わりに、本シンポジウムの開催にご尽力をいただき、また日ごろよりジェトロの活動にご協力いただいている財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所及びパネリストの皆様をはじめとする各国関係者の方々に改めて深く感謝を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

インドネシアにおける知的財産権のエンフォースメント

クリストフ・アントン

ウロンゴン大学法学部アジア太平洋地域社会変革研究センター

1. はじめに

2000年から2002年の間に、インドネシアは、知的財産法を全面改正した。最初の改正は、インドネシアで初めて知的財産権を規定した4つの法律の改正である。新しい法律は、植物新品種（2000年法律第29号）、営業秘密（2000年法律第30号）、意匠（2000年法律第31号）そして集積回路の回路配置（2000年法律第32号）を対象としており、前面改正された特許法及び商標法は、2001年に施行された（特許については、2001年法律第14号、商標については、2001年法律第15号）。インドネシアの知的財産法を完成させる最後の法改正は、2002年に行われ、この時、1982年の改正著作権法に代わる新著作権法（2002年法律第19号）が制定された。国内法のTRIPS協定への適合に関連した比較的小さな問題はいくつか残っているものの、インドネシアは、最新の利用可能な知的財産原則を確立している。またインドネシアは、工業所有権の保護に関するパリ条約、意匠及び実用新案の保護に関するヘーグ協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO-TRIPS協定、パリ条約、WIPO著作権条約そしてWIPO商標条約など最も重要な国際協定に加盟している。長きにわたった法改正の議論が終息するのにともない、評論家やオブザーバーの関心は、法律のエンフォースメントへと向けられるようになった。世界中で最もすぐれた法律であっても、それが信頼できる方法で執行されなければ、当然のことながら、権利者を助けることはまずないからである。この点では、インドネシアには多くの課題を抱えており、以下で議論することとしたい。

2. 施行令

立法とエンフォースメントの境界線を成す課題は、決定的な施行令の起草である。一つの行政立法の形態として、これらの施行令は、立法の範囲に属する。しかしながら、それらは様々な形式を有する立法の技術的細部を規律する限りにおいて、エンフォースメントに影響を及ぼす。施行令は、政令、大統領、法務大臣その他、何らかの形態の知的財産¹の保護の権限を有する大臣、又は知的財

¹ 植物新品種に関する行政は、農業省が所管している。

産総局の命令として発出される。

最近の施行令は、知的財産権の登録申請受付を所管する法務省支部への権限付与、特許及び商標審判委員会の職員任命、著作権法に基づく作品の登録、教育、科学、調査及び開発のための作品の翻訳及びコピー、著作権評議会、特許申請手続、特許登録の更新費用、特許審判委員会及び商標審判委員会の構成、そして、商標申請手続を取り扱っている。しかしながら、奇妙なことに、これらの施行令の多くは、1987年から1995年の間に立法されたもので、施行令が改正されないために、知的財産総局 (DGIPR) の様々な部署は、古い施行令の規定をいまだに適用し続けている。これまでのところ、それほど多くの問題は生じていないが、古い施行令と最近の法律との間で矛盾もいくつか生じているので、明らかに理想的な状態とは言えない。

しかしながら、古くなった施行令よりも問題なのは、施行令が多く欠如していることである。例えば、ほとんどのインドネシア知的財産法では、ライセンス協定に関する規定があり、関係する知的財産総局 (DGIPR) は、それらの協定がインドネシア経済に悪影響を及ぼさないかどうか、不正競争につながらないかどうか、あるいはインドネシア人が技術を習得し発展させる上での障害にならないかどうかという点について、調査しなければならないと規定されている。政令の施行に当たり、商標、著作権登録又は特許庁向けの手引きが出されることになっている。しかしながら、これまでにこういった政令は発出されておらず、手引きが欠如しているために、職員は問題の解決をせず、ライセンス協定は、締結されても登録されず、第三者に対し無効となっている。同様に、インドネシアにおいて著名商標の非類似商品への拡張は政令によって規律されるべきであるが、このような政令はまだ利用可能となっていない。このような保護の拡張規定がないために、著名商標の保護は未発達である。裁判所は時折、TRIPS協定の規定に基づいたインドネシアの義務を指摘し、国内法とTRIPS協定とのギャップを埋めなければならないと感じている。

3. 知的財産権の民事及び行政によるエンフォースメントの機関

3. 1. 知的財産総局 (DGIPR)

知的財産総局 (DGIPR) は、インドネシアの知的財産制度の発展を担う政府機関の中の主要な機関である。知的財産総局 (DGIPR) の所掌事務は、創造物に対する保護、報酬及び認可授与、技術に基づく投資と経済成長促進、改革と発明文化の奨励など知的財産権制度の運営である。知的財産総局 (DGIPR) は、5つの部で構成されている。総務部、著作権・意匠・集積回路の回路配置・営業秘密部、特許部、商標部、協力開発部、IT部である。知的財産権の行政及び立法発展のための調整機能のほかに、知的財産総局 (DGIPR) は、知的財産権に関する知識の普及活動及び知的財産権のエンフォースメントにおいて大きな役割を果たしており、知的財産立法において法律的な助言を行う。更に重要な役割は、エンフォースメントに関わる様々な政府機関の調整である。また、知的財産総局 (DGIPR) の他に、インドネシア警察の様々な部署、検察庁、地方裁判所、商務裁判所、最高裁判所、税関そして法務省の国家公務員捜査官 (PPNS-Penyidik Pegawai Negeri Sipil) が知的財産のエンフォースメントを担っている。この国家公務員捜査官は、警察と検察の業務を支援するため、1980年代以降インドネシア知的財産法に導入された。知的財産総局 (DGIPR) はさらに、知的財産に関する知識の普及と、海賊版を駆逐して会員の権利を保護することを目的とした多くの

民間部門の協会や機関と協力している。インドネシア反偽造協会（MIAP）は近年、様々な産業界で主導的な役割を果たしている。特定の産業や知的財産制度の特定の分野の専門団体として、音楽作品の収集協会（KCI: Karya Cipta Indonesia）、インドネシア出版社協会（IKAPI）、インドネシア録音産業協会（ASIRI）、インドネシア・コンピュータ・ソフトウェア協会（ASPILUKI）、あるいはインドネシア作曲家編曲家協会（PAPRI）がある。これらの協会は、それぞれの産業分野を一般的に代表する組織として結成されており、しばしば、侵害事例を報告したり、侵害者の告発を援助し、エンフォースメントの手助けをしている。例えば、インドネシア録音産業協会（ASIRI）には、エンフォースメント問題を専門的に扱う職員が6名いる。インドネシア反偽造協会（MIAP）の所掌事務は、「関係当局と協働して、偽造の負の影響を減退させ、国民の知識、消費者の保護及びエンフォースメントを促進する。」ことである。

様々なエンフォースメント活動の調整のため、特別対策委員会が、知的財産総局（DGIPR）主導の下、2003年末に設立された。特別対策委員会の構成員は、インドネシアの知的財産権のエンフォースメントを担う様々な当局、国家内閣官房、その他の重要な機関から集められている。特別対策委員会は、次の5年間に及ぶエンフォースメント基本計画の策定を目指している。

3. 2. 裁判所制度

2000年から2002年の間に施行された最近の知的財産制度改革以前は、知的財産の侵害に対する民事上の請求は一般の裁判所が管轄しており、ほとんどの事件はジャカルタの第一審裁判所（Pengadilan Negeri）で審理されていた。ジャカルタには、ほとんどの企業の本社がある。法律に関する上訴だけが、最高裁判所（Mahkamah Agung）で審理される。営業秘密と植物新品種に関しては、今でも地方裁判所が管轄している（営業秘密法（2000年法律第30号）第11条（2）項参照）が、その他のすべての知的財産権に関する民事上の侵害訴訟は、現在、商務裁判所（Pengadilan Niaga）が所管している。商務裁判所は、かなり特殊な歴史を持っており、アジア危機後の破産事件の急増に対処するため、緊急手段として設立されたものである。その当時、インドネシア政府は、急ぎよ、破産規則を改正し、第3章を追加して、最高裁判所の傘下に商務裁判所を設置し、破産事件についてのみ第一義的な責任を有することとした。しかしながら、その後の改正で、政府は、商法の他の分野における責任にまで権限を拡張した。新しい知的財産法の制定に伴い、政府は、この選択肢を活用したのである。改正破産規則第284条により、商務裁判所は、他に特段の規定がない限り、インドネシア民事訴訟法の一般規定を適用する。したがって、知的財産権問題に関する手続き上の規則は、知的財産における規則と、一般的な手続法としてそれに対する特別法（*lex specialis*）である破産法という、3つの異なる法律に広がっている。現在、ジャカルタ、マカサラ、メダン、スマランそしてスラバヤに5つの商務裁判所があり、法律問題は、最高裁判所へ上訴され、そのために特別に構成される法廷（改正破産規則第285条）によって審理される。

3. 3. 関税及び税務局

インドネシアの知的財産権に関する水際規制対策は、関税に関する1995年法律第10号に規定されている。この法律によれば、関税に関する事項は、財務省に属する関税及び税務局の責務で

ある。関税及び財務局は、個々の税関事務所を監視する権限を有しており、1995年法律第10号の第54条から第64条までの規定により、税関職員は、以下で述べるある一定の状況下で、輸入品の解放を遅らせることが認められている。

4. 知的財産権のエンフォースメントのための民事、行政手続及び救済

以下は、著作権、特許及び商標の3つの主な分野に特化して、最も良く利用されている行為及び救済である。

4. 1. 著作権法

以下の行為が、著作権法（2002年法律第19号）で規定されている。

- 損害賠償請求（第56条（1）項）
- 侵害物品の没収（第56条（1）項）
- 利益算定（第56条（2）項）
- 更なる損害の発生を防ぐための侵害行為の仮差止命令（第56条（3）項）
- 侵害の継続阻止又は証拠保全のための差止命令（第67条）

第67条による差止命令の場合、権利者は、権利と侵害の証拠を提出しなければならない。30日以内にさらに聴聞が行われ、差止命令を継続するか取り消すかが決定される。後者の場合、差止命令を要求している当事者は、差止命令を受けた当事者に対して損害賠償をしなければならない。

対審手続の代替手段として、著作権法は第65条で、仲裁又は裁判外紛争解決による紛争解決の選択肢を提供している。

4. 2. 特許法

以下の行為が、特許法（2001年法律第14号）で規定されている。

- 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性という基本的な要件を満たしていないという理由、又は特許性が排除されている発明に関するものであるということを理由に特許の取消しを求める訴訟（第91条（1）項a）
- より早い先順位の権利であることを理由に特許の取消しを求める訴え（第91条（1）項b）
- 公益に反する特許の実行を防ぐという目的を満たしていない強制ライセンスの取消しを求める訴訟（第91条（1）項c）
- 特許の中で示された人物が特許権を与えられていないことを理由に、認められるべきでなかったとして、特許について真の発明者が提起する訴訟（第117条）
- 権限のない特許権の実行に対する損害賠償請求訴訟（第118条）
- 侵害の継続防止と証拠保全のための差止命令（第125条から第128条）

特許法の差止命令の構造は、著作権法と同様である。著作権法と同様、仲裁と裁判外紛争解決が奨励されているが、上記の差止命令の構造以外に、利益算定や更なる損害を防ぐための仮差押命令についての規定はない。第91条の規定に基づく特許の取消請求は多様であり、例えば、いかなる第三者であっても、特許が基本的な要件を満たしていないか、特許が取得できない物に関する場合、

特許の取消しを申請することができ（第91条（2）項）、特許権の保有者又はライセンシーは、新たな登録に対する自らの特許の優先権を主張することができる（第91条（3）項）。また、非効率的な強制ライセンスの取消しの請求において、検察官は公益目的で行動する（第91条（4）項）。

4. 3. 商標

以下の行為は、商標法（2001年法律第15号）に基づいて行われる。

- － 連続3年間利用されていないことを理由に（第61条第（2）項a.）、又は本来登録されている商品及びサービス以外の商品及びサービスに対して用いられていることを理由に（第61条第（2）項b.）、商標の登録の取消し（penghapusan）を申請すること。
- － 連続3年間利用されていないことを理由に（第66条第（1）項b.）、又は本来登録されている商品及びサービス以外の商品及びサービスに対して用いられていることを理由に（第66条第（1）項c.）、又は標章を団体標章として利用する規則に従って団体標章が利用されていないことを理由に（第66条第（1）項d.）、団体標章の取消しを申請すること。
- － 第4条（登録者の悪意）、第5条（登録できない標章、例えば、十分識別できないもの）、又は第6条（先に登録されている標章と誤解を招くほど類似しているか、実質的に同一であること）に規定されている理由で商標の取消しを申請すること。
- － 損害賠償を申請すること、及び（又は）先に登録されている類似した又は同一の商標の侵害の速やかな停止を申請すること（第76条）。
- － 物品の製造又は流通の仮差止命令（第78条第（1）項）

5. 知的財産権の刑事上のエンフォースメントを担う機関

5. 1. 警察

インドネシア警察は、各本部、地方警察（*polisi daerah*）、準地方警察（*polisi wilayah*）及び市・都市警察で構成される。

5. 2. 検察官

検察官の事務所は、検察庁の一部である。検察官は通常は、知的財産権事件を専門としていない。

5. 3. 国家公務員捜査官（PPNS-Penyidik Pegawai Negeri Sipil）

国家公務員捜査官は、1980年代以降、常にインドネシア知的財産法の1つの特徴となってきた。彼らは、法務省に所属している。2002年時点で、法務省に約122名の国家公務員捜査官が在籍しており、そのうち、23名は、知的財産総局の職員であり、他はインドネシアの各州にある法務省の支部で勤務している。国家公務員捜査官は、警察と検察官の仕事を支援し、補佐するのが任務である。彼らの権限は、インドネシア知的財産法の各法、すなわち、特許法第129条、商標法第89条、著作権法第71条、営業秘密法第16条、意匠法第53条、そして集積回路の回路配置法第41条に規定されている。

それらの規定は、概ね同一内容である。例えば、商標法第89条は、国家公務員捜査官に、

以下の権限を認めている。

- 標章分野における犯罪行為にかかる報告又は情報の信憑性に関する捜査を行うこと。
- 標章分野における犯罪行為をした疑いのある者又は法人に対して捜査を行うこと。
- 標章分野における犯罪行為に関連して個人又は法人から情報及び証拠物件を集めること。
- 標章分野における犯罪行為に関連する帳簿、記録その他の書類の検査を行うこと。
- 証拠物件、会計帳簿、記録その他の書類が存在する疑いのある特定の場所を捜査し、かつ、標章分野における刑事訴訟において証拠として使用できる侵害物品及び製品を押収すること。
- 標章分野における犯罪行為の捜査任務を遂行する範囲において専門家の支援を求めること。

商標法第89条は、従前の規定の内容に沿っているが、現在、差止命令に重点が置かれているため、他の法令においては、国家公務員捜査官の更なる権限が規定されている。著作権法、集積回路の回路配置法、意匠法、営業秘密法は、知的財産法のそれぞれの分野における刑事訴訟手続で証拠として使うことができる侵害物品、商品の差押を、警察と協力して行う権限を国家公務員捜査官に追加的に付与している。特許法は、この流れに従わず、商標法で規定されている権限と同じ範囲に制限している。

6. 刑事上のエンフォースメントにおける訴訟

知的財産権の保有者は、警察に告発することによって刑事手続を開始する。警察は通常、告発者が本当に知的財産権を有しているという証拠と、本物の見本と偽造品の見本の提出を求める。インドネシアの販売網が利用されている場合、警察は、誰が製品の販売権を与えられているのかを把握しようとする。この情報は、刑事訴訟法で求められている予備捜査で使われることになり、この段階で、検察官にも第一報が伝えられる。この段階で重要なことは、権利者が、政府機関（例えば、保健省）から必要な許可をすべて得ていること、商品が正式ルートで輸入されてきたことを示すことである。次の調査段階では、警察は、逮捕状を得ていて、犯罪が5年以上の禁固刑に相当するものである場合には、被疑者を逮捕してよい。これは、著作権法に基づく最も刑罰の重い犯罪の場合にのみ適用され、他の知的財産法では、禁固刑は5年以下である。財産の搜索や差押えは、それぞれ、裁判所からの命令を得た上で行うことができる。緊急な場合や証拠保全を行う場合には、地方裁判所長に直ちに報告されることを条件として、その場で差押えをしてもよい。もし、地方裁判所が一応の証明 (*prima facie*) がある事件であると判断すれば、摘発命令を出すことができ、侵害者は、弁護士を選任する機会が与えられなければならない。

捜査は、その後、警察から検察官へと進められ、検察官は、裁判所へ手続を進めるに足りる証拠があるかどうかを判断する。

7. 最もよく使われているエンフォースメントの方法の例

インドネシアで、最もよく使われている知的財産のエンフォースメントの方法は、警察による刑事捜査と、侵害登録の取消しを求める民事訴訟であり、もっぱら商標の分野で用いられている。統計によれば、警察は、1996年から2000年の間に2,317件の事件に関与し、そのうち突出して多かったのは商標に関する事件である。さらに最近では、著作権事件が商標事件をはるかに上回っており、これは、一つには、海賊版光ディスクの広範囲にわたる頒布の結果である。1996年から2000年までの間、特許侵害はわずか1件しか捜査されなかった。

商標の取消手続の主な理由は、連続3年間使用されていないことを理由とした民間部門主導の商標登録の取消し手続と、侵害登録に対する権利者主導の取消手続である。後者の場合、多いのは、著名商標の登録を理由とするものであり、著名商標は、長年にわたって、インドネシアの課題であった。従前の法律は、長年、それが実際に保護されているのかどうかという問題を解決しないまま放置していた。2001年の新法は、その問題を明らかにし、著名商標は、それが使われている商品及びサービスと同じ商品及びサービスに対して保護されるということが明確にされた。しかし、類似しない商品又はサービスについて著名商標が頻繁に使われている事実は未解決のままである。ここで、商標法第6条(2)項を見ると、将来、政令で詳細を規定して保護することを約束しているが、そのような政令は今のところまだ出されておらず、約束された保護もまだ実施されていない。類似の商品又はサービスの場合についてさえ、この規定の適用は常に一貫しているわけではない。というのも、何が著名商標であるかについて、商標局はこれまで何も指針を示していないからである。

著名商標に関する混乱は、いわゆる「商標仲介業者」によってしばしば利用されてきた。彼らは、海外の権利者がインドネシアに事業を広げるかどうかを決定する数年前に、インドネシアでまだ利用可能でないその海外の著名商標を登録する。そして海外の権利者が、最終的にインドネシアに進出した際に、彼らの商標が既にインドネシアの国内企業によって登録されていることを知ることが頻繁にある。時には、これらの標章が、類似、非類似商品に用いられていることもあるが、多くの場合、登録は、もっぱら権利者に、商標の買取り交渉を強要することを目的としている。海外の権利者の多くは、時間と費用のかかる裁判手続を避けるために商標の買取り交渉に合意するが、これらの登録を裁判所で争う者もいる。

この分野の典型的な事例は、フェラーリの事例である(フェラーリ社対トラ・アシ・アロミンド株式会社ほか、ジャカルタ中央 第一審(Pengadilan Niaga Jakarta Pusat) 2002年2月25日 No.4/MEREK/2001/PN.NIAGA.JKT.PST)。

この事件では、FERRARI(フェラーリ)は、インドネシアで長年、著名商標とともに登録されており、最終的に、この標章を化粧品系統の商品に使うことを決めた。ところが、FERRARI(フェラーリ)は、インドネシアの会社名で、化粧品のために既に商標登録されていることが分かり、この登録に対し、商標法第63条と関連している第61条(2)項a.に基づき、訴訟を提起した。同条は、連続3年間使用されていない標章の登録抹消を第三者が請求することを認める規定である。この事件で興味深いのは、標章が類似しない商品について登録されており、そのような状況に保護を拡張する政令がまだ出されていなかったことを鑑みて、FERRARI(フェラーリ)は商標が著名商

標に当たるという特徴を請求の根拠としても、そのような手段は成功し得ないであろうと予想し、それを請求の根拠としなかった点にある。取消しを請求する他のほとんどの商標事件の場合と同様、FERRARI（フェラーリ）は、知的財産総局（DGIPR）を第二の被告とした。訴訟がうまく終われば、速やかに登録が抹消されるようにするためである。

この事例の更に興味深い点は、被告が化粧品を製造するのに必要な保健省の許可を受けていなかったことが重大な意味を持っていたということである。被告が、保健省に製品が登録されていることを示すことができたのに対し、原告は、必要な許可がおりていなかったことを示す証拠を提出した。この証拠及び、ジャカルタ、スラバヤの主なショッピングセンターから提出された数多くの文書により、製品が流通していなかったことが十分に示された。商務裁判所は、商標が登録抹消されるべきであると判示し、知的財産総局（DGIPR）にこの判決の執行を命じた。

類似しない製品に使われている著名商標については、まだ保護が及んでいないため、そのような著名商標の権利者は、自分の標章を守るために、代替手段に頼っているということを示している。著名商標をもつばら権利者に買取交渉をすることのみを目的として登録している「商標仲業者」の場合には、実際に製造を開始するために費用のかかる省庁の許可を得ることはまずあり得ない。したがって、取消しを求める権利者は、使用されていないことを理由に請求をし、被告が政府の許可を得ていないということを立証するのが、非常に効率的である。

商標が使用されていないという事実の証明という比較的煩雑な証明をするよりも著名商標の権利者にとってより便利な方法は、登録者の標章登録が悪意によるものであることを主張する方法である。この主張は、商標法第4条を根拠としている。これが成功した事例としては、オーデマ・ピゲ事件（オーデマ・ピゲ・ホールディング社対アディ・ベルカサ・ブアナ株式会社、ジャカルタ中央第一審（Pengadilan Niaga Jakarta Pusat）2002年2月27日 No.6/MERREK/2001/PN.NIAGA.JKT.PST）がある。ただし、裁判所は、単に商標法を根拠とするのではなく、TRIPS 協定第16条（3）項及びパリ条約第6条の2に言及し、悪意の原則を適用した。この主張は、類似していない商品に対する標章の使用への対抗措置に関する規定がない状態において、著名商標の権利者を助けることになった。なぜなら、問題となった二つの標章のうちの一つは、著名標章が使われていた商品と同一ではない商品に使われていたからである。これは、被告側が慎重であったためとも考えられるが、インドネシアの裁判所は、1970年代の後半から、既に、悪意の登録に関する主張の適用範囲を、類似しない商品に使用されている標章にまで広げていた。それはまた著名商標に関する多くの事案で登録商標は原告の商標でもある、という事実を指摘するための特に有効な理由となった。バーム・アンド・メルシエ、ヤマハ、ダヴィッド・アンド・チャネルのような著名な名称に関連した事件で、裁判所は類似商品に使用された商標に限る、という要件を適用しなかった。

8. 最近のエンフォースメントの方法についての問題点

知的財産権の行政及び知的財産権の裁判所でのエンフォースメントにおける多くの難題により、刑事上のエンフォースメントの方が民事上のエンフォースメントよりも明らかによく使用されている。これは、権利の保有者の観点からも、知的財産制度を発展させる国益の観点からも問題がある。権利の保有者の視点から見れば、侵害事件において科される刑罰があまりにも甘いため、真の抑止

効果は得られない。しかしながら、国家の視点から見ると、新聞の見出しになる事例のほとんどが刑事上のエンフォースメントであると、知的財産制度を普及させることは難しい。それに加えて、警察や検察庁などの公共機関は、しばしば途上国の限界に達しており、権利者自身が、自らの権利のエンフォースメントにおいて、より積極的な役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、より民間色の強いエンフォースメントへとシフトするためには、現在の制度はさらなる改善を要する。TRIPS協定の規定が要求する通り、差止命令は、法律に規定されているが、実際にはまだ利用できる状態ではない。裁判所は、新しい差止命令の仕組みの利用方法についての決定的な指針となるものを待っているが、この指針が利用可能にならない限り差止命令が利用されることはない。常に使用されてきた民事訴訟法の仮決定と時々混同されるが、差止命令とは区別されなければならない。なぜなら、差止命令は主要な手続の一部であり、別の当事者の意見を聴かずに実施 (*inaudita altera parte*) されることはないからである。インドネシアの民事訴訟法は、侵害物品、又はその製造に必要な原料、部品の廃棄又は処分に関する命令を規定していない。さらに、民事訴訟法は、敗訴した当事者が支払うべき公式の費用についてしか規定していないが、両当事者は、弁護士費用に関してはそれぞれ負担しなければならない。さらに、最高裁判所の出す回状によれば、実際の損害に対して支払われるべき損害賠償額は制限されており、将来の利益は除外されている。

刑事上のエンフォースメントに戻ると、権利者が自分の権利を証明する必要があるのに対し、法律のエンフォースメント機関がその証明の正確性を審査することに慣れていないという問題が依然として存在する。例えば、著作権の権利者は、登録証明書の保有を要求されてきたが、インドネシアの著作権法は著作権の登録を要求していない。類似のことは、地方裁判所からの権限付与の文書に基づいて税関が行う水際規制対策にも当てはまる。やはり、多くの裁判所は、知的財産権に精通しておらず、エンフォースメントを結局、不当に難しくしている。税関も警察も、権利者の関与なしに侵害製品を特定することは難しいと不満を口にしてきた。

機関については、国家公務員捜査官 (PPNS) は、あまり有効に機能していない。なぜなら、彼らのほとんどは、知的財産総局 (DGIPR) 又は法務省の州の支部における日常業務とともに、捜査官としての業務も行わなければならないからである。州によっては、捜査官が非常に少ないところもあり、しかも、知的財産権の教育を受けていないこともよくある。

商務裁判所の裁判管轄を知的財産法にまで拡張したこと、最高裁判所裁判官の専門性を高めたことは成功であった。そして、ジャカルタの実務家は、過去数年間の知的財産権の管轄には大変満足している。しかし、商務裁判所裁判官に昇進の道はなく、昇進するためには、商務裁判所で2～3年間勤務後、一般の裁判所に異動しなければならない。したがって、商務裁判所は、非常に高額の教育を受けてきた専門の人材を失っている。

ここ数年の活動で、知的財産権の保護及びエンフォースメントの様々な側面に関与する数多くの機関がインドネシアで設立された。こういった活動が特別対策委員会によって、より良く調整され、十分に高いレベルにまで達すれば、間違いなく、知的財産制度の改善につながるであろう。

フィリピンにおける知的財産権（IPR）のエンフォースメント

アロンソ・アンチェッタ

弁護士

はじめに

知的財産制度及び知的財産権（IPR）の保護方法

フィリピンでは、知的財産権は、工業所有権と著作権の2つに大きく分けられる。工業所有権は、特許、商標、サービスマーク、商号、集合標章、商業上の名称、出所の呼称や名称である。特許は、発明、実用新案及び工業意匠を含む。著作権は、独創性のある文学、芸術作品と派生的な作品に及ぶ。

工業所有権と著作権は、フィリピンの知的財産法（IP Code）として知られている共和国法第8293号によって規定される。知的財産法は、1998年1月1日に施行され、従来の特許法、商標法及び著作権法の3つの法律を1つに集大成したものであり、（TRIPs）の標準・基準を採り入れたものである。

一般的に、特許、商標やこれらに類するものは、法律に従って登録することによって保護される。文学、芸術、あるいはその他の著作権の対象となる作品は、創作された時点から保護される。ただし、作品を対象とする著作権が登録されていなければ損害賠償を受けることはできない。

知的財産権のエンフォースメント

I. 司法制度

II. 行政制度

司法によるエンフォースメント

1. 刑事手続—訴訟制度

商標法違反

- A. 商標、商号及びサービスマークの侵害に対する刑事訴訟
- B. 不正競争に対する刑事訴訟
- C. 出所の不正な名称、不正な表示及び不正な表現に対する刑事訴訟

特定された制裁は、

- (i) 2年以上5年以下の禁固及び
- (ii) 5万ペソ（約9万8千円）以上20万ペソ（約39万2千円）以下の罰金

特許法違反

- A. 侵害者又はその者と共謀者が、侵害者に対する裁判所の判決確定後に再犯を起した
場合の刑事訴訟
特定された制裁は、
- (i) 6か月以上3年以下の禁固及び（又は）
 - (ii) 10万ペソ（約19万6千円）以上30万ペソ（約58万8千円）以下の罰金

著作権法違反

- A. 知的財産法第4章で保護されている権利を侵害した者、そのような侵害を補助又は
教唆した者に対する刑事訴訟
特定された制裁は、
- (i) 5万ペソ（約9万8千円）以上15万ペソ（約29万4千円）以下（初犯）、
15万ペソ（約29万4千円）以上50万ペソ（約98万円）以下（第二
犯）、そして50万ペソ（約98万円）以上150万ペソ（約294万円）
以下（第三犯）の範囲内の罰金及び（又は）
 - (ii) 1年以上3年以下（初犯）、3年と1日以上6年以下（第二犯）、そして
6年と1日以上9年以下（第三犯）の禁固
 - (iii) 債務超過の場合の補助的な禁固

2. 民事手続—訴訟制度

商標法違反

- A. 商標、商号及びサービスマークの侵害に対する民事訴訟
- B. 不正競争に対する民事訴訟
- C. 出所の不正な名称、不正な表示及び不正な表現に対する民事訴訟
利用できる特定の救済は、
- (i) 損害賠償又は被告が侵害行為によって実際に得た利益
 - (ii) 公衆を誤解させるか、原告を欺く実際の意図があったことが明らかにされ
た場合、裁判所の裁量による2倍の損害賠償
 - (iii) 訴訟係属中における販売の請求書及び販売の証拠となる他の文書の没収
 - (iv) 差し止め命令
 - (v) 侵害物品を、補償なしに商業経路から除外すること又は廃棄すること
 - (vi) 登録商標又は商号を含む被告所持のラベル、記号、印刷、梱包、包装、容
器及び広告の全て、当該商標、商号の複製、偽造品、コピー又はもっとも
らしい模造品、及び当該商標、商号を作成する図版、鋳型、原盤、その他
の手段全てを、廃棄のため、補償なく引き渡しを受けること

特許法違反

A. 特許権のある物品、特許権のある方法、実用新案又は意匠の侵害に対する民事訴訟

利用できる救済は、

- (i) 損害賠償、加えて弁護士費用及びその他の訴訟費用
- (ii) 裁判所の裁量により、侵害物品、材料及び侵害行為において主に使われた道具を、補償なく、商業経路から除外又は廃棄すること

著作権法違反

A. 著作権侵害に対する民事訴訟

利用できる救済は、

- (i) そのような侵害の差止命令
- (ii) 被告に侵害を中止させる命令、特に、税関手続終了後直ちに侵害物品が商業経路に流入することを防止。
- (iii) 著作権の所有者又は代理人若しくは相続人に、法廷費用や他の費用を含む実際の損害額と、侵害者が侵害によって得ることができた利益を支払うこと。あるいは、実際の損害や利益の代わりに、裁判所が妥当と判断した損害額を支払うこと。

刑事上のエンフォースメントの手続

A. 開始

- ・ 警察の行動
- ・ 検察庁への直接の告訴

(i) 警察主導の手続

(a) 国家捜査局 (NBI) 又は刑事捜査探知班 (CIDG) への告訴状の提出

告訴状には、告訴人と被疑者の氏名及び住所が記載されていなければならない。犯罪を犯した人、企業、合併事業又は協会を告訴することだけでなく、捜査を開始してほしい旨の記載も必要である。

通常、告訴状には、侵害された告訴人の工業所有権の登録証明書又はその根拠となる他の書類、あるいはその件について以前行われた捜査の結果資料を添付する。

(b) 国家捜査局 (NBI) 又は刑事捜査探知班 (CIDG) による捜査

国家捜査局 (NBI)、刑事捜査探知班 (CIDG) 又は他の警察当局は、告訴状の提出を受けると、告訴人の申立てや請求の真実性に関し、私的な調査を開始する。

(c) 捜索令状の申請

調査によって発見された物に基づき、国家捜査局 (NBI) 又は警察当局は、管轄の裁判所に捜索令状の発行を申請する。

(d) 捜索令状の申請についての聴聞及び捜索令状の発行

裁判官は、捜索令状発行の申請を受けると、国家捜査局 (NBI) 又は警察当局の職員、告訴人及び告訴人が証人申請するかもしれない人物に対し、一方当事者 (*ex parte*) について、宣誓又は誓約の上で、聴聞及び調査を行う。

裁判官は、申請の根拠となった事実が存在するか、存在すると信じるだけのもっともな理由があると判断した場合は、捜索される場所と差し押さえられる物について特に記述した捜索令状を発行しなければならない。

(e) 捜索令状の執行及び裁判所への返還

(i) 家宅捜索

家、部屋その他の家屋の捜索は、合法的な占有者又はその家族の一員の面前で、又は、占有者が不在の場合には、その地域に住む思慮分別を有する十分な年齢に達した2人の証人の面前で行わなければならない。

(ii) 財産の押収

捜索令状に基づいて財産を差し押さえた職員は、当該差し押さえを面前で行ったその建物の合法的な占有者に対して、当該財産の詳細な受理証を渡さなければならない。占有者が不在の場合には、同じ地域に住む少なくとも2名以上の思慮分別を有する十分な年齢に達した証人の前で職員が当該差し押さえを行った場所に受理証を置いていかななければならない。

(iii) 捜索令状の裁判所への返還

捜索令状の執行をした職員は、差し押さえた財産を、宣誓した上で確認した当該財産の本物の目録とともに、令状を発出した裁判官に、直ちに引き渡さなければならない。

(f) 警察の裏づけによりもっともな理由があると判断すれば、検察は関連の起訴状 (正式な告訴) を速やかに裁判所に提出

捜索令状を発出した裁判所にその令状を返還した後、警察当局は速やかに、検察官に対し、根拠となる書類をすべて添えて、その事件の裏付けを行う。

(2) 検察庁への直接の告訴提出

(a) 検察庁への告訴状の提出と予備的な捜索

知的財産権の権利者は、自分が集めた情報及び証拠を活用し、自己の権利侵害に関する告訴を支える宣誓供述書を直接提出することができる。

地方裁判所 (RTC: Regional Trial Court) の管轄下で起きた犯罪については、告訴状は、法務部 (DOJ) の検察官へ提出されなければならない。都市圏裁判所や都市圏巡回裁判所の管轄下で起きた犯罪については、告訴状又は起訴状は、直接これらの裁判所に提出できる。告訴状については、法務部 (DOJ) の検察官にも提出できる。しかしながら、マニラ首都圏や他の認可された都市では、告訴状は、検察庁にのみ提出してよい。告訴状が検察庁に提出された場合、その告訴状の担当となった検察官は、被疑者を裁判にかけるだけの十分な根拠があるかどうかを判断するために、予備的な捜査を実施する。

しかし、告訴状が直接、都市圏裁判所や都市圏巡回裁判所に提出された場合には、裁判官が予備的な捜査を実施する。

(b) 裁判所への起訴状提出

被疑者や被告人を起訴する十分な根拠がある場合、検察官は、起訴の準備をし、関連の起訴状を裁判所に提出する。都市圏裁判所に直接提出された告訴状又は起訴状については、裁判官が逮捕状を発出する。

B. 逮捕状の発出

告訴状が提出されると、裁判所は、被疑者又は被告人の逮捕令状を発出することができる。告訴状又は起訴状が都市圏裁判所に提出された場合は、裁判官が告訴人とその証人を書面で、又は宣誓の下審査し、逮捕状を発出する。

C. 逮捕状の執行

被疑者又は被告人は犯行に関する尋問を受けるため勾留される。

事件係属中の保釈

逮捕状により法律の規定に基づき通常勾留される被疑者又は被告人は、係属中、保釈金を払い仮釈放されることが可能である。

D. 罪状認否

これは、被告人が起訴事実につき「有罪」もしくは「無罪」を弁明する刑事訴訟上の場面である。被告人が抗弁を拒否すれば、裁判所は、「無罪」の抗弁がされたものとする。

E. 公判前

罪状認否の後に行われる刑事訴訟上の必須事項。この段階で以下の事項が考慮される。

(a) 有罪答弁取引

(b) 事実認定

(c) 証拠の認定

(d) 証拠認容に対する異議申立権の放棄

(e) 裁判所の命令の修正

(f) 刑事的及び民事的側面を持つ事件の公正かつ迅速な裁判を促進する事項

公判前に確認された合意、自白は全て書面に記載され、被告人と弁護士が署名する。

裁判所は、公判前手続が終了すると、公判前命令を発出する。

F. 公判

「無罪」の抗弁があった場合に公判に入る。被告人は、公判前に少なくとも15日間の準備期間が与えられる。公判は、公判前命令を受領してから30日以内に始められる。検察側が証拠を提示し、その後で、被告人側が証拠を提示する。反証及び再反証も、適切な場合提示可能である。

G. 判決

本案についての公判後、被告人は、有罪を宣告され、禁固刑及び/又は罰金刑を科される可能性がある。犯罪に関連した押収物に対しては廃棄命令が出される。被告人が無罪であれば放免され、押収物は返却される。

民事上のエンフォースメントの手続

知的財産権の民事上のエンフォースメントについて通常以下の手続が取られている。

- A. 知的財産権侵害の確認のため、情報・証拠収集、侵害者又は偽造者の特定。
知的財産権の権利者は、国家捜査局 (NBI)、刑事捜査探知班 (CIDG) 又は他の法執行機関、当局のサービスを利用し、関連捜査の実施可能。
- B. 侵害行為を犯している個人、団体に対し、その許諾を得ていない活動の即刻中止 (cease and desist) を求める手紙の送付。中止 (cease and desist) を求める典型的な手紙は、知的財産権の権利者の要求の根拠を示す情報や関係書類を含む。
- C. 侵害行為を犯している個人や団体が請求に従わない場合、民事訴訟の提起。民事訴訟は、適切な裁判所への訴状又は損害賠償請求と、一時的な差止め命令及び仮差止め令状の請求の提出によって開始。
- D. 侵害標章を付けた製品及び偽造製品の許諾を得ていない流入又は輸入を禁止するため、警告通知を税関に送付。それに加え、依頼人の知的財産権を、他の関連情報とともに記録する。この記録は、税関行政命令 No.6-2002 の効率的な運用と執行のため、税関が運用できる。税関行政命令 No.6-2002 は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPs 協定) の第 51 条～第 60 条 (第 4 節 国境措置に関する特別の要件) に関連する知的財産法 (IP Code) の運用についての税関の規則及び規律を含んでおり、侵害物品と偽造品の輸入を禁止する現行法の解釈を示すとともに、フィリピンに輸入禁制品が流入することを防ぐ現行の手続を強化するものである。さらに、この命令は、知的財産法で輸入が禁じられている物品の取扱いと処分を促進する詳細な行政ガイドラインを設定している。

申請者又は原告が訴訟を提起する能力や気質を備えており、しかも、管轄権を有する裁判所に訴訟が提起された場合、裁判所は知的財産権紛争解決に当たり、通常、以下のような点を考慮する。

- (a) 侵害又は違反行為を受けている知的財産権に関する、申請者又は原告の明らかな優先的かつ先順位の権利を裏付ける書証の入手の可否。

資料となる関連書類は、以下のとおりである。

- (i) 商標、商号及びサービスマークの登録証明書
- (ii) 特許、実用新案及び意匠の登録証明書
- (iii) 著作権の登録証明書
- (iv) 証券取引委員会 (SEC: Securities and Exchange Commission) が発行した会社の商号の登録証明書
- (v) 貿易産業省 (DTI) が発行した屋号の登録証明書
- (vi) 申請者又は原告の優先的かつ先順位の権利主張を裏付ける広告宣伝資料及び
- (vii) 商標、商号及びサービスマークを商業的に使用していたことを示す販売の請求書及び領収書

- (b) 司法組織の利用可能性、可能ならばフィリピンの司法組織の利用可能性

(c) 知的財産権の侵害、不正競争又は違反行為を構成する書証及び供述証拠の入手の可否

(d) 必要であれば、被疑者又は被告の側の悪意を示す書証及び供述証拠の入手の可否

知的財産権の司法上のエンフォースメントにおいて即座に直面する課題は、侵害又は不正競争を犯したとされる者に対する仮差止め命令及び（又は）捜索令状の発行に関する問題である。これらの手続を迅速に行うことが最も重要であるが、被疑者の権利も考慮されなければならない。

したがって、差止め命令における一般的なルールとして、被疑者への通知なく差止め命令を発出することはできない。ただし、被疑者が聴聞される前に申請者に重大かつ回復不可能な侵害が発生する可能性があることが立証された訴状の宣誓供述書が示す事実から明らかである場合は、この限りでない。

最高裁判所が1995年9月12日に発出し、同年10月1日に施行された回状（行政回状No. 20-95）は、一時差止め命令(TRO: temporary restraining order)又は仮差押命令が、今後は、一方当事者（*ex-parte*）の申請のみでは認められないことを明確に義務づけた。この回状によれば、最高裁判所は、いかなる TRO の申請においても、全当事者が、抽選で選ばれた部門への当該事件記録移送後24時間以内に、略式の聴聞を受けた後でなければ、申請は処理できないとしている。記録は、速やかに移送されなければならないが、極めて緊急な事案の場合は、例えば、もし TRO が発出されなければ、重大な不正や回復不能な侵害が発生する場合に、担当裁判官は、発行後72時間しか有効でない TRO を発出し、その後速やかに事件を当事者の面前で配分する。その後、72時間の期限満了前に、事件の担当となった裁判長は略式の聴聞を実施し、係属中の仮差押命令申請についての聴聞が実施されるまで TRO の期間を延長できるかどうかを判断する。担当裁判官が発出する TRO の有効期間は、当初の72時間を含めて、いかなる場合も合計20日間を超えてはならない。

知的財産権侵害の民事訴訟における捜索差押に関する規則（RSSCA）

2002年1月22日、最高裁判所は、行政事項No.01-1-06-SCを公布した。これは、知的財産権侵害の民事訴訟における捜索差押に関する規則（RSSCA）を認めるものである。

RSSCA が出される前は、捜索差押に関する規則は、主として、もっぱら刑事訴訟改正規則の第126条及び1987年フィリピン憲法第3条第12項によって規定されており、しばしば知的財産法に基づく知的財産権侵害（例えば、商標侵害、不正競争、出所の不正な名称、不正な表示及び不正な表現）の刑事訴訟提起の前置きとして使用されていた。

RSSCA の承認に伴い、最高裁判所は、申し立てのあった侵害に関して侵害の防止と関係証拠の保全のために、知的財産権侵害に対する提起予定の、又は係属中の民事訴訟について、捜索差押の申請をすることができることを明らかにした。

RSSCA の規定に基づき、知的財産権の権利者又は保有者は、指定された地方裁判所へ、単独で（*ex-parte*）、侵害の被疑者宛の捜索差押令状を申請することができる。この令状により、令状に名前の書かれた被疑者宅へ入ること、令状で特定された書類その他の物についての捜索、調査、複写、撮影、映像の記録、映像及び音声の記録又は差押えをすることが認められる。裁判所は、申請者とその証人に対し、質疑応答形式での調査を行い、もし必要と判断すれば、捜索差押令状を発出する。RSSCA による画期的な改革として、裁判所が、令状の執行を監督する、独立した委員長（フィリピン弁護士会会員でなければならない。）を指名することが挙げられる。また、令状には、令状に

書かれている事項や条件を守らなければ、裁判所侮辱罪にあたるということも書かれている。

しかしながら、従来の搜索差押令状に関する規則と異なり、RSSCAは、申請者に対し、被疑者のために、裁判所が決める相当額の保証金を預けることを要求している。保証金は、被疑者に生じる費用及び令状の発行が原因で被疑者が被るすべての損害を担保する。

行政上のエンフォースメントの手続

行政上のエンフォースメントは、以下の機関によって行われる。

1. 知的財産庁 (IPO)
[従前の、特許・商標・技術移転局]
2. 証券取引委員会 (SEC)
3. 税関 (BOC)

知的財産庁 (IPO) [従前の、特許・商標・技術移転局]

知的財産庁は、知的財産法に規定された特許法、商標法及び著作権法を執行する。知的財産庁は、以下の6つの局に分かれ、それぞれの局に局長と局次長がいる。

- a) 特許局
- b) 商標局
- c) 法務局
- d) 文書調査・情報・技術移転局
- e) 管理情報システム及び電子データ処理 (EDP: Electronic Data Processing) 局
- f) 総務・財務・人事局

知的財産庁で利用可能な行政救済は、以下のとおりである。

- a. 侵害標章及び不正競争標章を含む商標、サービスマーク及び商号への対抗手続
- b. 侵害標章及び不正競争標章を含む商標、サービスマーク及び商号の登録抹消手続
- c. 特許又はそれに関する請求あるいはその請求の一部を却下する手続
- d. 損害総額が20万フィリピンペソ (約5,000米ドル相当) 以上の知的財産法侵害についての法務局への行政救済申請

行政救済申請があると、法務局長は、正式な調査の後、以下の行政処分を課すことができる。

- i. 差止命令
- ii. 被告が中止すべき行動を明記し、かつ記載された期間内に被告が応諾文書を提出することを求める内容の中止 (cease and desist) 命令
- iii. 被告による応諾又は停止の自主的な保証
- iv. 犯罪を構成する製品の廃棄処分の申し渡し又は差押え
- v. 犯罪を犯した際に使われた装置及び不動産や個人財産全ての差押え
- vi. 5,000フィリピンペソ (現在約100米ドル相当) 以上10万フィリピンペソ (約2,000米ドル相当) 以下の罰金、それに加えて、侵害が継続している期間1日当たり1,000フィリピンペソ (約20米ドル相当) 以下の罰金

- vii. 知的財産庁から与えられている許可、ライセンス、権限又は登録の抹消、又はそれらの有効性の1年を超えない期間内での保留
- viii. 被告が知的財産庁から与えられることが保証されている許可、ライセンス、権限又は登録の保留
- ix. 損害賠償
- x. 非難
- xi. 罰金や制裁に相当するもの

証券取引委員会 (SEC)

通常、証券取引委員会では、会社法の適用を必要とする会社内又は会社間の事項について、聴聞や審理を行っている。しかしながら、証券取引委員会に登録されている会社の商号についての権利を決定するため、商標法の適用が必要な場合もある。

標章、商号又はサービスマークの全体又は一部が証券取引委員会に登録されている商号として使用されている場合、フィリピン会社法第18条及び知的財産法の規定に関する大統領令 (P.D.: President Decree) 902-A に従い侵害者の商号の抹消申請が証券取引委員会に提出される。

税関 (BOC)

税関は、財務省に所属しており、その所掌事務は、共和国法 No.8293 (知的財産法) 第166条に規定されている通り、以下のような輸入品がフィリピン国内へ流入することを防ぐことである。

- ・国内製品、製造業者又は販売業者の名称をコピーしているか真似している。
- ・登録標章をコピーしているか真似している。
- ・物品がフィリピン国内で製造されたもの、あるいは実際に製造された国又は地域とは違う国又は地域で製造されたものと公衆に誤認させるような標章あるいは商号を付けている。

税関では、工業所有権の執行は通常、以下のように行われる。(i) 商標、サービスマーク又は商号の登録者の氏名、住所及び商品が製造されたかサービスが提供又は販売された、あるいは事業が運営された地域の名称を適切な帳簿に記録する。(ii) 商標、商号又はサービスマークの登録証の写しを綴綴する。(iii) 登録者の氏名、商品が製造された地域の名称の複写又は登録標証の複写を備え付ける。

フィリピンの関税定率法に基づき、偽造品の差押え、没収及び廃棄の行政手続は、税関が行うことができる。これらの手続は、フィリピンに輸入されている商品が偽造品であること又は税関で記録されている標章と同一の標章を付けていると税関が判断した場合に、税関が開始できる。このようなケースでは、税関は通常、以下のような段階を踏む。

1. 偽造品の差押え

差押えを実施する際、徴収官は、財産没収の令状を発出する。所有者又は輸入業者が、合法的な使用のためにその財産の解放に必要な担保の提供を希望した場合には、徴収官は、十分な保証金、すなわち、その物品について見積もられた価値及び (又は) そのケースで判定される罰金、費用及び経費の支払いを条件として徴収官が決定した金額が提供された上で、解

放することができる。ただし、法律で輸入が禁じられている物品は保証金を提供しても解放されない。

2. 監視委員会の委員及び委員長への差押えの報告

差押えが実行されれば、差押えが効力を生じた地域における徴収官は、直ちに、監視委員会の委員及び委員長にその旨を報告しなければならない。

3. 所有者又は輸入業者への通知

徴収官は、所有者、輸入業者又は代理人に対し、差し押えについて文書で通知し、差押えの原因となった犯行に関して聴聞の機会を与える。

所有者又は輸入業者は、偽造品の差押え又は没収について争うことができ、聴聞に積極的に参加できる。知的財産法は、税関で入国が拒否された商品の所有者、輸入業者又は受託者が、関税輸入法、又は入国を拒否されるか差し押さえられた商品に関する知的財産法の規定に基づき救済が得られると、明確に規定している。

4. 差押における徴収官の決定又は処置

差押に関する聴聞の後、徴収官は、文書で没収の宣告、又は罰金額の決定を行い、または、他の適切な処置をする。

5. 委員による再調査

差押において徴収官から決定又は処置を受けた者は、差押えのケースでは、徴収官からその処置又は決定について文書で通知を受けてから15日以内に、徴収官に対し、委員による再調査を希望する旨を、委員に送付されるべき写しを添えて書面で通知することができる。この通知を受けた場合、徴収官は、直ちに、手続の記録すべてを委員に移送する。移送を受けた委員は、徴収官の決定又は処置を、認容、修正又は破棄するとともに、この決定が効力を有するのに必要な手順を踏み、命令を出す。

6. 委員の決定の通知

委員の決定は、再調査の依頼をした当事者に通知される。差押事案では、そのような通知は可能な場合、個人サービスで行われる。

税関行政命令 No.6-2002

2002年9月23日、税関(BOC)は、税関行政命令 No.6-2002 (CAO No.602) を発布した。この命令は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs 協定)の第51条~第60条(第4節 国境措置に関する特別の要件)に関連する知的財産法(IP Code)の運用についての税関の規則及び規律を含んでおり、それは水際規制の既存の税関行政命令である CAO No.7-93 を改正したものである。

CAO No.7-93 と同様、この税関行政命令 No.6-2002 は、侵害物品の輸入を禁止する現行法の運用促進とフィリピンに輸入禁制品が流入することを防ぐ現行の手続の効果を強化することを目的としている。さらに、この命令は、知的財産法で輸入が禁じられている商品の取扱いと処分を促進する詳細な行政ガイドラインを確立するものである。

CAO No.7-93 と異なり、この税関行政命令 No.6-2002 は、適切な水際規制措置による保護の対象となる知的財産を以下のように分類している。

- (a) 著作権及び関連する権利
- (b) 商法及びサービスマーク
- (c) 地理的表示
- (d) 発明に対する特許、実用新案及び意匠
- (e) 集積回路の回路配置（図面）
- (f) 秘密情報の保護

税関行政命令 No.6-2002 で禁止されている輸入

1. 知的財産法に従って知的財産庁（IPO）に登録されている標章又は商号を、登録者又は正当に権限を付与されている代理人の権限付与又は同意なく、コピーしたか真似たもの
2. 当局によって著名商標と決められたものを、権利者又は正当に権限を付与されている代理人の権限付与又は同意なく、コピーしたか真似たもの
3. 製品に付けられている標章が登録されたものであるか否かにかかわらず、司法当局によって、不正競争と判断されたもの
4. 公開の有無にかかわらず、著作権のある作品の海賊版コピーか類似品を構成しているもの
5. 知的財産法に基づき正当に特許登録されている機械、物品、製品又は物質について、特許権者又は正当に権限を付与されている代理人の権限付与又は同意を得ていない実質的な類似品
6. 輸入製品と他の者の製品との連携、関係、関連について、混同、誤認又は欺瞞を生じさせる可能性のある誤った又は誤解を招く表現、記号又はラベルを使用したもの又はその性質、特徴、品質又は原産地を誤って表示しているもの

解放の保留を請求できるのは誰か

2つの類型・区分

- A. 税関に登録されている知的財産権及び
- B. 税関に登録されていない知的財産権

税関に登録されている知的財産権

税関は、知的財産の保有者が知的財産権を記録した知的財産権の登録を、この命令の効率的な実施と執行のために使用できる他の関連情報とともに維持する。

知的財産権の保有者、所有者、あるいはその代理人は、税関の委員に対し、以下の必要書類を提出して知的財産権とそれらの権利が及ぶ製品を記録するよう申請することができる。

- (a) 申請者が、記録することを求めている知的財産権の権利者であることを証明する宣誓供述書。代表者や代理人の場合には、その者が、知的財産権の保有者又は権利者から、申請をする権限を正当に付与されていることを証明する宣誓供述書。そして、提出された名簿に記載されている人や団体（そのような名簿があれば）が、知的財産権の及ぶ製品の輸入又は頒布の権限が付与されているか否かを証明する宣誓供述書。そこには、記録することを求めている知的財産権が及ぶ製品についての詳細な記述をし、もし可能であれば、税関がこの命令を執行するのに役立つよう製品の見本を添付する。

(b) 必要書類

- i. 知的財産庁に登録されている知的財産権の場合、知的財産庁が発行した登録証明書の証明された正規の複写3通
- ii. 知的財産庁に登録されていない知的財産権の場合、知的財産権についての請求について宣言するかそれを認める裁判所又は他の当局の決定又は決議の証明された正規の複写3通
- iii. 著作権及び関連する権利の場合、知的財産権の保有者、権利者あるいは正当に権限を付与された代表者が以下のように述べた宣誓供述書

—その中で特定された時点で、著作権が作品又はその他の対象物に存在していること。

—その者又はそこに名前が記載されている者が著作権の権利者であること。

—そこに添付されている作品又はその他の対象物の複写が、正規の複写であること。

- (c) 1製品当たりの登録費用2,000フィリピンペソ(約40米ドル相当)の支払い。
ただし、知的財産権の保有者又は権利者1人当たり2万フィリピンペソ(約400米ドル相当)を超えることはない。

上記の必要書類は、もっぱら知的財産権の保有者又は権利者を特定し、税関が水際で侵害物品を効率的に監視し、評価するために最低限必要な情報を提供するためのものである。したがって、これらの必要書類は、ある程度の確証が得られれば、これらの必要書類の提出を義務づけている基本的な目的が達成されたものとして、本人に返してもよい。知的財産権の保有者又は所有者あるいはその代表者には、調査の時間と場所が通知される。

知的財産権とその権利が及ぶ製品の記録は、記録された日から2年間有効であり、その後、2年ごとに更新される。

記録に基づき、税関は、職権で疑わしい輸入品について監視及び検査を行い、法律に基づいてこれらを差押え、没収すべきか否かを定める。

ただし、このような権限の行使は、警告や差押命令の発出についての現行の規則及び規律によって管理、規制されている。

税関に登録されていない知的財産権

この命令の第1条C.1に従って知的財産権及び保護されている製品又は製品群を記録しなかった知的財産権の保有者、所有者あるいはその正当に指名を受けた代理人は、税関委員又は通関手続き地がメトロマニラの外(外港)の場合には税関の地方徴収官に、第2条C.1及び2で規定されている書類を提出し、侵害商品を含んでいる疑いのある輸入物に対し、警告や差押命令を発出するよう求めることができる。

税関委員又は通関手続き地がメトロマニラの外(外港)の場合税関の地方徴収官は、確証が得られた場合、警告や差押命令を発出する。知的財産権の保有者又は権利者あるいは正当に権限を付与された代理人には調査の時間と場所が知らされ、彼らの面前で商品が調査される。予定の調査日時及び場所を通知された知的財産権の保有者又は権利者が欠席しても検査手続は進められ、調査官は、事案に応じて、正式ルートで、発見物や提言を委員や地方徴収官に送付する。

知的財産本部 (IPU) の創設

知的財産権の保護とエンフォースメントのための水際規制措置のより効率的な執行のために、税関委員会は、2003年7月21日に恒久的知的財産本部を設置した。

知的財産本部は、情報及びエンフォースメント委員会の副委員長が本部長を務めており、2つの部門、すなわち知的財産情報調整部門 (DATACOR) と知的財産調査起訴部門 (PROSEC) から成る。知的財産情報調整部門の長は、税関情報調査サービス情報課長 (C-ID, CIIS) であり、知的財産調査起訴部門の長は、税関情報調査サービス国内調査起訴課長 (C-IIPD, CIIS) である。

知的財産本部の所掌業務は、以下のとおりである。

1. 知的財産権及びそれが及ぶ製品又は製品群の記録の申請処理
2. 税関委員宛の警告又は差押命令の発出要請受付及び、外港の場合における税関の地方徴収官宛の類似の要請記録。
3. 調査。差押えの場合は、適切な没収手続の下、知的財産権の侵害の起訴。
4. 情報管理システム技術班と共同で知的財産データベースシステムの運用、知的財産のエンフォースメントに関する情報収集管理。
5. 知的財産権に関係する税関の活動全ての調整。
6. 人事管理部門と共同で、知的財産権の水際規制エンフォースメントの適切な研修プログラムの作成。
7. 知的財産庁及び、エンフォースメントの規制を行う省庁の間の税関連絡事務所として活動。

この命令の第2条C. 1 [税関に登録された知的財産権] に従い、知的財産権及びその権利の及ぶ製品又は製品群の記録を行う際の手続

1. 申請者は、前述の申請様式を記入し知的財産本部あるいは知的財産本部設置前には法務部門に提出する。
2. 申請書は、前述の宣誓供述書とともに提出する。
3. 申請者は、記録料を支払う。
4. 上記の必要書類が揃えば、知的財産本部は、登録されている製品又は製品群に関する記述や見本とともに、記録の事実について記載する税関覚書回状を税関徴収官全員宛に作成し、委員長が署名する。
5. 回状を受け取ると、関係税関徴収官は、知的財産権及びその権利が及ぶ製品又は製品群の関係情報を含む書類の写し1部又は数部を、第一線、つまり税関の審査官に配布し、彼らに、その回状に従って輸入品を審査するよう指示する。

この命令の第2条C. 2 [税関に登録されていない知的財産権] に従い、警告又は差押命令の発出を求める手続

1. 知的財産権の保有者又は権利者あるいはその代理人は、税関委員又は外港の場合には税関の地方徴収官に、侵害の疑いのある商品に対する警告又は差押命令を発出するよう文書で請求する。
申請者は、上記のとおり、自分の知的財産権及びその権利の及ぶ製品又は製品群に関する必要書類全てとその他の関連情報を添える。

法律のエンフォースメントの介入

税関は、職権で疑わしい輸入品の監視及び検査を行い、法律に従いこれらを差押え、没収すべきか否かを定める。ただし、このような権限の行使は、警告や差押命令の発出についての現行の規則及び規律によって管理、規制される。

税関委員又は通関手続き地がメトロマニラの外（外港）の場合、税関の地方徴収官は、確証が得られた場合、警告や差押命令を発出する。知的財産権の保有者又は権利者あるいは正当に権限を付与された代理人には調査の時間と場所が知らされ、彼らの面前で商品が調査される。予定の調査日時及び場所を通知された知的財産権の保有者又は権利者が欠席しても、検査手続は進められ、調査官は、事案に応じて、正式ルートで、発見物や提言を委員や地方徴収官に送付する。

最高裁判所判例

知的財産権の侵害に関する最高裁判所判例も知的財産権のエンフォースメントにおいて大きな役割を果たしている。知的財産権の保護とエンフォースメントに関し、判例は、下級裁判所、関係行政機関及び一般公衆の手引きとして先例の役割を果たしている。

一例として、サムバー対レビシュトラス商会及びレビシュトラス（フィリピン）社の、2002年3月6日のG. R. No. 132604の判例がある。最高裁判所は、「LEVIS」という標章に対するレビシュトラスの先順位の商標登録権を認め、さらに損害賠償を認めた。最高裁判所はまた、サムバーの「LEVIS」という著作権を、オリジナルではなく他の作品の単なる模倣にすぎないとして、取消した。

エンフォースメントの問題点

知的財産権の司法上のエンフォースメントの長年の経験と知識に基づき、知的財産権の権利者や知的財産権法の執行者に対する課題として、以下の主要な制約や問題点が確認された。

一般的な制約及び問題点

1. 知的財産権の国内法の適用に関する、政府の法律エンフォースメント機関の職員の教育不足。知的財産権のエンフォースメント機関の研修用に割り当てられている資金、資源が不十分。
2. エンフォースメント機関の職員と司法関係職員の知的財産権法に関する情報、知識不十分。
3. 知的財産権のエンフォースメント機関同士の調整不十分。
4. 司法機関、政府機関の多国籍企業に対する偏見の可能性。
5. 知的財産権の保護とエンフォースメントの重要性についての国民の関心、知識、認識不足。
6. 司法制度全体の非効率性。
7. 汚職
8. 知的財産権の保持に関する、権利者側の無気力。
9. 知的財産権確立のための権利者の証拠書類作成遅延。
10. 知的財産権の権利者、訴訟費用や経費について過度に懸念。

法制度上の問題点

1. 過度に技術的で厳格な証拠資料の要請
2. 複雑で手間のかかる民事訴訟手続
3. 不十分な罰金及び刑事罰

裁判制度上の制約

A. 搜索段階

- i. 偽造品の販売を立証する領収書の入手が困難。
- ii. 知的財産の侵害者特定が困難。
- iii. 宣誓供述書に署名する証人確保が困難。
- iv. (偽造品の販売又は製造の疑いを立証するに当り) 権利者や運用者が、摘発への協力や参加許可を拒絶すること。
- v. 裁判官の利用可能性。
- vi. 「影響力のある友人」による侵害者の「保護」。
- viii. 差し押えられた証拠品 (例えば、海賊版商品) の保存場所が不足していること。

B. 起訴段階

- i. 被疑者が召喚令状や通知に解答しないこと。
- ii. 予備調査の聴聞への被疑者の参加を、検察官が自由な範囲で認めていること。
- iii. 搜索令状又は訴状の有効性に対する異議。
- iv. 裁判所の訴訟過密。
- v. 知的財産権の権利者が信頼できる習熟した証人を確保することが困難。
- vi. 専門性及び要求度の高い書証に過度に依存。
- vii. 裁判官の知的財産権分野の技術的知識不足。

結論

フィリピンの知的財産権のより効率的なエンフォースメントのために、上記の問題に全面的に取り組まなければならない。民間部門とりわけ知的財産権の権利者の主体性や支援がなければ、政府の努力だけでは不十分であることは明らかである。

知的財産権のエンフォースメントが不十分である要因の一つは、おそらくある種の消費財の平均的な購入者が経済的に恵まれていないことがある。本物を買う資力が無いということである。本物と偽物の価格差が、時にあまりにも大きいため、国民は、分かっているながら、偽物を買う。貧しい経済状態では、これは、知的財産権侵害の重大な誘因であり、知的財産権の侵害を予防するには教育や政府の努力だけでなく、知的財産権の権利者が、フィリピンのように経済状態がまだ安定していない国においては価格を下げるということも、考慮すべきことである。こうすれば、偽物の消費財市場は縮小するであろうし、それとともに、知的財産権侵害への誘因も減退するであろう。

タイの知的財産権のエンフォースメント

ヴィチャイ・アリヤヌンタカ

中央知的財産・国際貿易裁判所副所長(裁判官)

はじめに

米国と異なり、タイの知的財産に関する法的手法は、憲法に規定されていない。むしろ国際協定、厳密に言えば、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPs 協定)に基づいている。

これは、タイ政府の国際貿易及び投資を促進する継続的な政策に由来している。

タイで知的財産権のエンフォースメントが効果的に実施されていないために米国と欧州連合(EU)という世界の二大市場から貿易上制裁が課されており、この二大市場に競争力のある市場としてアクセスするため、タイは知的財産権の保護とエンフォースメントに向けた効率的かつ効果的な法的枠組を創設しなければならない。TRIPs 協定は、WTO 下の枠組であり、その協定をもとに、タイは、知的財産権保護の保護とエンフォースメントのための実体法と手続法を制定した。

中央知的財産・国際貿易裁判所

タイで知的財産訴訟を専属的に管轄しているのは、中央知的財産・国際貿易裁判所である。この裁判所は、民事事件・刑事事件の両方を管轄する。この特別な裁判所を明確に理解するためには、詳細な分析が必要である。この裁判所は、仏教暦 2539 年(1996 年)の知的財産・国際貿易裁判所設置法に基づいて設立された。以下は、知的財産訴訟におけるこの裁判所の特徴のいくつかである。

- ・ 法廷の効率性促進のための裁判所規則の自由な活用
- ・ 全国の知的財産権のエンフォースメントをめぐる民事訴訟及び刑事訴訟の専属管轄
- ・ 知的財産・国際貿易分野の仲裁判断のエンフォースメントに関する専属管轄
- ・ 裁判官 3 名を定数として法廷を構成。そのうち 2 名は、知的財産又は国際貿易に関する専門的知見を有するキャリア裁判官で、3 人目の裁判官は、法曹資格はないが知的財産又は国際貿易の専門的知見を有する補助裁判官(技術判事)である。こうして専門性を 2 重に保証している。
- ・ タイの訴訟手続上初めて、「アントン・ピラー命令」型の手続を利用できることとした点。TRIPs 協定に採り入れられたイギリスの新制度。
- ・ 迅速、効率的かつ公正な裁判を促進するための訴訟前協議の活用。
- ・ 断片的聴聞に対する終日又は継続的な聴聞
- ・ 口述の証拠に関連する宣誓証書及び宣誓口述書
- ・ 仮差押のための迅速な尋問及び命令

- ・ 法廷助言者 (*amicus curiae*) として鑑定人を指名する可能性。裁判所の友。
- ・ 最高裁判所の知的財産・国際貿易部門に直接上訴できる飛躍的手続。遅延防止のための試み。
- ・ 両当事者の合意の下、主要な争点に関係のない英文の書証はタイ語に翻訳しなくてもよい。
- ・ 知的財産権の保護又は当事者の国際貿易上の損害の観点から妥当と判断されれば、インカメラ手続 (*in camera proceedings*) を採ることができること。
- ・ 少年事件における公正の確保は、知的財産権の保護より優先する。したがって、少年事件は、たとえ知的財産の侵害事件であっても、少年・家庭裁判所が管轄する (詳しくは、中央知的財産・国際貿易裁判所ホームページを参照。 www.cipitc.or.th)

中央知的財産・国際貿易裁判所における刑事事件及び民事事件の審理期間は、約9～12か月である。控訴は直接、最高裁判所に対して行われ、審理は、1～2年かかる。タイでは、訴訟費用は、請求額の2.5%であるが、上限は200,000バーツ (約53万円) である。

現在、中央知的財産・国際貿易裁判所の判事は40名、判事補は115名である。裁判官のほとんどは、タイ国内の大学か、外国の大学、主に米国か英国の大学で修士号を取得している。裁判官は、司法研修所で、裁判官向けの研修を受けている。中央知的財産・国際貿易裁判所の裁判官は、知的財産、国際貿易の分野の最近の発展の中で、より一層国際的な事件に直面している。WIPO、米国、ヨーロッパ連合 (EU)、日本は、知的財産の世界的動向についての最新情報を頻繁に提供している。

侵害の救済

知的財産権の侵害に対するタイでの裁判制度による救済は、刑事手続だけでなく、民事手続によることも可能である。知的財産権の侵害は、著作権、商標及び特許を含め、本質的に刑事事件である。権利者は、警察に告発して他の刑事手続の場合と同様に手入れを行うこともできるし、裁判所に民事訴訟を提起して差押えや損害賠償を求めることもできる。

刑事手続を選択した場合、権利者は、警察に告発してもよい。警察は、捜索令状を中央知的財産・国際貿易裁判所に請求する。中央知的財産・国際貿易裁判所は、全国を専属的に管轄している。起訴するに足りる十分な証拠があれば、最高検察局の検察官は、その事件を取り上げ、起訴する。検察官によって刑事事件手続が始まった場合、権利者は共同検察官として手続に加わることができる。私人による起訴は、まれではあるが、可能である。それは主に、警察や検察官は有罪とする十分な証拠がないと判断しているが、権利者は逆の意見を持っている場合である。

中央知的財産・国際貿易裁判所が設立されて以来、タイの法律は、他の先進工業国と同様、権利者に民事救済を求めるよう奨励している。民事救済が申し立てられる場合、権利者は、裁判所に差押を申請し、被疑者の家屋に入って侵害物品を証拠として押収することを請求できる。申請がある

と、一方当事者 (*ex parte*) がインカメラ手続により聴聞を受ける。ほとんどの場合、申請は申請日に認可される。権利者は法的な代理人の費用を負担しなければならない。損害は、原告が証明しなければならない。損害賠償は、権利者に対して生じた損失やエンフォースメント費用及び適当な弁護士費用を賠償することによって行われる。

刑事手続によるエンフォースメントは、知的財産権のエンフォースメントのために国家機関を利用できるという利点がある。しかしながら、TRIPs 協定がその前文で知的財産権を私権として規定して以来、より多くの権利者が民事救済の利用を奨励されている。民事救済の利点は、例えば、証明の基準や手続及び損害賠償という点で基準が低いことが挙げられる。刑事手続では、拘留や罰金のほかに、権利者のために、偽造品や侵害品を没収したり廃棄することができる。他方、民事的な制裁は、差押命令や損害賠償があるのみである。

現在、中央知的財産・国際貿易裁判所における知的財産権の侵害事件のうち、95%以上が刑事事件である。権利者は、私的な起訴や民事訴訟の提起よりも刑事事件における起訴に加わるという方法を選んでいる。民事救済、特に、TRIPs 協定で規定され、知的財産・国際貿易訴訟規則でさらに規定されている民事救済に慣れるには、法律家としてより多くの経験を積まなければならない。

知的財産の登録と行政

行政制度としては、商務省知的財産部 (DPI) が管轄している。特許、商標及び著作権の事務所は、商務省知的財産部の中にある(詳しくは、www.ipthailand.org を参照)。紛争解決については、商務省知的財産部が2003年に知的財産をめぐる紛争の防止と解決のための事務所を開設した。この事務所は、知的財産紛争の仲裁及び調停を所管しており、仲裁及び調停についての独自の規則を有する。また、仲裁人の名簿も有し、タイの知的財産分野で最も著名な人物も何名が含まれており、その中から、紛争当事者は仲裁人を選択できる。しかし、同時に、その業務の多くは「宣伝活動」と捉えられている。願わくば、知的財産紛争の防止と解決のための事務所が近い将来、タイにおける知的財産紛争の解決の中で中心的な役割を担うようになるであろう。知的財産紛争に関する仲裁判断の執行は、国内紛争であっても国際紛争であっても、中央知的財産・国際貿易裁判所が専属的に管轄している。タイは1958年の外国における仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加盟している。したがって、仲裁判断の執行も、この条約における条件に従って行われる。

商標委員会及び特許委員会からの上訴も、中央知的財産・国際貿易裁判所が所管している。侵害性や有効性についての紛争も、この裁判所が管轄している。中央知的財産・国際貿易裁判所からの上訴は、最高裁判所に対して直接行われる。

有効性についての事件のエンフォースメントでは、執行のために裁判所の判決が商務省知的財産部に送付される。執行とは、認可された商標や特許の抹消、及び拒絶された商標や特許の登録を指

す。なぜなら、中央知的財産・国際貿易裁判所は、知的財産紛争における侵害性と有効性についての専属的な管轄権を有しているからである。商標権の侵害事件において、被告は通常、民事事件であっても刑事事件であっても、商標の有効性について抗弁する。裁判所は、侵害性の有無を判断する前に、有効性について判断しなければならない。このように、裁判所が有効性と侵害性の両方を判断するというのは、システムの利点である。

有効性に関する事件もまた中央知的財産・国際貿易裁判所が専属的に管轄している。これは、行政処分に対する司法審査ということができる。通常、被害者は、商務省知的財産部の商標委員会や特許委員会に対し、誤った判断の是正を求めて訴える。商標委員会や特許委員会は、事情次第で、検察官を弁護人に指名する。このように検察官は知的財産紛争において非常に重要な役割を果たす。刑事事件においては、検察官は、国家のために訴訟を遂行する。有効性に関する事件では、検察官は、知的財産部（DIP）の商標委員会や特許委員会の弁護人になる。検察は、最高検察局の知的財産及び国際貿易訴訟部に所属している特別な機関である。有効性に関する事件における訴訟費用は、わずか200パーツ（5米ドル相当）で、裁判所での審理期間は、6～12か月である。上訴は直接、最高裁判所に提起され、審理期間は1～2年である。

仮処分

民事、刑事両方において、中央知的財産・国際貿易裁判所に対し仮処分を請求することができる。他の機関は、知的財産の侵害に対し、差し押さえ処分などを行うことができない。

まず、権利者は、中央知的財産・国際貿易裁判所に、例えば、侵害があったと主張して、申請をする。裁判所は、即時に申請をした一方当事者（*ex parte*）を聴聞する。申請が妥当と判断されれば、裁判所は、仮の救済、例えば、差し押えを直ちに実行する。その後、申請者は、裁判所によって決められた期間（例えば、7日間）以内に、提訴しなければならない。申請者の選択により、民事訴訟か刑事訴訟のいずれかを提起することができる。

タイにおける知的財産権の著名な裁判例

タイにおけるTRIPs協定に関する知的財産法の最近の適用において画期的な判断として最も顕著なものは、最高裁判例No. 8834/2542（1999）である。これは、原審（中央知的財産・国際貿易裁判所）の判断を肯定し、知的財産の国内法が法律の解釈に関して明確な解答を有していない場合、裁判所が、正しく、合法的に、TRIPs協定の関連事項を解釈することができるという指針を示したものである。最高裁判所の見解では、タイはWTOのメンバーであるため、加盟後、国内の様々な知的財産法でTRIPs協定の規定を適用しており、国内法が訴訟事件に適用できない場合、裁判所は、職権（*ex officio*）でTRIPs協定における指針を参照し、同様に、工業所有権の保護に関するパリ条約についても、タイはメンバーになっていないが、同条約はある程度TRIPs協定の中に取り入れられているため、参照できる、とされている。

事件の関連事実は著名商標の解釈に関するものである。原審が出された当時、仏教暦2534年

(1991年)の商標法は、「著名」について定義していなかった。ある商標が著名商標と同一又は類似している場合、登録が抹消されるか又は撤回されるにもかかわらずである。

最高裁判所は、TRIPS 協定第16条(2)(3)とパリ条約(1967年)第6条を引用し、商標の宣伝の結果得られた認知を含み公衆の関係部門における商標の認知を考慮し、中央知的財産・国際貿易裁判所の判断を認容した。このようにして、ヨーロッパの有名なクラブの標識であるACミラン、ユベントス、アヤックス・アムステルダムは、他のものと違い、サッカーマガジンや、ヨーロッパからタイへのサッカーの試合の生中継などの証拠により、著名商標と認められた。その後、商務大臣は、仏教暦2543年(2000年)11月24日に、商務省通知第1号として「著名商標の判断規則」を発出した。この規則は、2つの基準を示している。一つは、タイにおける販売量や一般公衆又は公衆の関連部門への宣伝の程度であり、もう一つは、消費者における高い認知度である。

最高裁判所判例 No. 8834/2542 (1999) は、今やタイの知的財産法の解釈を、TRIPS 協定で規定されている国際水準に一致させる根拠となっている。国際的な義務を果たすことを目的とする国内法の解釈のために、国内の裁判所は国際的法根拠に直接言及することができる。

タイの知的財産法の発展を示す最高裁判所のもう一つの画期的な判断は、著作権法の正当な使用に関する著名な最高裁判所判例 No. 5843/2543 (2000) である。原審の裁判所である中央知的財産・国際貿易裁判所は、その判決 No. 784/2542 (1999) の中で、全国の大学や単科大学の近くにある「コピー店」から申し立てられた「正当な使用」を調べた上で、もしコピーという行為が、正当な使用を防御として主張できる学生たちの「命令」によって行われたのであれば、正当な使用という防御は、学生の「善意の代理人」であるコピー店にも適用されるとの判決を下した。原審は、コピー店の利益が、労働、サービスそして提供したコピー機の利用によって生じたものであり、コピー店は、著作権のある教材の一部のコピーであろうと、コピーすることを許可した仲間の学生の講義ノートのコピーであろうと、複製というサービスに対し同額の金額を請求したのであると判断した。裁判所はまた、米国のプリンストン大学対ミシガン文書サービス99 F. 3d. 1381 (1996年第6巡回裁判所) の判決も引用し、特に、その判定方法の根拠となった少数意見を引用した。(タイの)最高裁判所は、法律面では、原審の判断を覆さなかったが、事実面で反対意見であり、中央知的財産・国際貿易裁判所の判決を覆した。その理由は、コピー店が、学生から命令を受けたり、又は委任されたという事実を証明できなかったからである。

最高裁判所判決 No. 5843/2543 (2000) と中央知的財産・国際貿易裁判所判決 No. 784/2542 (1999) は、外国の裁判所の判決を「説得力のある」根拠として判決中に進んで引用している点が重要である。最高裁判所判決 No. 8834/2542 (1999) も含め、タイの司法判断においては、少なくとも知的財産法分野では、国際法や外国の裁判所の判断さえも判決中に引用するという傾向が見られる。これは、世界の法的なハーモナイゼーションを主張している人々を勇気づける動きであると解釈することができる。

判例法の発展のもう一つの興味深い側面は、知的財産権侵害に対して言い渡される賠償額である。原審（中央知的財産・国際貿易裁判所）は、より厳しく、最高裁判所は、より甘いと見られている。その結果、現在のところ、多くの知的財産侵害の刑事訴訟では、最高裁判所の判断を求めて、中央知的財産・国際貿易裁判所から最高裁判所へと控訴される。他方、外国の権利者は、TRIPs 協定下での「抑止効果」を引き合いに出して、より厳しい罰金を求めるのが常である。

1999年の簡易特許（タイ版の実用新案）の導入によって、地方の発明家に発明段階の要件を免除して簡易特許をより利用しやすいものとし、伝統的な特許より簡単かつ迅速に登録できるようにしたため、簡易特許の有効性に関する訴訟と侵害訴訟に「水門を開ける」こととなった。現在、タイの状況を改善するものとして知的財産権の裁判外紛争解決が真剣に考慮されている。

知的財産権のエンフォースメントの評価

評価のために、タイの外部筋の意見、おそらくは知的財産権者の見解を引用すると、2003年5月1日に、アメリカ通商代表部（USTR）のロバートB.ゼリック氏がスーパー301報告書の中の主たる要約において、タイを「注目株」、しかも「特別な注目株の中の上昇株」と位置づけ、タイの知的財産権のエンフォースメントの状況を以下のように表現した。

タイ

知的財産権関係機関の公的な教育運動や最近の調整により、タイでは、知的財産の保護という点で来年期待が持てそうである。営業秘密法が成立し、現在、施行に向けて準備が進んでいる。タイ王国政府は知的財産権上の課題に取り組む13の機関を設立し、2003年4月初旬からより組織化された海賊版反対運動を開始した。しかし、我々は、タイ国内の著作権侵害物品の爆発的な増加を危惧している。米国の産業界は、広範囲な侵害物品の製造、販売及び輸出の全体的な環境、そして、非常に巧妙に創られた侵害物品の刑事免責に対し、引き続き懸念を示している。業務用及び娯楽用のソフトウェア、増加しつつある海賊版のCDの製造と輸出を含む光媒体の海賊版は、特に喫緊の課題となっている。信号の窃盗やケーブルの海賊版は拡大し続けている。米国は、タイに対し引き続き知的財産権制度の強化を促し、タイに司法上、立法上・規則上及びエンフォースメント上の課題について提言をしている。これらの中で鍵となるのは、近い将来、光媒体の強力な法案を円滑に施行することである。この法案は、海賊版の偽造品に対するタイのさらに効果的なエンフォースメント遂行に役立つであろう。

知的財産権の侵害に対するタイでの裁判制度による救済は、刑事手続だけでなく、民事手続によることも可能である。知的財産権の侵害は、著作権、商標及び特許を含め、本質的に刑事事件である。権利者は、警察に告発して他の刑事手続の場合と同様に手入れを行うこともできるし、裁判所に民事訴訟を提起して差押えや損害賠償を求めることもできる。

刑事手続を選択した場合、権利者は、警察に告発してもよい。警察は、捜索令状を中央知的財産・国際貿易裁判所に請求する。中央知的財産・国際貿易裁判所は、全国を専属的に管轄している。起訴するに足りる十分な証拠があれば、最高検察局の検察官は、その事件を取り上げ、起訴する。検察官によって刑事事件手続が始まった場合、権利者は共同検察官として手続に加わることができる。私人による起訴は、まれではあるが、可能である。それは主に、警察や検察官は有罪とする十分な証拠がないと判断しているが、権利者は逆の意見を持っている場合である。

中央知的財産・国際貿易裁判所が設立されて以来、タイの法律は、他の先進工業国と同様、権利者に民事救済を求めるよう奨励している。民事救済が申し立てられる場合、権利者は、裁判所に差押を申請し、証拠押収のために、申し立てを受けた不正行為者の建物に入ることを認める命令を請求することもできる。申請があると、一方当事者 (*ex parte*) がインカメラ手続により聴聞を受ける。ほとんどの場合、申請は申請日に認可される。権利者は法的な代理人の費用を負担しなければならず、損害は、原告が証明しなければならない。損害賠償は、権利者に対して生じた損失やエンフォースメント費用及び適当な弁護士費用を賠償することによって行われる。

刑事手続によるエンフォースメントは、知的財産権のエンフォースメントのために国家機関を利用できるという利点がある。しかしながら、TRIPs協定がその前文で知的財産権を私権として規定して以来、より多くの権利者が民事救済の利用を奨励されている。民事救済の利点は、例えば、証明の基準や手続及び損害賠償という点で基準が低いことが挙げられる。刑事手続では、偽造品や侵害品の没収や廃棄を申請することも可能である。他方、民事訴訟では、不正な利益の原則を利用して同様の効果を達成することができる。テストケースは民事事件でまだとられたことはない。

現在、知的財産権の侵害事件の95%以上が刑事事件である。権利者は、私的な起訴や民事訴訟の提起よりも刑事事件における起訴に加わるという方法を選んでいる。民事救済、特に、TRIPs協定で規定され、知的財産・国際貿易訴訟規則でさらに規定されている民事救済に慣れるには、法律家としてより多くの経験を積まなければならない。

TRIPs協定が知的財産権を私権と認めたことは新鮮である。私が提案したいのは、公的な資金によるエンフォースメントではなく、TRIPs協定や最近のアジア経済危機に照らし合わせ、知的財産権のより効果的なエンフォースメント手段として他の代替手段や他の選択肢も試みるべきである。知的財産権を私権として扱い、権利者に私的な起訴又は差押えと損害賠償を求めて民事訴訟を提起することを奨励することが、その答えとなり得る。長期的に見て、私権としての知的財産権のエンフォースメントの手続が十分かつ効果的に行われ、法律家も有能で知識が豊富であれば、民事手続による知的財産権のエンフォースメントが、刑事手続に代わるものとして、刑事手続に優るとも劣らぬ代替手段となり得ると言われている。1997年12月1日に発足した中央知的財産・国際貿易裁判所は、知的財産権のエンフォースメントの効果的な仕組みを提供することを目的としている。この裁判所は、仮差押やアントン・ピラー型命令を含む独自の規則を持っており、特に、知的財産

手続の利便性、便宜、効率性、そして公正さを確保するために考案されたものである。我々は、TRIPs 協定下の義務を超え、法的なインフラを整備し、その下で公平と信頼の雰囲気を持するとともに、知的財産権が効果的かつ迅速に行使されることを保証しようと試みている。

結論

タイでは、おそらく世界でも珍しく、知的財産紛争を扱う特別裁判所が設置されている。この特別裁判所は、TRIPs 協定第3章で要求されている手続を全て採り入れている。中央知的財産・国際貿易裁判所が設立された時、これはタイの民事司法制度改革のための「試験計画」と見られていた。訴訟を提起する前の仮の救済手続や全ての訴訟における臨時の技術判事、ビデオ会議による証言の採用や、訴訟前の協議など多くの手続がタイで初めて導入された。中央知的財産・国際貿易裁判所は、新世紀におけるタイの裁判所の模範であると考えられており、タイは、この裁判所に高い期待を寄せている。この裁判所はまた、後に設立された中央破産裁判所のモデルにもなっている。

中央知的財産・国際貿易裁判所が設立された理由の一つがその目的に表されている。その目的とは、国内・国外の訴訟当事者を平等に扱い、保護することにある。外国の訴訟当事者も、中央知的財産・国際貿易裁判所では、訴訟上、特別な利益や不利益を受けることはない。当初、この裁判所は、国内の多くの人々から、外国の知的財産権者にとって有利なものとして見られていた。その理由はおそらく、ほとんどの権利者が外国人であるからであろう。この裁判所の設立後6年間、この裁判所は、当事者をタイ人であろうとなかろうと全員平等に扱うということを再三再四証明してきた。この裁判所は、我々が誇る司法制度の象徴となり、世界的評価を受ける出発点ともなっている。



海外からのパネリスト左から中国：魏啓学弁護士、インドネシア：クリストフ・アントン教授
マレーシア：カレン・エイブラハム弁護士、フィリピン：アロンソ・アンチェッタ弁護士
シンガポール：ムルギアナ・ハク弁護士、タイ：ヴィチャイ・アリアヌンタカ裁判官

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637

1967

TO THE HONORABLE CHAIRMAN OF THE BOARD OF TRUSTEES
OF THE UNIVERSITY OF CHICAGO
FROM THE DEPARTMENT OF CHEMISTRY
RE: [Illegible]

[Illegible text]

[Illegible text]

[Illegible text]

加盟国際条約（2004年2月末日現在）

※ 欄外の「各条約の加盟国情報（Website）」参照

知的財産権全般

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
1	世界知的財産権機関（WIPO）設立に関する条約（1967）（ストックホルム条約）	1980. 6. 3	1979. 12. 18	1989. 1. 1	1980. 7. 14	1990. 12. 10	1989. 12. 25	1975. 4. 20
2	工業所有権の保護に関するパリ条約（1883）	1985. ¹⁾ 3. 19	1950. ²⁾ 12. 24	1989. ³⁾ 1. 1	1965. ⁴⁾ 9. 27	1995. ⁵⁾ 2. 23	未加盟	1899. ⁶⁾ 7. 15
3	世界貿易機関を設立するマラケシ協定（1994）（附随する「知的所有権の貿易に関する側面（トリップス協定）」）	2001. 12. 11	1995. 1. 1	1995. 1. 1	1995. 1. 1	1995. 1. 1	1995. 1. 1	1995. 1. 1

特許関係

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
4	特許協力条約（「PCT」条約1970）	1994. ⁷⁾ 1. 1	1997. 9. 5	未加盟	2001. 8. 17	1995. 2. 23	未加盟	1978. 10. 1
5	特許の国際分類に関するストラスブルグ協定（1971）（IPC）	1997. 6. 19	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	1977. 8. 18
6	特許手続上の微生物の寄託に関するブダペスト条約（1977）	1995. 7. 1	未加盟	未加盟	1981. 10. 21	1995. 2. 23	未加盟	1980. 8. 19
7	特許法条約（「PLT」2000）	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟

意匠関係

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
8	意匠の国際寄託に関するヘーグ協定 (1925)	未加盟	1950.12.24	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟
9	意匠の国際分類に関する協定 (1968) (ロカルノ協定)	1996.9.19	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟

商標関係

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
10	標章の国際登録に関するマドリッド協定 (1891)	1989. ¹⁰ 10.4	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟
11	標章登録のための商品及びサービスの分野に関する協定 (1957) (ニース協定)	1994. ¹¹ 8.9	未加盟	未加盟	未加盟	1999. ¹⁰ 3.18	未加盟	1990. ¹¹ 2.20
12	標章の国際登録に関するマドリッド議定書 (1989)	1995. ¹² 12.1	未加盟	未加盟	未加盟	2000. 10.31	未加盟	2000. 3.14
13	商標法条約 (「T L T」1994)	未加盟	1997. 9.5	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	1997. 4.1

著作権関係

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
14	実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関する国際条約 (1961)	未加盟	未加盟	未加盟	1984. 9.25	未加盟	未加盟	1989. 10.26
15	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (1971)	1992. ¹³ 10.15	1997. ¹⁴ 9.5	1990. ¹⁵ 10.1	1951. ¹⁶ 8.1	1998. ¹⁷ 12.21	1931. ¹⁸ 7.17	1899. ¹⁹ 7.15
16	万国著作権条約 (1971年パリ改正条約)	1992. ²⁰ 7.30A	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	1977. ²¹ 7.21R
17	レコードの複製に関する条約 (1971)	1993. ²² 4.30	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	1978. 10.14

18	W I P O 著作権条約 (「W C T」1996)	未加盟	2002. 3. 6	未加盟	2002. 10. 4	未加盟	未加盟	2002. 3. 6
19	W I P O 実演・レコード条約 (「W P P T」1996)	未加盟	未加盟	未加盟	2002. 10. 4	未加盟	未加盟	2002. 10. 9

その他

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
20	集積回路に係る知的財産権に関する条約 (「I P I C」条約 1989)	1989. 5. 26		未加盟				
21	植物の新品種の保護に関する国際条約 (「U P O V 条約」) (1991年ジュネーブ改正条約)	1999. ²³ 4. 23	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	1982. ²⁴ 9. 3
22	原産地名の保護及びその国際登録に関する協定 (1958)	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟
23	虚偽の表示を防止する条約 (1891)	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	1953. ²⁵ 7. 8
24	衛星の伝送に関する条約 (「衛星保護条約」) (1974)	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟	未加盟

ASEAN

	国際条約名	中国	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	日本
25	あなたの国は ASEAN のメンバーですか?	—	加盟	加盟	加盟	加盟	加盟	—
26	アセアン知的財産権に関する協定	—	加盟	加盟	加盟	加盟	加盟	—

各条約の加盟国情報 (Website) :

- 1 世界知的所有権機関 (W I P O) を設立する条約 (1967) (ストックホルム条約)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/c-wipo.doc>
- 2 工業所有権の保護に関するパリ条約 (1883)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/d-paris.doc>
- 3 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (1994) (附属書一C : 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」 (トリップス協定))
http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/org6_e.htm
- 4 特許協力条約 (「P C T」条約1970)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/m-pct.doc>
- 5 特許の国際分類に関する協定 (IPC)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/n-stsrsg.doc>
- 6 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダベスト条約 (1977)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/q-budpst.doc>
- 7 特許法条約 (「P L T」2000)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/u-page34.doc>
- 8 意匠の国際寄託に関するヘーグ協定 (1925)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/h-hague.doc>
- 9 工業製品意匠の国際分類に係る協定 (ロカルノ協定)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/l-locrno.doc>
- 10 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (1891)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/g-mdrd-m.doc>
- 11 商標登録のための商品及びサービスの分野に関する協定 (ニース協定)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/i-nice.doc>
- 12 標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書 (1989)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/g-mdrd-m.doc>
- 13 商標法条約 (「T L T」1994)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/s-ilt.doc>
- 14 実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関する国際条約 (1961)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/k-rome.doc>
- 15 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (1971)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/e-berne.doc>
- 16 万国著作権条約 (1971年パリ改正条約)
http://www.unesco.org/culture/copyright/html_eng/ucc71ms.pdf
- 17 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約 (1971)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/o-phongr.doc>
- 18 W I P O 著作権条約 (「W C T」1996)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/s-wct.doc>
- 19 W I P O 実演・レコード条約 (「W P P T」1996)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/s-wppt.doc>
- 21 植物の新品種の保護に関する国際条約 (「U P O V 条約」) (1991年ジュネーブ改正条約)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/x-upov.doc>
- 22 原産地名の保護及びその国際登録に関するリスボン協定 (1958)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/j-lisbon.doc>
- 23 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (1891)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/f-mdrd-o.doc>
- 24 衛星により送信される番組送信信号の伝達に関する条約 (「衛星送信信号保護条約」)
(1974)
<http://www.wipo.int/treaties/en/documents/word/p-vie&sa.doc>

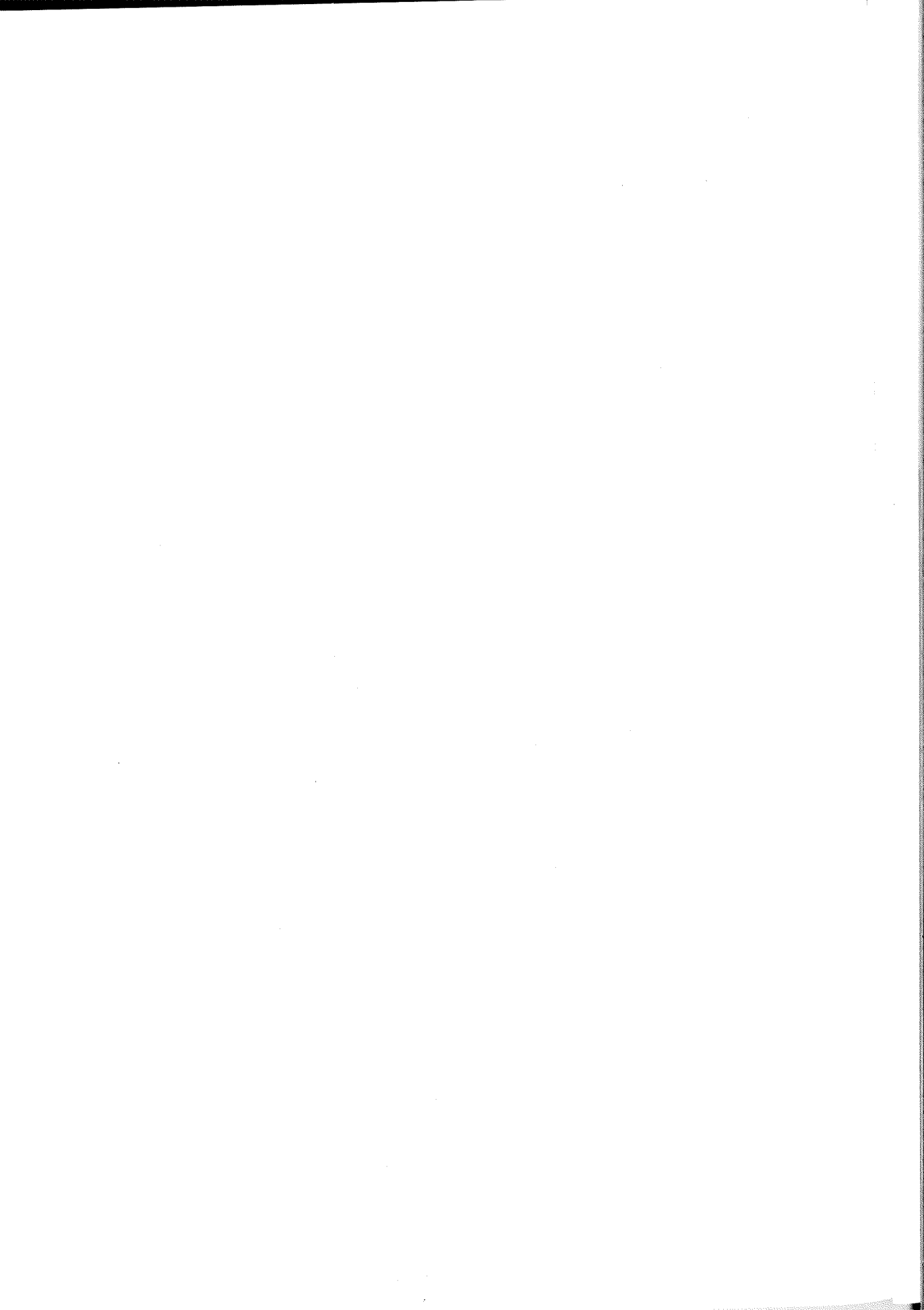
25 アセアン

<http://www.aseansec.org/74.htm>

26 アセアン知的財産権に関する枠組み協定

<http://www.aseansec.org/5179.htm>

-
- *1 ストックホルム改正条約に同日加盟。なお、ストックホルム改正条約は、香港特別行政区にも1997年7月1日から適用。同改正条約は、マカオ特別行政区にも、1999年12月20日から適用。
 - *2 ストックホルム改正条約は、第1条～第12条を、1997年9月5日から適用。第13条～第30条を、1979年12月20日から適用。
 - *3 ストックホルム改正条約に同日加盟。
 - *4 リスボン改正条約に同日加盟。ストックホルム改正条約は、第13条～第30条を、1980年7月16日から適用。
 - *5 ストックホルム改正条約に同日加盟。
 - *6 ストックホルム改正条約は、第1条～第12条を、1975年10月1日から適用。第13条～第30条を、1975年4月24日から適用。
 - *7 香港特別行政区にも1997年7月1日から適用。マカオ特別行政区には適用されない。
 - *8 香港特別行政区、マカオ特別行政区には適用されず。
 - *9 ジュネーブ改正協定に同日加盟。
 - *10 ジュネーブ改正協定に同日加盟。
 - *11 ジュネーブ改正協定に同日加盟。
 - *12 香港特別行政区、マカオ特別行政区には適用されず。
 - *13 バリ改正条約は、香港特別行政区にも1997年7月1日から適用。同改正条約は、マカオ特別行政区にも、1999年12月20日から適用。
 - *14 バリ改正条約に同日加盟。
 - *15 バリ改正条約に同日加盟。
 - *16 バリ改正条約は、第1条～第21条を、1997年6月18日から適用。第22条～第38条を、1980年7月16日から適用。
 - *17 バリ改正条約に同日加盟。
 - *18 バリ改正条約は、第1条～第21条を、1995年9月2日から適用。第22条～第38条を、1980年12月29日から適用。
 - *19 バリ改正条約には、1975年4月24日加盟。
 - *20 A: Accession (受諾)
 - *21 R: Ratification (批准)
 - *22 香港特別行政区にも、1997年7月1日から適用。
 - *23 1978年ジュネーブ改正条約に同日加盟。ただし、香港特別行政区には適用されない。
 - *24 1991年ジュネーブ改正条約には、1998年12月24日加盟。
 - *25 1965年8月21日には、リスボン改正条約に加盟。1975年4月24日には、ストックホルム追加協定に加盟。



	国名	中国	インドネシア	マレーシア
1	知的財産権関連法規 (制定年)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法 (1985. 4. 1) ・商標法 (1983. 3. 1) ・著作権法 (1991. 6. 1) ・反不正競争法 (1993. 12. 1) ・植物新品種保護条例 (1997. 10. 1) ・集積回路配置設計条例 (2001. 10. 1) ・コンピュータソフトウェア保護条例 (1991. 10. 1) ・産品質量法 (1993. 9. 1) <p>・その他：最高人民法院の司法解釈</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法 (2001年法律第14号) ・意匠法 (2000年法律第31号) ・商標法 (2001年法律第15号) ・集積回路の回路配置法 (2000年法律第32号) ・植物品種法 (2000年法律第29号) ・営業秘密法 (2000年法律第30号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法 (1983年法律291) ・工業意匠法 (1996年法律552) ・商標法 (1976年法律175) ・取引表示法 (1972年法律87) ・著作権法 (1987年法律332) ・地理的表示法 (2000年) ・集積回路配置設計法 (2000年)
2	知的財産権として保護される客体	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内は、それらの客体を保護する根拠法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明、実用新案、意匠 (特許法) ・商標 (商標法) ・著作物 (著作権法) ・商品等表示、営業秘密 (反不正競争法) ・植物新品種 (植物新品種保護条例) ・半導体チップ (集積回路配置設計条例) ・コンピュータプログラム (コンピュータソフトウェア保護条例) ・原産地表示 (産品質量法) 	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内は、それらの客体を保護する根拠法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明 (特許法) ・意匠 (意匠法) ・商標、地理的表示、原産地表示 (商標法) ・植物品種 (植物品種法) ・営業秘密 (営業秘密法) 	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内は、それらの客体を保護する根拠法)</p> <p>1 主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明 (特許法) ・実用新案 (特許法) ・意匠 (工業意匠法) ・商標 (商標法) ・著作物 (著作権法) ・半導体チップ (集積回路配置設計法) ・植物新品種 (根拠法なし。1999年植物新品種保護法はまだ法案段階) <p>2 上記1以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未登録標章 (詐称通用に関する判例法) ・営業秘密 (判例法) ・地理的表示 (地理的表示法) ・遺伝子資源、伝統的知識の保護 (根拠法なし)
3	知的財産権関連法規が定めた権利の実現方法 (民事・刑事・行政)	<p>司法手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事 (中級、高級人民法院) 刑事 (中級、高級人民法院) <p>行政手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方知識産権局 (特許権侵害) 地方工商行政管理局 (商標権侵害、反不正競争取締) 版權局 (著作権侵害) 技術監督局 (産品質量法違反) 海関 (水際対策) 公安 (不正商品取締) 	<p>司法 (裁判) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事手続 (商務裁判所。ただし、営業秘密については、地方裁判所) 刑事手続 (地方裁判所) <p>その他 仲裁その他の裁判外紛争手続</p>	<p>司法 (裁判) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事手続 (首相府下の法務省) 刑事手続 (首相府下の法務省) <p>その他 仲裁・調停 (マレーシア仲裁センター (MMC)) 著作権裁判所</p>
4	利用の状況 (件数)	<p>裁判に関する統計はない。</p> <p>【2001年】中国政府機関による知的財産侵害事件処理件数 (抄)</p> <p>(1) 商標権紛争処理 摘発件数 22,813件 (出所：国家国家工商行政管理局発表数字)</p> <p>(2) 専利権紛争処理 受理件数 977件 (発明 80件 実用新案 426件) 処理件数 888件 (出所：国家知識産権局発表数字)</p> <p>(3) 著作権紛争処理 処理件数 4,306件 (出所：国家版權局発表数字)</p> <p>(4) 海関差押え処理 総件数 330件 (出所：海関総署発表数字)</p> <p>出典：日本貿易振興機構北京センター 知的財産室 http://www.jetro-pkip.org/dl/dzl/2001xzh.htm</p>	<p>中央ジャカルタ商務裁判所に提起された訴訟数</p> <p>2001年 : 11件 2002年 : 63件 2003年 (8月まで) : 68件</p>	<p>裁判所のシステムにデータベースがないので、統計は提供できない。</p>
5	知的財産権の保護制度の改革 (法改正を含む。)	<p>2002年のWTO加盟の前後から、TRIPS協定を遵守すべく、各種法整備、法改正が精力的にすすめられている。</p>		<p>政府は現在、知的財産権に関する国家戦略を策定中である。</p>
6	備考	<p>国家知識産権局 http://www.sipo.gov.cn/ 国家工商行政管理局 http://www.saic.gov.cn/ 国家工商行政管理局商標局 http://www.tmo.gov.cn/ 国家版權局 http://www.ncac.gov.cn/ 中国版權保護センター http://www.ccopyright.com.cn/ 国家質量監督檢驗檢疫総局 http://www.cqi.gov.cn/ 海関総署 (中国税関) http://www.customs.gov.cn/ 公安部 http://www.mps.gov.cn/ 最高人民法院 http://www.court.gov.cn/ http://en.chinacourt.org/</p>	<p>インドネシア知的財産総局 http://www.dgip.go.id/</p>	<p>裁判所ホームページ http://www.kehakiman.gov.my 国内取引消費者行政省知的財産局 (DTCA) http://www.kpdnhq.gov.my/homepage/english/mainIp.html マレーシア工業開発庁 (MIDA) http://www.mida.gov.my マレーシア工業開発庁 (MIDA) 東京事務所・大阪事務所 http://www.midajapan.or.jp/ クアラルンプール地方仲裁センター (RCAKL) http://www.rcakl.org.my/</p>

知的財産権のエンフォースメント (2/3)

	国名	フィリピン	シンガポール	タイ
1	知的財産権関連法規 (制定年)	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産法 (1998年1月1日施行。半導体集積回路の保護は同法改正により2001年8月30日施行) 知的財産庁令 (実用新案。2001年8月17日施行) 植物品種保護法 (2002年7月19日施行) 光学メディア法 (仮訳) (2004年3月3日施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 特許法 (1994年、1995年5月施行) 意匠法 (2000年) 商標法 (1992年) 著作権法 (1987年) 半導体集積回路の回路配置法 (1999年) 地理的表示法 (1998年) 	<ul style="list-style-type: none"> 著作権法 (1994年)・商標法 (1991年) 特許法 (1979年、1999年改正) 営業秘密法 (2002年) 植物品種保護法 (1999年) 集積回路配置設計保護法 (2000年) その他地理的表示法は、2003年7月時点では国会で審議中
2	知的財産権として保護される客体	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内に特別法による保護の根拠法。明示しないものは知的財産法による保護)</p> <p>1 主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許 考案 実用新案 (2001年8月17日施行知的財産庁令) 意匠 半導体集積回路配置デザイン (知的財産法改正により2001年8月30日施行) 商標 著作物 植物新品種 (植物品種保護法) <p>2 上記1以外</p> <ul style="list-style-type: none"> 未登録商品等表示、コピー商品、未登録著名表示、営業秘密は知的財産法168条で保護されている。営業秘密については刑法による保護もある。 遺伝子資源、伝統的知識の保護はない。 	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内は、それらの客体を保護する根拠法)</p> <p>1 主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 発明 (特許法) 意匠 (意匠法) 商標 (商標法) 著作物 (著作権法) 半導体チップ (半導体集積回路の回路配置法) <p>2 上記1以外</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正競争は「詐称通用」としてコモン・ローによって不法行為であり、判例法を通じて保護される。 営業秘密 (判例法) 地理的表示 (地理的表示法) 遺伝子資源、伝統的知識の保護 (根拠法なし。現在検討中) 植物新品種 (保護法は存在しない) 	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内は、それらの客体を保護する根拠法)</p> <p>1 主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 発明・考案 (特許法) 意匠 (同上) 商標 (商標法) 著作物 (著作権法) 半導体チップ (集積回路配置設計保護法) 植物品種 (植物品種保護法) <p>2 上記1以外</p> <ul style="list-style-type: none"> 営業秘密 (民法・商法・営業秘密法)
3	知的財産権関連法規が定めた権利の実現方法 (民事・刑事・行政)	<p>司法 (裁判) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別商業裁判所 (2003年7月1日より前は知財裁判所と呼称) が審理する。 民事手続 刑事手続 和解 (民事手続において。しかし、和解後権利者の協力が得られないことで刑事手続も公判の維持ができずに終了するのが通常) <p>行政手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財庁が裁判所と同様に損害賠償、差し止めをすることができる。 理論上は商標侵害事件などは詐欺の商品に関する事件としてDTI (貿易産業省) が管轄を有する。 知財庁は、実際には、調停を行って、それが駄目なら正式なヒアリングを行う。 仲裁 (仲裁法。フィリピン商工会議所商事仲裁規則) 	<p>司法 (裁判) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事手続 IP訴訟の専門部署はない 刑事手続 <p>ADR (裁判外) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 調停 (SMC) 仲裁 (SIAC) <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事上の自助手続とも言うべき処理方法がある (FIAT Self-Help-Systemと呼ばれることも有る。権利者が警察の特別部に申立をし裁判所がsearch warrantを発効する) 警察内に知財特別判 (IPRB) が設置されている 	<p>司法 (裁判) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 民事手続 知財・貿易中央裁判所 刑事手続 同上 <p>行政手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業省知的財産局の知財紛争防止部における仲裁・調停手続 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察 (経済犯罪調査局) に対する告訴、告発
4	利用の状況 (件数)	<p>裁判所 (マニラ地方裁判所)</p> <p>2002年4月から2003年9月15日まで</p> <p>刑事事件 192件</p> <p>民事事件 9件</p> <p>このうち、商標事件61件、不正競争事件90件、著作権事件10件、デッドコピー事件23件、医薬品の模造品事件2件</p> <p>知財庁</p> <p>2001年</p> <p>19件 (うち特許5、商標14)</p> <p>2002年</p> <p>9件 (商標6、著作権3)</p> <p>2003年</p> <p>16件 (うち特許2、商標12、著作権2)</p>	<p>裁判所では、特にIP関係の事件としての正式な統計は採っていないことである。正式な統計資料としての提供はされない (公式ではないが、1993年から2003年中頃までに約500件程度の提訴があったとのことであり、この中で判決にいたった件数はさらに少ない。傾向として著作権・商標権のケースが多い)</p>	<p>知財・貿易中央裁判所の知財関係事件の統計</p> <p>(民事)</p> <p>1997年 3件、1998年 90件、1999年 70件</p> <p>2000年 102件、2001年 138件、</p> <p>2002年 (9月まで) 119件</p> <p>(刑事)</p> <p>1997年 148件、1998年 1643件、1999年 1721件</p> <p>2000年 2141件、2001年 3252件、</p> <p>2002年 (9月まで) 2690件</p>
5	知的財産権の保護制度の改革 (法改正を含む。)	<p>1998年1月1日</p> <p>従前の特許法、商標法、著作権法を廃止して知的財産法を施行。特許において先発明優先主義から先出願優先主義へ。</p> <p>2001年8月17日</p> <p>知的財産庁令施行 実用新案創設</p> <p>2001年8月30日</p> <p>知的財産法改正施行 半導体集積回路、デザインの保護創設</p> <p>2002年10月</p> <p>WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約、PCT条約加盟</p>	<p>2001年 4月 IPOS (シンガポール知的財産庁) の創設</p> <p>2002年 1月 ASPA (シンガポール特許代理人協会) 発足</p> <p>2002年 JESPA (日本・シンガポール新時代経済連携協定) の締結 (同年1月) 発効 (同年11月)</p> <p>2003年 1月 IPアカデミーの発足</p>	<p>2003年7月現在、地理的表示法の法案が国会で審議されている。</p>
6	備考	<p>知的財産庁ホームページ</p> <p>http://www.ipophilippines.gov.ph/</p> <p>税関</p> <p>http://www.customs.gov.ph/html/cover.htm</p> <p>貿易産業省</p> <p>http://www.dti.gov.ph/contentment/37/index.jsp</p> <p>警察庁</p> <p>http://www.pnp.info.com.ph/</p> <p>NBI (National Bureau of Investigation 国家捜査局)</p> <p>http://www.dti.gov.ph/contentment/37/index.jsp</p>	<p>裁判所ホームページ</p> <p>http://www.supcourt.gov.sg</p> <p>IPOS (シンガポール知的財産庁)</p> <p>http://www.ipos.gov.sg</p> <p>シンガポール調停センター (SMC)</p> <p>http://www.mediation.com.sg</p> <p>シンガポール仲裁 (SIAC) センター</p> <p>http://www.siac.org.sg</p> <p>シンガポール警察</p> <p>http://www.spinet.gov.sg</p> <p>IPアカデミー</p> <p>http://www.ipacademy.edu.sg</p>	<p>知財・貿易中央裁判所のホームページ</p> <p>http://www.cipitc.or.th</p> <p>商業省知的財産局のホームページ</p> <p>http://www.ipthailand.org</p> <p>検察庁 知財・貿易局のホームページ</p> <p>http://www.attorney-general.go.th/english/index2.html</p>

知的財産権のエンフォースメント (3 / 3)

	国名	日本										
1	知的財産権関連法規 (制定年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産基本法 (2002年法律122) ・ 特許法 (1959年法律121) ・ 実用新案法 (1959年法律123) ・ 意匠法 (1959年法律125) ・ 商標法 (1959年法律127) ・ 著作権法 (1970年法律48) ・ 半導体集積回路の回路配置に関する法律 (1985年法律43) ・ 種苗法 (1998年法律83) ・ 不正競争防止法 (1993年法律47) ・ 関税定率法 (1910年法律54) 										
2	知的財産権として保護される客体	<p>※ 以下、知的財産権として保護される客体 (括弧内は、それらの客体を保護する根拠法)</p> <p>1 主なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 発明 (特許法)・考案 (実用新案法) 1-2 意匠 (意匠法) 1-3 商標 (商標法) 1-4 著作物 (著作権法) 1-5 半導体チップ (半導体集積回路の回路配置に関する法律) 1-6 植物新品種 (種苗法) <p>2 上記1以外</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 不正競争防止法、不法行為による侵害 (不正競争防止法, 民法) 2-2 遺伝子資源, 伝統的知識の保護 (根拠法なし) 										
3	知的財産権関連法規が定めた権利の実現方法 (民事・刑事・行政)	<p>司法 (裁判) 手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民事手続 民事訴訟 (地方裁判所) 民事調停 (簡易裁判所) ・ 刑事手続 刑事訴訟 (地方裁判所) <p>行政制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 判定制度 (特許庁) 特許異議申立制度 (特許庁) 無効審判手続 (特許庁) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁・調停 (各地の弁護士会・日本知的財産仲裁センター・日本商事仲裁協会) 										
4	利用の状況 (件数)	<p>民事訴訟 - 地裁での新受件数</p> <p>2002年 607件 (東京地裁342件, 大阪地裁131件)</p> <p>民事調停</p> <p>知的財産 (権) 紛争についての件数は不明</p> <p>刑事訴訟</p> <p>知的財産に関する事件数は不明</p> <p>判定制度</p> <p>2002年 115件 (成立68件)</p> <p>特許異議申立制度</p> <p>2002年 4,082件 (申立成立1,101件)</p> <p>無効審判手続</p> <p>2002年 559件 (申立成立389件)</p> <p>仲裁・調停</p> <p>日本知的財産権仲裁センター</p> <p>2002年 調停 5件, 仲裁0件</p> <p>(2003年 調停22件, 仲裁1件)</p> <p>税関での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止実績 (2002年)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>特許権</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>実用新案権</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>意匠権</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>6,859件</td> </tr> <tr> <td>著作権</td> <td>108件</td> </tr> </table>	特許権	7件	実用新案権	0件	意匠権	13件	商標権	6,859件	著作権	108件
特許権	7件											
実用新案権	0件											
意匠権	13件											
商標権	6,859件											
著作権	108件											
5	知的財産権の保護制度の改革 (法改正を含む)	<p>2001年 6月 司法制度改革意見書を内閣に提出</p> <p>2001年 11月 司法制度改革推進法が公布</p> <p>2002年 7月 知的財産戦略大綱を決定</p> <p>2002年 10月 司法制度改革推進本部「知的財産訴訟検討会」</p> <p>2002年 12月 知的財産基本法を公布 (2003年3月施行)</p> <p>2003年 3月 知的財産戦略本部を設置</p>										
6	備考	<p>最高裁判所</p> <p>http://www.courts.go.jp/</p> <p>特許庁</p> <p>http://www.jpo.go.jp/</p> <p>日本弁護士連合会</p> <p>http://www.nichibenren.or.jp/</p> <p>日本弁理士会</p> <p>http://www.jpaa.or.jp/</p> <p>日本知的財産権仲裁センター</p> <p>http://www.ip-adr.gr.jp/</p> <p>財務省</p> <p>http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/ka150409.htm</p>										

発行日：平成16年7月1日

発行者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子 浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番9号 第九興和ビル別館

TEL 03 (3505) 0525 FAX 03 (3505) 0833

ホームページアドレス <http://www.icclc.or.jp>

印刷製本：有限会社 一星社

代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03 (3552) 3566 (代)